

## 第3編 資料編・用語集



### 第3編 資料編・用語集 目次

<b>第1 総則</b> .....	1
1 所沢市防災会議条例 .....	1
2 所沢市防災会議条例施行規則 .....	1
3 所沢市防災会議委員名簿 .....	4
4 所沢市防災会議幹事名簿 .....	6
<b>第2 災害環境</b> .....	7
1 過去（昭和40年以降）の主な災害 .....	7
2 埼玉県における想定地震別被害想定結果一覧表 .....	12
3 土砂災害警戒区域等一覧 .....	15
4 土砂災害警戒区域・大規模盛土造成地分布図 .....	17
<b>第3 防災体制</b> .....	18
1 所沢市災害対策本部条例 .....	18
2 所沢市災害対策本部要綱 .....	19
3 所沢市災害対策本部運営要領 .....	31
4 埼玉西部消防組合、所沢市消防団の組織編成 .....	33
5 自主防災組織 .....	34
6 防災関連施設位置図 .....	35
<b>第4 応援協力</b> .....	47
1 災害時応援協定一覧 .....	47
2 災害派遣手当等の額に関する条例 .....	53
<b>第5 交通・輸送・災害復旧</b> .....	54
1 県及び市指定緊急輸送道路 .....	54
2 災害対策基本法施行規則 別記様式第1～第3 .....	56
3 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 .....	57
<b>第6 情報伝達</b> .....	58
1 防災関係機関等無線施設 .....	58
2 被害報告の項目と定義 .....	59
3 相談カード .....	61
<b>第7 医療救護</b> .....	62
1 市内後方医療機関 .....	62
2 県指定の災害拠点病院・災害時連携病院 .....	63
3 国立病院機構災害医療センター .....	64
<b>第8 避難場所等</b> .....	65
1 指定緊急避難場所・指定避難所一覧 .....	65
2 所沢市学校施設に係る避難場所等の管理及び運用に関する要綱 .....	70

<b>第9 水・食料・物資等</b> .....	76
1 応急給水用資機材の内訳 .....	76
2 浄水場一覧 .....	76
3 緊急遮断弁付受水槽設置場所 .....	77
4 耐震性貯水槽設置場所 .....	77
5 補水施設 .....	77
6 防災備蓄倉庫の収容物 .....	78
7 炊出し実施場所 .....	79
<b>第10 廃棄物・防疫</b> .....	80
1 ごみ処理施設 .....	80
2 市有清掃機材 .....	80
3 市内のし尿汲取業者 .....	81
4 仮設トイレ及び簡易トイレの備蓄状況等 .....	81
<b>第11 生活支援等</b> .....	82
1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準 .....	82
2 応急仮設住宅の設置場所 .....	87
3 罹災証明書交付申請書 .....	88
4 罹災証明書 .....	89
5 被災届出証明書交付申請書 .....	90
6 所沢市災害弔慰金の支給等に関する条例 .....	91
7 所沢市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 .....	95
8 所沢市り災見舞金等支給要綱 .....	99
9 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法 .....	101
10 株式会社日本政策金融公庫法 .....	101
11 埼玉県農業災害対策特別措置条例 .....	101
12 農業災害補償 .....	101
<b>第12 風水害</b> .....	102
1 注意報・警報の種類及び発表基準 .....	102
2 浸水想定区域・土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設一覧 .....	104
3 風水害対応タイムライン【台風襲来を想定した行動計画】 .....	119
<b>第13 危険物等</b> .....	120
1 危険物取扱施設の現況 .....	120
2 危険物製造・貯蔵・取扱施設 .....	121
3 毒物・劇物製造施設 .....	121
4 放射性同位元素等取扱施設 .....	121

〔用語集〕

## 資料編



## 第1 総則

### 1 所沢市防災会議条例

昭和38年10月10日告示第148号  
最終改正 平成24年9月28日条例第44号

#### (目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、所沢市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(平12条例12・一部改正)

#### (所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 所沢市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平12条例12・平24条例35・一部改正)

#### (会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員50人以内をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (2) 埼玉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - (3) 埼玉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - (4) 市の職員(次号及び第6号に掲げる者を除く。)のうちから市長が指名する者
  - (5) 所沢市教育委員会の教育長
  - (6) 所沢市消防団長
  - (7) 埼玉西部消防組合の所沢中央消防署長
  - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関のうちから市長が任命する者
  - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
  - (10) その他防災上必要な機関及び団体のうちから市長が任命する者
- 6 前項第8号から第10号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(昭61条例29・平元条例26・平5条例5・平6条例7・平8条例21・平10条例25・  
平13条例13・平14条例9・平16条例2・平24条例35・平24条例44・一部改正)

#### (幹事会)

第4条 防災会議に幹事を置くことができる。

- 2 幹事の定数は、50人以内とする。
- 3 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。
- 4 幹事は、幹事会を構成する。
- 5 幹事会は、会長が召集する。
- 6 幹事会は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - (1) 防災会議に提出する議案の作成
  - (2) その他会長が命ずる事務

(平16条例2・追加、平24条例35・一部改正)

(専門委員)

第5条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県職員の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、防災会議に出席して意見を述べることができる。

(平16条例2・旧第4条線下・一部改正)

(その他)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮つて定める。

(平16条例2・旧第5条線下・一部改正、平24条例35・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和40年1月11日条例第1号)

<中略>

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月28日条例第12号) 抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月29日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年3月26日条例第9号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月25日条例第2号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月28日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月28日条例第44号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 2 所沢市防災会議条例施行規則

昭和39年8月1日告示第164号  
最終改正 平成19年3月1日規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、所沢市防災会議条例(昭和38年告示第148号)第6条の規定に基づき、所沢市防災会議(以下「防災会議」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(平19規則1・一部改正)

(防災会議)

第2条 防災会議は、会長が招集してその議長となる。

2 防災会議の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

3 防災会議を招集するときは、会議の日時、場所及び議題を定め委員に通知しなければならない。

(平19規則1・一部改正)

(異動報告等)

第3条 委員に異動があった場合後任者は直ちにその役職、氏名及び異動年月日を会長に報告しなければならない。

(会長の専決処分)

第4条 防災会議の権限に属する事項でその議決により特に指定した事項は会長において処理することができる。

2 前項の規定により処理したときは、会長は次の防災会議においてこれを報告しなければならない。

(幹事会)

第5条 幹事会に幹事長を置き、会長があらかじめ指名した幹事をもって充てる。

2 幹事長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 幹事会の議事は、出席した監事の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 幹事会を招集するときは、会議の日時、場所及び議題を定め幹事に通知しなければならない。

(平19規則1・追加)

(会議録)

第6条 会長は会議録を作成し、次の事項を記録しておかななければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 会議に付した案件及び審議の経過
- (4) 議決した事項
- (5) その他の事項

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

(平16規則6・旧第10条繰上、平19規則1・旧第8条繰下、平19規則2・旧第9条繰上)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

<中略>

附 則 (平成19年3月1日規則第2号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

### 3 所沢市防災会議委員名簿

(令和6年3月末現在)

	区 分	選出区分 (機関名)	職 名
1	会 長	所沢市	市長
2	1号委員 指定地方行政機関	埼玉労働局所沢労働基準監督署	署長
3	2号委員 県の機関	埼玉県川越県土整備事務所	所長
4		埼玉県川越農林振興センター	所長
5		埼玉県西部地域振興センター	所長
6		埼玉県狭山保健所	所長
7	3号委員 警察の機関	埼玉県所沢警察署	署長
8	4号委員 市の機関	所沢市	副市長
9		所沢市	上下水道事業管理者
10		所沢市	秘書監
11		所沢市	危機管理監
12		所沢市	経営企画部長
13		所沢市	総務部長
14		所沢市	財務部長
15		所沢市	市民部長
16		所沢市	福祉部長
17		所沢市	こども未来部長
18		所沢市	健康推進部長
19		所沢市	環境クリーン部長
20		所沢市	産業経済部長
21		所沢市	街づくり計画部長
22		所沢市	所沢駅西口まちづくり担当理事
23		所沢市	建設部長
24		所沢市	会計管理者
25		所沢市	市民医療センター事務部長
26		所沢市	議会事務局長
27		所沢市	教育総務部長
28		所沢市	学校教育部長
29	所沢市	上下水道局長	
30	5号委員 教育機関	所沢市教育委員会	教育長
31	6号委員 消防機関	所沢市消防団	団長
32	7号委員 消防機関	埼玉西部消防組合	消防署統括監兼所沢中央消防署長
33	8号委員 指定公共機関又は 指定地方公共機関	東日本旅客鉄道(株)東所沢駅	駅長
34		東日本電信電話(株)埼玉事業部 埼玉西支店	支店長
35		東京電力パワーグリッド(株) 志木支社	支社長
36		(一社)所沢市医師会	理事
37		西武鉄道(株)所沢駅管区	管区長
38		武州瓦斯(株)	取締役社長

	区 分	選出区分 (機関名)	職 名
39		西武バス(株)所沢営業所	所長
40		(一社)埼玉県トラック協会所沢支部	支部長
41		(一社)埼玉県エルピーガス協会所沢支部	支部長
42		(一社)所沢市歯科医師会	会長
43	9号委員 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者	所沢市自主防災会連合会	会長
44	10号委員 その他防災上必要な機関及び団体	所沢市建設産業連合会	会長
45		所沢市自治連合会	監事
46		(社福)所沢市社会福祉協議会	常務理事
47		(一社)埼玉県助産師会所沢地区	災害対策委員
48		所沢市男女共同参画審議会	委員
49		(一社)所沢市薬剤師会	会長

#### 4 所沢市防災会議幹事名簿

(令和5年3月15日現在)

	選出区分(機関名)	職名
1	所沢市	危機管理監
2	埼玉労働局所沢労働基準監督署	副署長
3	埼玉県川越県土整備事務所	道路部長
4	埼玉県川越農林振興センター	管理部長
5	埼玉県西部地域振興センター	副所長
6	埼玉県狭山保健所	副所長
7	埼玉県所沢警察署	警備課長
8	所沢市	秘書室長
9	所沢市	危機管理室長
10	所沢市	経営企画部次長
11	所沢市	総務部次長
12	所沢市	財務部次長
13	所沢市	市民部次長
14	所沢市	福祉部次長
15	所沢市	こども未来部次長
16	所沢市	健康推進部次長
17	所沢市	環境クリーン部次長
18	所沢市	産業経済部次長
19	所沢市	街づくり計画部次長
20	所沢市	建設部次長
21	所沢市	出納担当参事
22	所沢市	市民医療センター事務部総務担当参事
23	所沢市	議会事務局参事
24	所沢市	教育総務部次長
25	所沢市	学校教育部次長
26	所沢市	上下水道局次長
27	所沢市消防団	副団長
28	埼玉西部消防組合	所沢東消防署長
29	東日本旅客鉄道(株)東所沢駅	駅長
30	東日本電信電話(株)埼玉事業部埼玉西支店	担当課長
31	東京電力パワーグリッド(株)志木支社	渉外担当部長
32	(一社)所沢市医師会	理事
33	西武鉄道(株)所沢駅管区	管区長
34	武州瓦斯(株)	供給保安部長
35	西武バス(株)所沢営業所	所長
36	(一社)埼玉県トラック協会所沢支部	支部長
37	(一社)埼玉県エルピーガス協会所沢支部	青年委員会委員長
38	(一社)所沢市歯科医師会	専務理事
39	所沢市自主防災会連合会	監事
40	所沢市建設産業連合会	会長
41	所沢市自治連合会	副会長
42	(社福)所沢市社会福祉協議会	事務局長
43	(一社)埼玉県助産師会所沢地区	災害対策委員
44	所沢市男女共同参画審議会	委員

## 第2 災害環境

## 1 過去（昭和40年以降）の主な災害

災害	内容	被害状況
昭和41年 台風第4号 風水害	昭和41年6月28日に襲来した台風4号は、厚い雨雲を伴って房総中を通過し、梅雨前線を刺激して典型的な雨台風となった。また、関東地方に激しい雨を降らせ、市の降雨量は274.9mmを記録し、柳瀬川、東川、砂川堀、不老川が豪雨により氾濫して家屋の流失、家屋の浸水、崖くずれ、橋の流失など大きな被害をもたらした。 この災害で、市では災害対策本部を設置し、避難者に炊き出しを行うなど大規模な救助活動を実施した。	流失家屋 2棟 床上浸水 57棟 床下浸水 195棟 道路破損 8か所 崖くずれ 9か所 橋梁流失 9か所
昭和41年 台風第26号 風水害	昭和41年9月25日に襲来した台風26号は、午前2時ごろ県北西部を北上した。 市内は強風と大雨にみまわれ、最大瞬間風速35.4mの記録的な暴風によって家屋の損倒壊・被害が続出した。 この災害で、市は災害対策本部を設置し、市始まって以来、災害救助法の適用を受けて被災者の救助にあたった。	負傷者 4名 全壊家屋 95棟 半壊家屋 341棟 一部破損 1,530棟 床上浸水 4棟 公共土木被害 4か所 田畑被害 1,354ha
昭和52年 8月17日～19日長 雨	8月としては異常な長雨が続いたところへ、台風11号の房総中通過に伴って前線が刺激されて大雨となった。また、砂川堀の決壊により、美原町、松葉町地域で家屋の浸水、東川の増水により橋の流失などの被害があった。 降り始めてからの雨量は396.1mmに達し、田畑の冠水等により、農作物に大きな被害があった。	床上浸水 27棟 橋梁流失 1か所 床下浸水 52棟 田畑被害 334.2ha 道路不通 4か所
昭和54年 台風第20号 風水害	昭和54年10月19日に襲来した台風20号は、激しい暴風雨を伴い、紀伊半島に上陸し、北上した。 市内では昼前から風雨が強くなり、午後1時30分には最大瞬間風速35.0mを記録する暴風雨にみまわれた。風による被害が特に大きく、市内の全域で家屋の損倒壊や文教施設の相当の被害が発生した。	全壊 8棟 半壊 14棟 一部破損 79棟 床上浸水 3棟 床下浸水 8棟 文教施設 27棟 道路冠水 4か所 農作物被害 604ha 死者 1名 負傷者 7名
昭和57年 台風第18号 風水害	昭和57年9月12日に襲来した台風18号は、県北西部を北上し、市内にも激しい雨をもたらした。降雨量は301.0mmを記録した。 この豪雨で市内を流れる河川が各所で氾濫し、家屋の損倒壊、家屋の浸水、崖崩れ等多くの被害をもたらした。	住家一部損壊 1棟 非住家全壊 3棟 床上浸水 100棟 床下浸水 369棟 道路被害(冠水・陥没) 4か所 文教施設一部破損 6か所 水道施設被害 2か所 崖崩れ 4か所 畑の冠水 62.1ha

災 害	内 容	被 害 状 況
平成4年 7月15日 豪雨による水害	梅雨末期の気象の不安定な状態が、市内各所に局地的な豪雨をもたらした。特に、午後8時から9時までの1時間当たりの降雨量は、市の観測史上類をみない75mmという驚異的な数値を記録し、各所で被害が続出した。	床上浸水 92棟 土砂崩れ 1か所 床下浸水 144棟 橋の欄干流出 1か所 店舗等への雨水侵入 73か所 道路被害(冠水・陥没) 21か所 河川の護岸崩壊 3か所 ブロック塀の倒壊 3か所
平成17年 9月4日 豪雨による水害	九州西部に上陸した台風14号は、山陰中に抜けるまで勢力をほぼ維持したまま、ゆっくりとした速度で進行した。このため、三陸中から九州北部へのびる前線に向かって、暖かく湿った空気が流れ込み、関東地方で気象の状態が不安定となり、雨雲が急速に発達した。 中央消防署南分署では、午後6時から7時までの1時間に、78.7mmの雨量を記録した。	床上浸水 21棟 床下浸水 86棟 河川の護岸崩壊 1か所 人的被害 1名
平成18年 5月20日 竜巻による風害	5月20日午後3～4時頃、突風により市内に局地的な帯状分布を示す被害をもたらした。同時刻、寒気をともなった上空の気圧の谷が、東日本を通過中であった。関東地方では、午後お清れて気温が上昇したことも加わって、気象の状態は不安定であった。また、市域には、大雨警報、洪水警報、雷注意報が発表されていた。 突風の原因は、竜巻と考えられている。竜巻通過前、雨は小降りであったが、通過後、雨風がしばらく強くなった。 被害状況は、屋根の浮上り、瓦の飛散及び瓦の破片が壁に突き刺さるといった住家一部損壊が認められた。	住家一部損壊 41棟
平成22年 6月29日 雷を伴う集中豪雨	落雷による停電が発生し、午後9時から10時までの間に時間最大雨量61.5mmを記録した。	床上浸水 12棟 床下浸水 17棟 店舗等への雨水侵入 2か所 道路冠水 12か所 (車両の水没 2か所) 停電 800世帯
平成22年 7月5日 集中豪雨による水害	雨雲がゆっくりした動きで市内を通過したため、多くの被害をもたらした。 午後6時から9時までの3時間で108mmを記録した。 (午後6時から7時までの間、時間最大雨量45mm)	床上浸水 2棟 床下浸水 17棟 道路冠水 21か所 護岸崩落 1か所 土砂崩れ 1か所 ブロック塀の倒壊 1か所
平成22年 10月13日 集中豪雨による水害	午後8時から10時までの2時間で103mmを記録した。 (午後8時から9時までの間、時間最大雨量63mm)	床上浸水 1棟 床下浸水 11棟 道路冠水 12か所 護岸崩落 1か所
平成23年 3月11日 東北地方太平洋中地震(東日本大震災)	3月11日14時46分に三陸中でマグニチュード9.0の地震が発生し、市内では震度5弱を観測した。また、軽症者2名、住家の一部破損31棟の被害が発生した。	人的被害(軽傷) 2名 住家一部破損 31棟

災 害	内 容	被 害 状 況
平成23年 9月21日 台風第15号 風水害	最大瞬間風速30mの強風による住宅の屋根などの剥離、倒木が多数発生し、街路灯にも被害、また、倒木による停電や西武線の運行停止が発生した。 屋根を飛ばされたアパートの住民対応として、避難場所を1か所提供した。	床下浸水 1棟 住家一部破損 21棟 倒木 86か所 街路灯の破損 3か所 停電 300世帯
平成24年 6月19日 台風第4号 風害	最大瞬間風速 30.9mの強風により、外で作業をしていた男性1名が怪我を負った。また、倒木により一部地域で停電が発生したほか、道路交通障害が多数発生した。	人的被害 1名 住家被害 2棟 非住家被害 1棟 倒木 15か所 停電 1,060世帯
平成24年 9月30日 台風第17号 風害	最大瞬間風速 33.6mの強風により、住家のトタン屋根などの剥離、倒木が多数発生した。また、倒木により一部地域で停電が発生したほか、道路交通障害も発生した。	住家被害 4棟 非住家被害 1棟 倒木 10か所 停電 70世帯 看板落下 1か所
平成25年 7月15日～16日大 雨と台風18号風水 害	15日の明け方からの大雨（時間最大雨量 31.5mm）及び16日の台風18号（最大瞬間風速24.6m）の影響により、急傾斜地における土砂災害の危険性が高まったため、危険箇所世帯に避難勧告を発令した（土砂災害発生せず、被害なし）。また、大雨により道路冠水が発生したほか、強風により女性1名が転倒し怪我を負った。	避難勧告 4世帯13名 人的被害 1名 住家被害 6棟 非住家被害 2棟 倒木 9か所 道路冠水 4か所
平成25年 10月15日～16日 台風第26号 風水害	最大瞬間風速 24.5mの強風により、女性1名が転倒して怪我を負ったほか、住家のトタン屋根などの剥離が発生した。また、大雨（時間最大雨量 29.0mm）により道路冠水が発生した。	人的被害 1名 住家被害 7棟 非住家被害 1棟 倒木 5か所 看板落下 1か所 道路冠水 2か所
平成26年 2月8日の大雪によ る雪害（被害は13 日まで）	8日の午前3時から降り続いた雪（降雪量 36cm）の影響により、歩行者の転倒や交通事故などが多数発生した。	救急搬送 30件 （交通事故8件、一般事 故21件、労災事故1件） 火災 1棟 倒木 1か所
平成26年 2月14日の大雪によ る雪害（被害は 24日まで）	8日の大雪の影響が残るなか、最大積雪量 57cm という記録的な大雪の影響により、歩行者の転倒や交通事故、カーポートの倒壊など多くの被害が発生した。 また、2月27日に「埼玉県農業災害対策特別措置条例」に基づき、農業災害の特別災害地域に指定された。	救急搬送 37件 （交通事故8件、一般事 故28件、労災事故1件） 倒木 28か所 カーポート等被害 119か所 農業被害 1,255,695.5㎡ 停電 436世帯

災 害	内 容	被 害 状 況
平成28年 8月22日 台風第9号 風水害	<p>台風第9号の接近により南から湿った空気が流れ込み、降り始めからの総雨量が200mmを超え、1時間の最大雨量は、76.5mmを記録し、これは観測史上で最高となった。</p> <p>市内では、東川や柳瀬川などの氾濫等により、床上浸水が119棟、床下浸水等が483棟、その他、道路冠水や土砂崩れなど多くの被害が発生した。</p> <p>また、荒幡地区の柳瀬川護岸が崩壊し、家屋1棟が大きく傾斜するなど、地域の住宅に甚大な被害が発生した。</p> <p>市としては、この対応として、災害対策本部を立ち上げ、全庁的に災害対策にあたった。</p>	<p>全壊 1棟</p> <p>大規模半壊 2棟</p> <p>半壊 1棟</p> <p>一部員壊 9棟</p> <p>床上浸水 119棟</p> <p>床下浸水等 483棟</p> <p>道路冠水(冠水・陥没等) 19か所</p> <p>護岸崩壊 12か所</p> <p>公共施設被害 91か所</p> <p>下水道施設被害 31か所</p> <p>土砂崩れ 3か所</p>
平成29年 10月22日 台風第21号 風水害(被害は23日まで)	<p>台風第21号の接近により、市では22日から23日にかけて大雨となった。22日には大雨警報及び洪水警報が、翌23日には土砂災害警戒情報が発令された。市役所における22日の総雨量は157.0mm、23日では141.5mmを観測した。</p> <p>これに伴い、市では22日の午後7時55分に市内の4地区に対し「避難準備・高齢者等避難開始」を発令した。</p> <p>この台風では人的被害は発生しなかったが、家屋被害や道路被害等が発生した。</p>	<p>床上浸水 1棟</p> <p>床下浸水 9棟</p> <p>土砂崩れ 1か所</p> <p>什餘地崩落 2か所</p> <p>倒木 2か所</p> <p>道路冠水 3か所</p> <p>河川・調整池の溢水 2か所</p> <p>河川の護岸崩落 1か所</p>
平成30年 8月27日 大雨による水害	<p>平成30年8月27日夕方から夜にかけて、日本海から東北南部にのびる前線が関東地方を南下し、南から暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、大気の状態が非常に不安定となった。これに伴い大雨警報、洪水警報及び雷注意報が発令された。</p> <p>市役所における27日の総雨量は57.5mmで、人的被害は発生していないが、家屋の浸水や道路の冠水、及び同時に発生した雷の影響を受けた停電により市民生活に影響が出た。</p>	<p>床上浸水 4棟</p> <p>床下浸水 7棟</p> <p>停電(雷の影響) 約200世帯</p> <p>道路冠水 4か所</p>
平成30年 9月4日 台風第21号 風水害	<p>台風第21号の接近により、市では4日から5日にかけて大雨や強風となった。これに伴い、4日に強風注意報、雷注意報、大雨注意報が、5日には洪水注意報が発令された。この台風による最大瞬間風速は所沢中央署で30.1m/sで、時間最大雨量は24.0mmを記録した。</p>	<p>住家一部破損 5棟</p> <p>床上浸水 2棟</p> <p>倒木(恐れ含む) 41か所</p>
平成30年 9月30日 台風第23号 風水害(被害は10月1日まで)	<p>台風第24号の接近により、市では9月30日から10月1日にかけて大雨や強風となった。これに伴い、9月30日に強風注意報、暴風警報、大雨注意報、大雨警報及び洪水注意報が、10月1日に強風注意報(2回目)が発令された。降り始めからの総雨量は56.5mm、最大瞬間風速は所沢中央署で41.3m/sを記録した。</p> <p>また、1名が看板直撃により怪我を負った。</p>	<p>人的被害(軽傷) 1名</p> <p>住家一部破損 67棟</p> <p>非住家被害 1棟</p> <p>ブロック塀被害 2か所</p> <p>倒木 36か所</p>

災 害	内 容	被 害 状 況
令和元年 9月8日 台風第15号 風水害（被害は9月 9日まで）	台風第15号の接近により、市では9月8日から9月9日にかけて大雨や強風となった。これに伴い、8日に大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害）及び暴風警報が、9日に洪水警報が発令された。また、8日には「避難準備・高齢者等避難開始」を市内の5地区に発令し、7か所で避難所を開設した（避難者の最大数29名）。8日0時から9日5時までの総雨量は80.0mm、最大瞬間風速は28.4m/sを記録した。	住家一部破損 2棟 倒木 1か所
令和元年 10月12日 台風第19号 風水害	台風第19号の接近により、市では12日から13日にかけて大雨や強風となった。これに伴い、12日4時台に大雨警報及び洪水警報が、同日21時台には土砂災害警戒情報が発令され、21時51分には、大雨特別警報が初めて発令された。 市では、12日10時に洪水の危険性がある5地区に対して「避難準備・高齢者等避難開始」を発令し、7か所で避難所を開設した（避難者の最大数852名）。また、まちづくりセンターでも避難者を受け入れた（避難者の最大数76名）。 また、同日18時に土砂災害の危険性がある6地区に対して「避難準備・高齢者等避難開始」を発令し、17か所に避難所を開設した（避難者の最大数14人）。 市役所における12日の総雨量は370mmに及び、特に12日の21時には時間雨量55mmを記録した。また、この台風による最大瞬間風速は29.7m/sを記録した。 なお、この災害で市では、災害救助法施行令第1条第1項第4号により災害救助法が適用された。	床上浸水 13棟 床下浸水 158棟 道路冠水 13か所 （通行止め 2か所） 車両の水没 2か所 停電 300世帯 風害（倒木・飛来物など） 13件 土砂崩れ 1か所 河川氾濫 3か所 護岸崩壊 7か所
令和4年 1月6日 大雪	本州の南岸を低気圧が通過し、西日本から東日本の太平洋側では雪や雨となり、県内では越谷県土整備事務所で5.5cm、朝霞県土整備事務所で3.0cmの積雪となった。 市内では、住家の一部破損が発生した。	住家一部破損 1棟
令和4年 3月16日 福島県沖地震	3月16日23時36分に福島県沖でマグニチュード7.4の地震が発生し、市内では震度3を観測した。また、住家の一部破損が発生した。	住家一部破損 2棟
令和4年 6月3日 大雨	6月3日16時25分に大雨警報が発表され、強風やひょうによる負傷者、住家被害、倒木等が県内各地で発生した。市内の降水量は8.5mm、日最大風速は7.0m/sで、住家の一部破損が発生した。	住家一部破損 2棟
令和4年 6月12日に入間市 から所沢市にかけて 発生した突風	6月12日13時00分頃、埼玉県入間市宮寺から所沢市糎谷にかけて突風が発生し、住家の屋根瓦のめくれなどの被害があった。 突風の種類はダウンバーストの可能性が高いと判断され、風の強さは風速約35m/sと推定された。これは日本版改良藤田スケールでJEF0に該当するものである。	住家の一部破損 7棟 農地・農作物被害 16件 倒木 13件

## 2 埼玉県における想定地震別被害想定結果一覧表

(平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査)

### (1) 所沢市の主要被害予測結果

予測内容	ケース	風速	東京湾北部	茨城県南部	立川断層帯	関東平野北西縁断層帯	元禄型関東地震
最大震度	—	—	6弱	5弱	6強	6弱	5強
木造建物 全壊数 (棟)	—	—	5	1	846	4	0
木造建物 半壊数 (棟)	—	—	403	2	5,095	242	89
焼失数 (棟)	冬18時	8m/s	80	31	779	74	73
死者数 (人)	夏12時	8m/s	0	0	36	1	0
	冬5時	8m/s	0	0	65	1	0
	冬18時	8m/s	1	0	49	1	0
負傷者数 (人)	夏12時	8m/s	61	1	441	52	18
	冬5時	8m/s	64	0	857	42	15
	冬18時	8m/s	73	2	607	58	27
断水人口 (人)	—	—	27,628	0	31,017	296	1,483
1日後 避難者数 (人)	冬18時	8m/s	553	133	9,233	442	341
帰宅 困難者数 (人)	平日 12時	—	22,753 ~25,654	8,508 ~8,618	23,228 ~26,707	21,511 ~25,311	22,534 ~25,660

## (2) 埼玉県の地震被害想定調査結果

(1/2)

項目	予測内容	ケース	風速	東京湾 北部	茨城県 南部	立川 断層帯	関東平野北 西縁断層帯	元禄型関 東地震
建物	全壊数	—	—	13,380	8,496	1,026 ~1,931	49,087 ~55,129	2,117
	半壊数	—	—	42,743	27,572	9,592 ~13,389	101,874 ~106,498	9,536
火災	焼失棟数	夏12時	3m/s	411	437	324 ~448	2,687 ~3,208	204
			8m/s	515	573	380 ~536	3,123 ~3,635	242
		冬5時	3m/s	155	185	121 ~222	1,781 ~2,214	42
			8m/s	206	258	142 ~271	2,088 ~2,515	52
		冬18時	3m/s	1,286	1,318	955 ~1,381	10,093 ~10,998	579
			8m/s	1,572	1,763	1,117 ~1,642	11,669 ~12,372	694
人的被害	死者数 (人)	夏12時	8m/s	361	77	43 ~76	1,401 ~1,580	27
		冬5時		585	143	75 ~141	3,192 ~3,599	34
		冬18時		442	107	60 ~106	2,221 ~2,518	31
	負傷者数 (人)	夏12時	8m/s	4,847	1,776	1,120 ~1,511	15,696 ~16,540	1,013
		冬5時		7,215	2,782	1,608 ~2,310	22,867 ~23,590	1,252
		冬18時		5,309	2,104	1,348 ~1,817	16,887 ~17,509	1,042
生活支障	避難者数 -1日後- (人)	冬18時	8m/s	43,538	27,396	6,742 ~ 10,810	111,228 ~ 117,990	8,041
	避難者数 -1週間後- (人)			54,180	41,705	6,286 ~ 11,409	135,821 ~ 144,968	6,701
	避難者数 -1ヶ月後- (人)			21,769	16,052	3,371 ~ 5,405	106,932 ~ 123,342	4,020
	帰宅 困難者数 (人)			夏12時	—	600,733 ~667,146	517,986 ~531,986	342,580 ~522,786

項目	予測内容	ケース	風速	東京湾 北部	茨城県 南部	立川 断層帯	関東平野北 西縁断層帯	元禄型 関東地震	
ライフライン	電力	電柱被害率 (本)	冬18時	8m/s	1,546	1,292	456 ~704	9,336 ~10,244	382
		停電世帯数 -1日後- (世帯)			52,970	34,311	5,337 ~ 9,456	189,772 ~ 208,350	8,905
	通信	電柱被害率 (本)	冬18時	8m/s	572	433	159 ~237	3,629 ~3,950	136
		不通回線数 -1日後- (回線)			3,238	2,356	1,237 ~ 1,907	13,415 ~ 14,876	864
	都市 ガス	供給停止軒数 -直後- (軒)	-	-	775,111	581,221	71,668 ~ 91,625	730,378 ~ 757,513	397,910
	上 水道	配水管被害率 (箇所)	-	-	951	1,425	165 ~269	4,403 ~4,730	46
		断水人口 -1日後- (人)	-	-	549,693	579,491	81,393 ~ 128,799	1,208,646 ~ 1,409,266	21,807
	下 水道	管渠被災 延長(km)	-	-	3,372	2,963	1,868 ~2,244	3,713 ~3,749	2,800
		機能支障人口 -直後- (人)	-	-	1,086,792	945,427	593,219 ~ 714,508	1,161,931 ~ 1,168,103	895,205
	その他	ILバナー 閉じこめ (台)	-	-	1,495	782	379 ~ 387	1,759 ~ 1,795	518
		自力脱出 困難者数 (人)	冬5時	-	3,207	651	327 ~ 629	11,217 ~ 12,520	170
		災害 廃棄物量 (万トン)	冬18時	8m/s	305.7	204.0	39.6 ~ 63.6	1,019.3 ~ 1,114.4	61.5
中高層被災 世帯数 (世帯)		冬18時	8m/s	7,069	3,533	2,260 ~ 2,456	5,940 ~ 6,389	3,386	

注1) ケース、風速にある“-”は、ケース、被害が風速に影響されないことを意味する。

注2) 立川断層帯、関東平野北西縁断層帯については、地震による破壊開始点の設定により震度分布が大きく異なることから、被害量に幅がある。

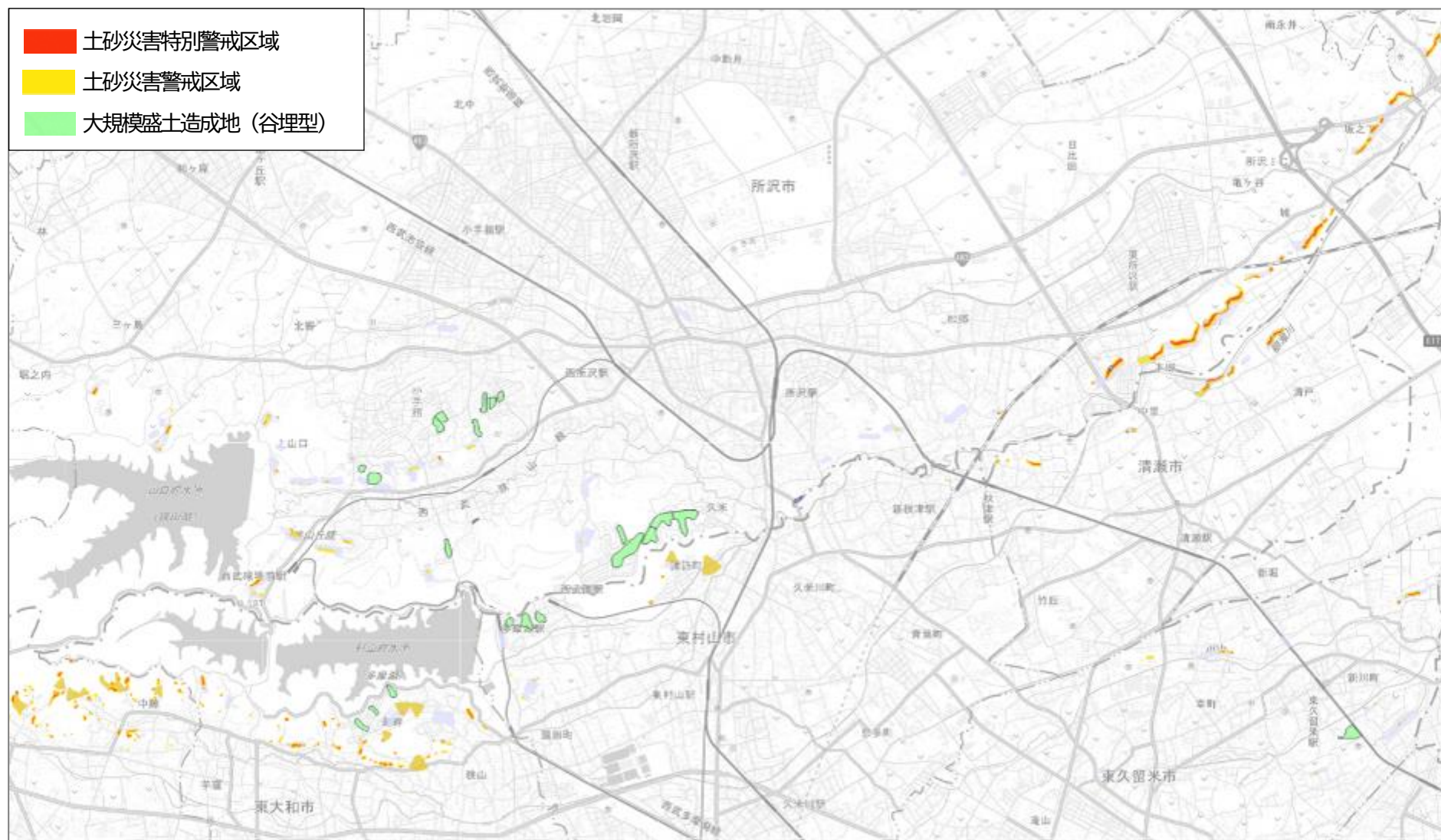
### 3 土砂災害警戒区域等一覧

(平成30年2月1日現在)

No.	地区	土砂災害警戒区域等の名称	所在地			備考
			大字	坂之下	414 付近	
1	柳瀬	坂之下-①	大字	坂之下	414 付近	国道463号線沿い
2		坂之下-②	大字	坂之下	418 付近	国道463号線沿い
3		坂之下-③	大字	坂之下	400 付近	生協西側、東光寺北東側
4		坂之下-④	大字	坂之下	407 付近	生協北側
5		坂之下-⑤	大字	坂之下	426 付近	東京国立博物館柳瀬荘南側
6		城-①	大字	城	535 付近	滝の城址公園西側、城山神社東側
7		城-②	大字	城	548 付近	I-0004 北隣、テニスコート北側
8		城-③	大字	城	454 付近	JR 武蔵野線南側
9		城-④	大字	城	446 付近	II-0004 北東、武蔵野線北側
10		城-⑤	大字	城	570 付近	滝の城址公園北側
11		城-⑥	大字	城	27 付近	滝の城址公園北側
12		城-⑦	大字	城	13 付近	II-0004 南西側
13		城-⑧	大字	城	461 付近	II-0004 南西側
14		本郷-①	大字	本郷	656 付近	東福寺北東側
15		本郷-②	大字	本郷	779 付近	I-0030 東側、旧柳瀬保育園北側
16		本郷-③	大字	本郷	1033 付近	I-0067 西隣、赤ぼつけ東側
17	山口	上山口-①	大字	上山口	2212 付近	狭山不動寺南側
18		上山口-②	大字	上山口	65 付近	上山口中学校北側、北野天神通り
19		上山口-③	大字	上山口	401 付近	上山口中学校南側
20		上山口-④	大字	上山口	402 付近	上山口中学校南側
21		上山口-⑤	大字	上山口	356 付近	上山口中学校南側
22		上山口-⑥	大字	上山口	250 付近	上山口中学校南側
23		上山口-⑦	大字	上山口	481 付近	狭山湖東側、清照寺西側
24		上山口-⑧	大字	上山口	1460 付近	西武球場前駅北側、狭山湖東側
25		上山口-⑨	大字	上山口	1886 付近	山本製作所南側、密蔵院西側
26		上山口-⑩	大字	上山口	2039 付近	狭山湖畔霊園北側、地蔵峰公園
27		上山口-⑪	大字	上山口	1461 付近	I-0041 東側、西武球場前駅北側
28		上山口-⑫	大字	上山口	2203 付近	山口千手観音東側
29		上山口-⑬	大字	上山口	2198 付近	山口千手観音東側
30		山口-①	大字	山口	1347 付近	山口中学校南側道路沿い
31		山口-②	大字	山口	5104 付近	山口小学校北側道路沿い
32		山口-③	大字	山口	2465 付近	西武園ゴルフ場北側
33		山口-④	大字	山口	1492 付近	つばき児童館南側、山口小学校北東側

No.	地 区	土砂災害警戒区域等の名称	所 在 地			備 考
			大字	大字	大字	
34	吾妻	荒幡	大字	荒幡	538 付近	西武園ゴルフ場東側
35	松井	上安松	大字	上安松	324 付近	池袋線西側近く
36		下安松①	大字	下安松	1043 付近	東所沢プリンスハイツ西側
37		下安松②	大字	下安松	1150 付近	グリーンヒル北側
38		下安松③	大字	下安松	98 付近	グリーンヒル東側 赤ばっけ
39		下安松④	大字	下安松	490 付近	慈光幼稚園東側
40		下安松⑤	大字	下安松	493 付近	慈光幼稚園東側
41	三ヶ島	三ヶ島 1丁目①		三ヶ島	1-379 付近	I-0044 北側
42		三ヶ島 1丁目②		三ヶ島	1-398 付近	I-0043-3 東側
43		三ヶ島 1丁目③		三ヶ島	1-403 付近	師岡ぶどう園南側
44		三ヶ島 1丁目④		三ヶ島	1-407 付近	師岡ぶどう園東側
45		三ヶ島 1丁目⑤		三ヶ島	1-720 付近	芸術総合高校グラウンド南側
46		堀之内	大字	堀之内	100 付近	早稲田大学西側
47	小手指	小手指元町 1丁目		小手指元町	1-16 付近	小手指小学校北側
48		北野南3丁目		北野南	3-19 付近	西部浄水場西側

#### 4 土砂災害警戒区域・大規模盛土造成地分布図



### 第3 防災体制

#### 1 所沢市災害対策本部条例

昭和38年10月10日告示第149号  
最終改正 令和 6年 6月20日条例第 30号

##### 所沢市災害対策本部条例

###### (目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、所沢市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

###### (組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

###### (部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

###### (上下水道災害対応本部)

第4条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、前条に規定する部のほか、災害対策本部に上下水道災害対応本部を置くことができる。

2 上下水道災害対応本部に上下水道災害対応本部長及び上下水道災害対応本部員を置き、災害対策本部長が指名する。

3 上下水道災害対応本部長は、上下水道災害対応本部の事務を掌理する。

###### (災害対策支部)

第5条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に災害対策支部を置くことができる。

2 災害対策支部は、所管区域における防災の推進を図るため、所沢市まちづくりセンターに設置する。

3 災害対策支部に災害対策支部長及び災害対策支部員を置き、災害対策本部長が指名する。

4 災害対策支部長は、災害対策支部の事務を掌理する。

###### (現地災害対策本部)

第6条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に現地災害対策本部を置くことができる。

2 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

3 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

###### (その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

###### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年10月1日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月28日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月20日条例第5号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年6月20日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 所沢市災害対策本部要綱

### 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 災害対策本部（第3条—第6条）
- 第3章 部及び上下水道災害対応本部並びに災害対策支部
  - 第1節 部（第7条・第8条）
  - 第2節 上下水道災害対応本部（第9条、第10条）
  - 第3節 災害対策支部（第11条—第15条）
- 第4章 災害対策活動（第16条—第19条）
- 第5章 雑則（第20条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この要綱は、所沢市災害対策本部条例（昭和38年告示第149号）第7条の規定に基づき、所沢市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

##### （職員の責務）

第2条 全ての市職員は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本部の活動に協力しなければならない。

#### 第2章 災害対策本部

##### （設置及び閉鎖）

第3条 本部は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2の規定に基づき、市長がその必要を認めたとときに、所沢市地域防災計画の定めるところにより設置するものとし、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害応急対策がおおむね完了したと認めたとときに閉鎖するものとする。

##### （本部の職員）

第4条 本部に、次の各号に掲げる職員を置き、それぞれ当該各号に定める者をもって充てる。

- (1) 災害対策本部長（以下「本部長」という。） 市長
- (2) 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。） 副市長（第1順位）、教育長（第2順位）及び上下水道事業管理者（第3順位）
- (3) 災害対策本部長付（以下「本部長付」という。） 危機管理監
- (4) 災害対策本部員（以下「本部員」という。） 秘書監、所沢市行政組織条例（平成20年条例第31号）に規定する部の長、会計管理者、市民医療センター長、市民医療センター医務部長、市民医療センター事務部長、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、農業委員会事務局長、教育総務部長、学校教育部長、上下水道局長
- (5) 災害対策本部連絡員（以下「本部連絡員」という。） 秘書室長、所沢市行政組織条例に規定する部の次長、出納室長、市民医療センター総務課長、議会事務局次長、選挙管理委員会事務局次長、監査事務局事業、農業委員会事務局次長、教育総務部次長、学校教育部次長、上下水道局次長

##### （本部の職制）

第5条 本部長付は、本部長及び副本部長を補佐する。

2 本部連絡員は、本部員の命を受け、本部事務局及び所管する室、部又は局内との連絡調整を行う。

##### （本部会議）

第6条 本部に、災害予防及び災害応急対策の総合的な基本方針を決定するため、本部会議を置く。

2 本部会議は、本部長、副本部長、本部長付、本部員及び本部連絡員で構成する。

3 本部会議は、本部長が招集し、主宰する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その順位により、本部長の職務を代理する。

5 本部長付は、本部長及び副本部長を補佐し、本部長及び副本部長とともに事故があるときは、本部長の職務を代理する。

#### 第3章 部及び上下水道災害対応本部並びに災害対策支部

## 第1節 部

### (部の組織及び職制)

第7条 災害予防及び災害応急対策の業務を実施させるため、別表第1の災害対策本部の部の欄に掲げる部を置き、同表の部の構成の欄に掲げる課等の職員をもって組織し、同表の分担業務の欄に掲げる業務を分担させるものとする。

2 部に部長及び副部長を置き、原則として、それぞれ別表第1の部長及び副部長の欄に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、当該職にある者が第10条に掲げる職に指名されているときは、この限りでない。

3 部長は、本部長の命を受け、部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 副部長は、部長を補佐し、所属職員を指揮監督し、部長に事故があるときは、別に定める順位により、その職務を代理する。

### (部の運営)

第8条 前条に定めるもののほか、部の運営に関し必要な事項は、当該部長に充てられる者が定める。

## 第2節 上下水道災害対応本部

### (上下水道災害対応本部の組織及び職制)

第9条 上下水道に係る災害予防及び災害応急対策の業務を実施させるため、別表第2の構成の欄に掲げる課等の職員をもって組織し、同表の分担業務の欄に掲げる業務を分担させるものとする。

2 上下水道災害対応本部に上下水道災害対応本部長（以下、「上下水道本部長」という。）及び上下水道災害対応副本部長（以下、「上下水道副本部長」という。）を置き、原則として、それぞれ別表第2の上下水道本部長及び上下水道副本部長の欄に掲げる職にある者をもって充てる。

3 上下水道本部長は、本部長の命を受け、上下水道本部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 上下水道副本部長は、上下水道本部長を補佐し、所属職員を指揮監督し、上下水道本部長に事故があるときは、別に定める順位により、その職務を代理する。

### (上下水道災害対応本部の運営)

第10条 前条に定めるもののほか、上下水道災害対応本部の運営に関し必要な事項は、上下水道本部長が定める。

## 第3節 災害対策支部

### (災害対策支部の設置等)

第11条 災害予防及び災害応急対策の効果的な実施を図るため、別表第2の災害対策支部名の欄に掲げる災害対策支部（以下「支部」という。）を同表の設置場所の欄に掲げる事務所に置き、その担当する区域は、同表の担当区域の欄に掲げる区域とする。

2 本部長は、災害の発生が局地的である場合で、かつ、一部の地域において支部の活動の必要が認められないとき又は活動の必要がなくなったと認められるときは、当該支部の業務を開始させないこと又は業務を中止させることができるものとする。

3 支部は、当該地域における応急対策が完了したときに閉鎖する。

### (支部の職制等)

第12条 支部に災害対策支部支部長（以下「支部長」という。）、災害対策支部副支部長（以下「副支部長」という。）、災害対策支部班長（以下「支部班長」という。）、災害対策支部支部員（以下「支部員」という。）、市指定緊急避難場所連絡員（以下「避難場所連絡員」という。）及び市指定緊急避難場所担当員（以下「避難場所担当員」という。）を置き、市長がこれを指名する。

2 支部長は、本部長の命を受け、支部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 副支部長は、支部長を補佐し、所属職員を指揮監督し、支部長に事故があるときは、別に定める順位により、その職務を代理する。

4 支部班長は、支部長の命を受け、所属職員を指揮監督し、班の業務に従事するとともに、支部長及び副支部長とともに事故があるときは、別に定める順位により、支部長の職務を代理する。

5 支部員は、上司の命を受け、その職務に従事する。

6 避難場所連絡員は、支部長の命を受け、所属職員を指揮監督し、自主防災会、自治会、その他の自治団体（以下「自主防災会等」という。）と協力して市指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）の開設及び運営（以下「開設等」という。）に当たる。

7 避難場所担当員は、上司の命を受け、避難場所の開設等の職務に従事する。  
(支部の所掌事務)

第13条 支部は、おおむね次の各号の事務を所掌する。

- (1) 担当区域における災害情報の収集
- (2) 担当区域における関係機関との連絡調整
- (3) 担当区域内の自主防災会等との連携による応急対策の実施(支部において処理することが適当なものであるとして、本部長からあらかじめ指示されたものに限る。)
- (4) 担当区域の災害情報、避難場所の開設等の状況及び応急対策の実施状況等の本部への報告
- (5) その他支部の役割を果たすために必要な事務

2 支部の班及び分担業務は、別表第4のとおりとする。  
(災害対策支部会議)

第14条 支部に、災害予防及び災害応急対策の効果的実施について協議するため、災害対策支部会議(以下この条において「支部会議」という。)を置く。

- 2 支部会議は、支部長、副支部長、支部班長及び避難場所連絡員で構成する。
- 3 支部会議は、支部長が招集し、主宰する。
- 4 支部長は、必要があると認めるときは、支部会議に地域の自主防災会連合会、自治連合会及び災害ボランティアの代表又はその代理人を出席させることができる。

(支部の運営)

第15条 前各条に定めるもののほか、支部の運営に関し必要な事項は、支部長が別に定める。

#### 第4章 災害対策活動

(体制の配備基準及び活動内容等)

第16条 災害対策の活動に当たっての執るべき体制の配備基準及び活動内容等は、次のとおりとする。

(1) 地震発生時

ア 情報収集体制(危機管理室による準備体制)

配備基準	活動内容
原則として震度4の揺れが発生した場合	主として情報の収集及び報告を行うほか、警戒体制の実施に備えて活動する体制

イ 警戒体制(本部を設置しないで通常の組織をもって災害対策活動を推進する体制)

配備区分	配備基準	活動内容
第1配備	原則として震度5弱の揺れが発生した場合又は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合	主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制
第2配備	原則として震度5強の揺れが発生した場合又は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合	災害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する体制

ウ 非常体制(本部を設置して災害対策活動を推進する体制)

配備基準	活動内容
原則として震度6弱以上の揺れが発生した場合	組織及び機能の全てを挙げて活動する体制

(2) その他の災害(風水害等)発生時

ア 情報収集体制(風水害等による災害が発生するおそれがある場合の通常の組織による準備体制)

配備基準	活動内容
台風、大雨等における各種注意報若しくは警報が発表された場合又はその他の災害の発生するおそれがある場合	主として情報の収集及び報告を行うほか、警戒体制の実施に備えて活動する体制

イ 警戒体制(本部を設置しないで通常の組織をもって災害対策活動を推進する体制)

配備基準	活動内容
大規模災害が発生若しくは発生が予想される場合	情報の収集及び報告並びに災害状況の調査を行う

(大型台風直撃等)又は高齢者等避難若しくは避難指示を発令する場合	ほか、非常体制の実施に備えて活動する体制
ウ 非常体制(本部を設置して災害対策活動を推進する体制)	
配備基準	活動内容
特別警報が発表された場合又は激甚な災害が発生若しくは発生が予想される場合(災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用又は適用が予想される場合)	組織及び機能の全てを挙げて活動する体制

(動員計画)

第17条 職員の動員計画については、部長に充てられる者及び上下水道本部長が、前条の体制ごとに別表第5、別表第6及び別表第7に掲げる基準に従って定めるものとする。

2 職員の動員計画は、勤務時間外に発生した災害についても職員が迅速に対応できるように、当該職員の居住地等を配慮して作成するものとする。

(初動要員)

第18条 初動要員については、本部の設置される庁舎の近隣に居住する職員のうちから、市長がこれを指名するものとする。

2 初動要員は、市内に震度5弱以上の地震が発生したときには、本部の設置される庁舎に自主参集するものとする。

3 初動要員は、配備体制が整うまでの間、初期の災害対策を実施するものとする。

(非常参集)

第19条 職員は、非常体制時において、交通途絶等のため所定の配備につくことができないときは、状況にあった合理的な方法により、本部又は支部の設置される庁舎等に参集するものとする。

第5章 雑則

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、災害活動の実施に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に地域本部長その他を命ぜられている職員は、この要綱により当該現地災害対策本部長その他を命ぜられたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成11年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

- 附 則  
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成19年10月30日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成21年5月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成22年11月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成25年9月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、令和3年9月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、令和6年6月20日から施行する。

別表第1（第7条関係）

災害対策本部の部	部の構成	部長	副部長	分担業務
本部事務局	危機管理室 秘書室 経営企画部 その他指名職員	危機管理監	秘書監	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部の運営全般に関すること。</li> <li>・災害対策の基本方針、重要事項及び総合調整に関すること。</li> <li>・避難指示等の発令に関すること。</li> <li>・消防団の活動に関すること。</li> <li>・急傾斜地危険箇所に関する情報収集及び対策に関すること。</li> </ul>
経営企画部	部に属する課	経営企画部長	経営企画部次長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害視察に関すること。</li> <li>・被災外国人に対する情報提供及び相談に関すること。</li> <li>・避難者の男女共同参画及びジェンダーに関すること。</li> <li>・国会、政府機関への要望等に関すること。</li> <li>・災害対策拠点の調整に関すること。</li> <li>・復興本部及び復興計画に関すること。</li> <li>・避難指示等の伝達に関すること。</li> </ul>

				<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民等への災害広報に関すること。</li> <li>・報道機関に対する発表に関すること。</li> <li>・被害状況の撮影及び記録に関すること。</li> <li>・情報通信復旧に関すること。</li> <li>・その他特命業務に関すること。</li> </ul>
総務部	部に属する課 監査事務局 選挙管理委員会事務局	総務部長	総務部次長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に関する情報の取りまとめ、分析、連絡等に関すること。</li> <li>・国、県等防災関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>・被害状況の記録及び被害量の把握に関すること。</li> <li>・災害対策本部内での情報共有の掲示に関すること。</li> <li>・災害救助法の運用に関すること。</li> <li>・職員の任務配置の調整に関すること。</li> <li>・応援職員及び災害派遣部隊の受入れに関すること。</li> <li>・自治体及び自衛隊への災害派遣要請に関すること。</li> <li>・災害応急資機材及び燃料の調達に関すること。</li> <li>・公共施設の被害状況の確認に関すること。</li> </ul>
財務部	部に属する課	財務部長	財務部次長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害予算の編成及び執行管理に関すること。</li> <li>・庁舎の安全確認及び維持管理等に関すること。</li> <li>・車両ニーズの整理、調達及び配分に関すること。</li> <li>・罹災証明書に関すること。</li> <li>・被災届出証明書に関すること。</li> </ul>
市民部	部に属する課	市民部長	市民部次長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難住民の情報収集及び避難所対策に関すること。</li> <li>・市民等からの相談及び要望等に関すること。</li> <li>・安否情報の収集及び照会対応に関すること。</li> <li>・遺体の収容及び埋火葬に関すること。</li> <li>・市民等からの情報受付に関すること。</li> <li>・帰宅困難者に対する受入れ施設等の設置に関すること。</li> <li>・道路交通情報の収集に関すること。</li> <li>・公共交通機関等に係る被災情報収集及び対策に関すること。</li> </ul>
福祉部	部に属する課 地域福祉センター	福祉部長	福祉部次長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設に関すること。</li> <li>・福祉避難所（児童施設以外）に関すること。</li> <li>・災害弔慰金、障害見舞金、被災者生活再建支援金、義援金及び災害援護資金の貸付に関すること。</li> <li>・市社会福祉協議会との連絡調整に関すること。</li> <li>・要配慮者に関すること。</li> </ul>
こども未来部	部に属する課	こども未来部長	こども未来部次長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉避難所（児童施設等）に関すること。</li> <li>・松原学園及びかしの木学園施設の被災状況の情報収集及び対策に関すること。</li> <li>・放課後児童に関すること。</li> <li>・児童館施設の被災状況の情報収集及び対策に関すること。</li> <li>・保育園及び幼稚園施設の被災状況の情報収集及び対策に関すること。</li> </ul>

健康推進部	部に属する課 保健センター こども家庭センター	健康推進部 長	健康推進部 次長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災協力医療機関の状況把握及び医療救護活動の要請に関すること。</li> <li>・県及び狭山保健所との連絡調整及び医療救護活動の要請に関すること。</li> <li>・仮設救護所の設置に関すること。</li> <li>・避難者の健康維持及び衛生管理に関すること（精神保健を含む。）。</li> </ul>
環境クリーン部	部に属する課 東部クリーンセンター 西部クリーンセンター 収集管理事務所	環境クリーン部 長	環境クリーン部 次長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所等の非常電源の確保に関すること。</li> <li>・災害による大気汚染等の調査及び対応に関すること。</li> <li>・水質汚濁対策に関すること。</li> <li>・浸水建物等の消毒に関すること。</li> <li>・被災動物の保護に関すること。</li> <li>・避難所におけるペットの対応に関すること。</li> <li>・避難所（避難場所）のごみ、し尿及び災害廃棄物の収集及び処理に関すること。</li> <li>・被災地域及び非被災地域のごみ、し尿及び災害廃棄物の収集及び処理に関すること。</li> </ul>
産業経済部	部に属する課 農業委員会事務局	産業経済部 長	産業経済部 次長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工業の被害状況及び中小企業等の支援に関すること。</li> <li>・物資輸送に係る応援協力事業者との連絡調整に関すること。</li> <li>・食料等支援物資の調達及び受入れ、仕分け、配給調整並びに搬送の総括に関すること。</li> <li>・農産物及び農業用施設等の被害状況調査並びに被災農林業者の支援に関すること。</li> </ul>
街づくり計画部	部に属する課 狭山ヶ丘区画整理事務所	街づくり計画部 長	街づくり計画部 次長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市復興に関すること。</li> <li>・仮設住宅の建設及び入居に関すること。</li> <li>・復興事業に関すること。</li> <li>・市営住宅の被害情報及び対策に関すること。</li> <li>・既存住宅の活用に関すること。</li> <li>・被災宅地の危険度判定に関すること。</li> <li>・被災住宅の応急危険度判定及び応急修理に関すること。</li> <li>・建築物の建築の制限又は禁止に関すること。</li> </ul>
建設部	部に属する課	建設部長	建設部次長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路及び橋梁の被災情報収集及び対策に関すること。</li> <li>・緊急輸送道路の道路啓開に関すること。</li> <li>・河川等に係る施設の被害情報及び対策に関すること。</li> <li>・公園等に係る施設の被害情報及び対策に関すること。</li> </ul>
出納室	出納室	会計管理者	出納室長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における出納に関すること。</li> </ul>
市民医療センター	市民医療センター	市民医療センター 長	市民医療センター 医務部長 市民医療センター 事務部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の医療体制の維持に関すること。</li> <li>・医薬品等の確保及び供給に関すること。</li> </ul>
議会事務局	議会事務局	議会事務局 長	議会事務局 次長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市議会議員への連絡に関すること。</li> </ul>
教育委員会	教育委員会事務	教育総務部	学校教育部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育施設の被災状況の情報収集及び対策に関</li> </ul>

	局に属する課 所沢図書館 教育センター 各小学校 各中学校	長	長 教育総務部 次長 学校教育部 次長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定避難所の施設管理に関する事。</li> <li>・ 応急教育に関する事。</li> <li>・ 臨時離着陸場の開設に関する事。</li> <li>・ 文化財の保護に関する事。</li> <li>・ 児童生徒の安全の確保に関する事。</li> <li>・ 学校給食施設及び設備の被害状況の調査及び炊き出しに関する事。</li> </ul>
--	---	---	---------------------------------	---

別表第2 (第9条関係)

名称	構成	上下水道 本部長	上下水道 副本部長	分担業務
上下水道災害対応本部	上下水道局に属する課	上下水道事業管理者	上下水道局長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上下水道局の活動全般に関する事。</li> <li>・ 上下水道関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>・ 上下水道関係機関に対する応援要請に関する事。</li> <li>・ 上下水道の被害状況の収集に関する事。</li> <li>・ 上下水道の物品及び資機材の確保及び調達に関する事。</li> <li>・ 飲料水及び生活用水の確保に関する事。</li> <li>・ 水道施設の応急復旧に関する事。</li> <li>・ 応急給水に関する事。</li> <li>・ 下水道施設の応急復旧に関する事。</li> </ul>

別表第3 (第11条関係)

災害対策支部の設置場所及び担当区域

災害対策支部名	設置場所	担当区域
所沢地区災害対策支部	所沢市元町27番5号 所沢市所沢まちづくりセンター内	所沢まちづくりセンターの所管区域
松井地区災害対策支部	所沢市大字上安松1286番地の1 所沢市松井まちづくりセンター内	松井まちづくりセンターの所管区域
富岡地区災害対策支部	所沢市大字北岩岡117番地の1 所沢市富岡まちづくりセンター内	富岡まちづくりセンターの所管区域
小手指地区災害対策支部	所沢市北野南一丁目5番地の2 所沢市小手指まちづくりセンター内	小手指まちづくりセンターの所管区域
山口地区災害対策支部	所沢市大字山口5004番地 所沢市山口まちづくりセンター内	山口まちづくりセンターの所管区域
吾妻地区災害対策支部	所沢市大字久米2229番地の1 所沢市吾妻まちづくりセンター内	吾妻まちづくりセンターの所管区域
柳瀬地区災害対策支部	所沢市大字城964番地の8 所沢市柳瀬まちづくりセンター内	柳瀬まちづくりセンターの所管区域
三ヶ島地区災害対策支部	所沢市三ヶ島五丁目1639番地の1 所沢市三ヶ島まちづくりセンター内	三ヶ島まちづくりセンターの所管区域
新所沢地区災害対策支部	所沢市緑町一丁目8番3号 所沢市新所沢まちづくりセンター内	新所沢まちづくりセンターの所管区域
新所沢東地区災害対策支部	所沢市美原町一丁目2922番地の16	新所沢東まちづくりセンターの所管区域

部	所沢市新所沢東まちづくりセンター内	
並木地区災害対策支部	所沢市並木八丁目3番地 所沢市並木まちづくりセンター内	並木まちづくりセンターの所管区域

別表第4（第13条関係）

## 災害対策支部の班及び分担業務

班名	分担業務
総括班	<ul style="list-style-type: none"> <li>支部の総合調整に関すること。</li> <li>支部における応急対策の立案に関すること。</li> <li>関係機関、団体及び各班の連絡調整に関すること。</li> </ul>
情報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部との間の情報通信に関すること。</li> <li>市民からの被災情報への対応等に関すること。</li> <li>担当区域内指定緊急避難場所との情報通信に関すること。</li> <li>担当区域内指定緊急避難場所以外の避難場所の情報収集に関すること。</li> <li>各班への指令の伝達に関すること。</li> <li>通信途絶下の連絡等の伝達に関すること。</li> </ul>
避難収容班	<ul style="list-style-type: none"> <li>担当区域内指定緊急避難場所の開設及び被災者の収容に関すること。</li> <li>担当区域内指定緊急避難場所以外の避難場所に避難中の被災者の収容に関すること。</li> <li>収容被災者からの災害情報の収集及び伝達に関すること。</li> <li>収容被災者への災害情報の提供に関すること。</li> </ul>
物資班	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲料水、生活用水の確保に関すること。</li> <li>食料、生活物資の担当区域内での調達に関すること。</li> <li>食料、生活物資の受入、管理、調整、支給及び搬送に関すること。</li> </ul>
施設管理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>支部及び担当区域内指定緊急避難場所の施設機能の保全に関すること。</li> <li>し尿の処理に関すること。</li> <li>ごみの分別管理に関すること。</li> </ul>

別表第5（第17条関係）

## 職員の動員基準（地震発生時）

災害対策本部の部	部の構成	初動要員	情報収集体制	警戒体制		非常体制
				第1配備	第2配備	
本部事務局	危機管理室 秘書室 経営企画部その他の指名職員	—	危機管理室に属する全職員（危機管理監を除く。）	部長（相当職を含む。） 次長（相当職を含む。） 課長（相当職を含む。） 危機管理室に属する全職員（危機管理監を除く。） 課長が必要と認める人員	同左	全職員
経営企画部	部に属する課	2	—	部長（相当職を含む。） 次長（相当職を含む。） 課長（相当職を含む。） 課長が必要と認める人員	同左 課に属する機関及び施設の長 課長並びに課に属する機関及び施設が必要と認める人員	

総務部	部に属する課 監査事務局 選挙管理委員会事務局	3	—	部長（相当職を含む。） 次長（相当職を含む。） 課長（相当職を含む。） 課長が必要と認める人員 事務局長 事務局次長	同左 課長並びに事務局次長が必要と認める人員
財務部	部に属する課	7	—	部長（相当職を含む。） 次長（相当職を含む。） 課長（相当職を含む。） 課長が必要と認める人員	同左
市民部	部に属する課	5	—	部長（相当職を含む。） 次長（相当職を含む。） 課長（相当職を含む。） 課に属する機関及び施設（市民活動支援センターを除く。）の長 課長並びに課に属する機関及び施設（市民活動支援センターを除く。）の長が必要と認める人員	同左 課に属する機関及び施設（市民活動支援センターに限る。）の長 課長並びに課に属する機関及び施設が必要と認める人員
福祉部	部に属する課 地域福祉センター	9	—	部長（相当職を含む。） 次長（相当職を含む。） 課長（相当職を含む。） 課長が必要と認める人員	同左
こども未来部	部に属する課 こども家庭センター	5	—	部長（相当職を含む。） 次長（相当職を含む。） 課長（相当職を含む。） 課に属する機関及び施設の長 課長並びに課に属する機関及び施設の長が必要と認める人員	同左
健康推進部	部に属する課 保健センター	2	—	部長（相当職を含む。） 次長（相当職を含む。） 課長（相当職を含む。） 課に属する機関及び施設の長 課長並びに課に属する機関及び施設の長が必要と認める人員	同左
環境クリーン部	部に属する課 東部クリーンセンター 西部クリーンセンター 収集管理事務所	4	—	部長（相当職を含む。） 次長（相当職を含む。） 課長（相当職を含む。） 課に属する機関及び施設の長 課長並びに課に属する機関及び施設の長が必要と認める人員	同左
産業経済部	部に属する課 農業委員会事務局	2	—	部長（相当職を含む。） 次長（相当職を含む。） 課長（相当職を含む。） 課長が必要と認める人員 事務局長 事務局次長	同左 事務局次長が必要と認める人員

街づくり計画部	部に属する課 狭山ヶ丘区画整理事務所	3	—	部長（相当職を含む。） 次長（相当職を含む。） 課長（相当職を含む。） 課長が必要と認める人員	同左
建設部	部に属する課	6	—	部長（相当職を含む。） 次長（相当職を含む。） 課長（相当職を含む。） 課長が必要と認める人員	同左
出納室	出納室	1	—	会計管理者 室長 室長が必要と認める人員	同左
市民医療センター	市民医療センター	—	—	センター長 部長（相当職を含む。） 課長（相当職を含む。） 医長 科長	同左 課長（相当職を含む。）が必要と認める人員
議会事務局	議会事務局	1	—	事務局長 事務局次長	同左 事務局次長が必要と認める人員
教育委員会	教育委員会事務局に属する課 所沢図書館 教育センター 各小学校 各中学校	5	—	部長（相当職を含む。） 次長（相当職を含む。） 課長（相当職を含む。） 課に属する機関及び施設（埋蔵文化財調査センター及び視聴覚センターを除く。）の長 課長並びに課に属する機関及び施設（埋蔵文化財調査センター及び視聴覚センターを除く。）の長が必要と認める人員	同左 課に属する機関及び施設（埋蔵文化財調査センター及び視聴覚センターに限る。）の長 課長並びに課に属する機関及び施設が必要と認める人員

備考 この表の警戒体制の欄に掲げる職は、災害対策本部の部の欄に掲げる部に対応する部の構成に掲げる部等の組織における職とする。

#### 別表第6（第17条関係）

##### 上下水道災害対応本部職員の動員基準（地震発生時）

名称	構成	初動要員	情報収集体制	警戒体制		非常体制
				第1配備	第2配備	
上下水道災害対応本部	上下水道局に属する課	—	—	上下水道事業管理者 局長（相当職を含む） 次長（相当職を含む） 課長（相当職を含む） 課に属する機関及び施設の長 課長並びに課に属する機関及び施設の長が必要と認める人員	上下水道局に属する全職員	上下水道局に属する全職員

備考 この表の警戒体制の欄に掲げる職は、上下水道局における職とする。

別表第7（第17条関係）

職員の動員基準（その他の災害（風水害等）発生時）

情報収集体制	警戒体制	非常体制
危機管理監が必要と認める人員 建設部長が必要と認める人員 上下水道事業管理者が必要と認める人員	危機管理室に属する全職員 経営企画部長が必要と認める人員 総務部長が必要と認める人員 建設部長が必要と認める人員 教育総務部長が必要と認める人員 上下水道事業管理者が必要と認める人員	全職員

備考 避難場所の開設が決定されたときは、当該避難場所の避難場所連絡員及び避難場所担当員並びに応援の要請を受けた職員は、当該避難場所に参集するものとする。

### 3 所沢市災害対策本部運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、所沢市災害対策本部要綱（以下「要綱」という。）に基づく事務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(部及び上下水道災害対応本部の運営に必要な事項)

第2条 要綱第8条及び第10条に定める部の運営に必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 部及び上下水道対応本部の災害応急対策の業務活動に必要な組織の編制
  - (2) 前号の組織に係る分担の業務の決定
  - (3) その他部長及び上下水道災害対応本部長が必要と認める事項
- 2 前項各号に掲げる事項を定めたときは、遅滞なく危機管理監を通じ市長に報告するものとする。

(体制及び配備の決定の手続)

第3条 要綱第16条の規定による執るべき体制及び配備の決定については、危機管理監が、副市長の指示を受け、市長の承認を得て行うものとする。

(配備体制解除の手続)

第4条 配備体制の解除手続については、前条の規定を準用するものとする。

(本部設置及び配備体制施行等の通知)

第5条 災害対策本部（以下「本部」という。）の設置及び閉鎖並びに配備体制の施行及び解除が行われた場合には、経営企画部は、直ちにこの旨を庁内放送し、総務部は、次に掲げる機関に対し指令又は通知するものとする。

- (1) 災害対策支部長
- (2) 県
- (3) 報道機関
- (4) その他必要と認める機関の長

(命令の伝達)

第6条 本部長の命令は、指令をもって伝達する。

2 指令の伝達方法は、有線若しくは無線電話又はファクシミリ等により行うものとする。

(本部室の開設)

第7条 本部室は、本部が設置されたときに開設する。

2 本部室は、原則として入札室とし、その入口に「所沢市災害対策本部」の標識を掲げるものとする。

(本部会議招集の連絡)

第8条 本部会議招集の連絡は、災害対策本部事務局において電話、庁内放送又は連絡員により行うものとする。

(部長及び上下水道災害対応本部長の職務代理者の順位)

第9条 要綱第7条第4項及び第9条第4項に定める部長及び上下水道災害対応本部長の職務を代理する職の順位は、別に定める。

(災害対策支部支部長職務代理者の順位)

第10条 要綱第12条第3項に定める災害対策支部支部長を代理する災害対策支部副支部長及び同条第4項に定める災害対策支部班長の順位は、同条第1項の規定に基づき市長が指名する際に定める。

(動員計画の整備)

第11条 要綱第17条第1項に定める職員動員計画には、配備する職員の人数及び連絡方法についても明らかにしておくものとする。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、災害活動の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成10年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年10月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年9月1日から施行する。

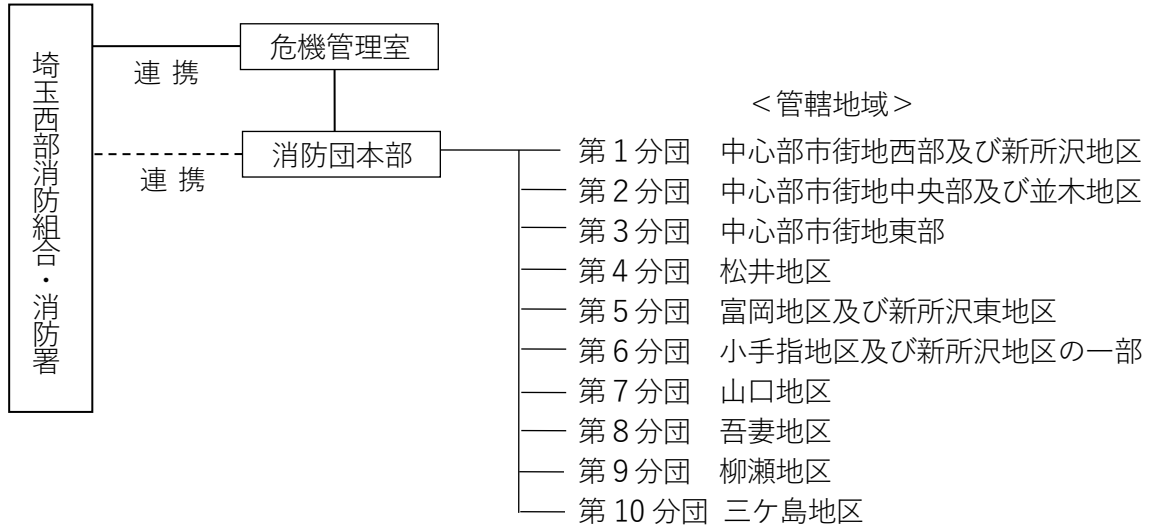
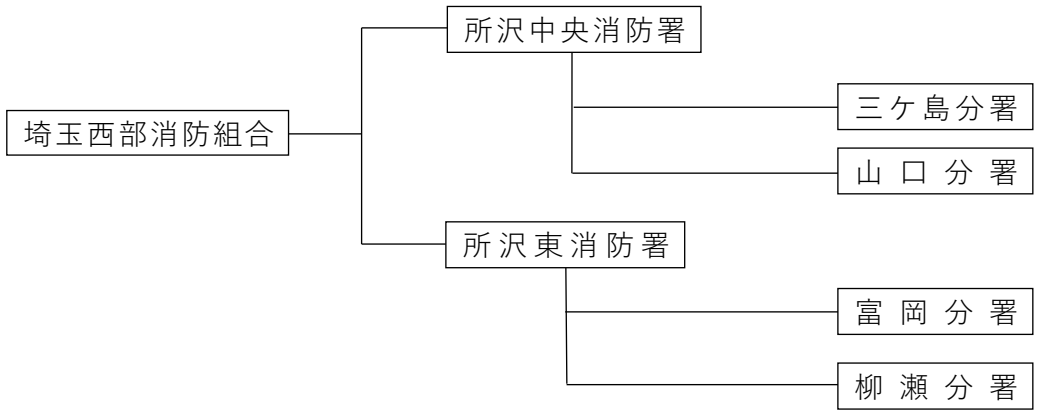
附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年6月20日から施行する。

4 埼玉西部消防組合、所沢市消防団の組織編成



## 5 自主防災組織

### (1) 自主防災組織の結成状況

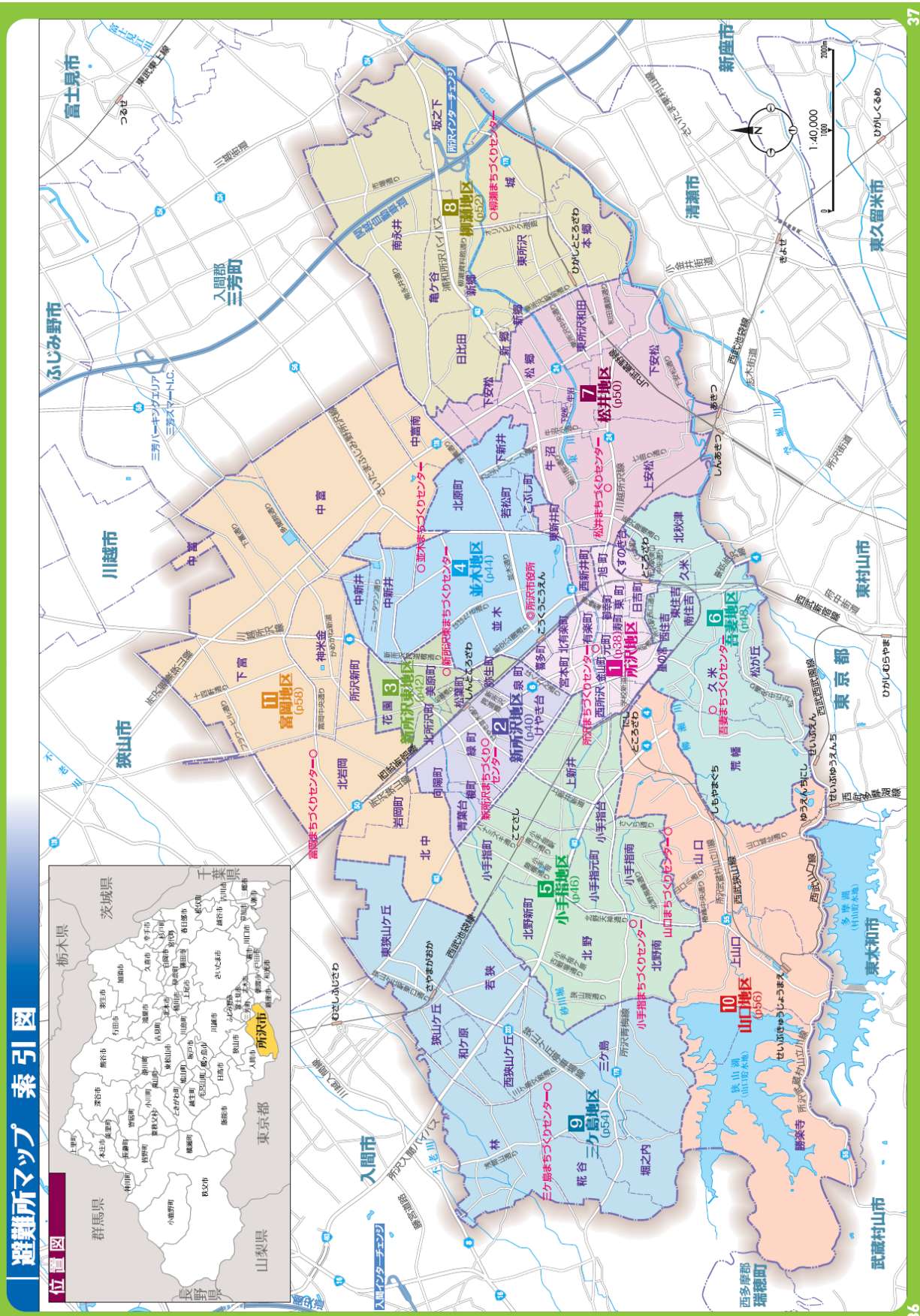
(令和4年12月末現在)

地 区	組織数
所 沢	17
新 所 沢	19
新所沢東	11
並 木	15
小 手 指	44
吾 妻	8
松 井	24
柳 瀬	16
三ヶ島	16
山 口	26
富 岡	18
計	214

### (2) 自主防災組織の活動

平 常 時	1) 災害時要支援者を含めた地域のコミュニティの醸成 2) 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及 3) 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施 4) 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等 5) 家庭における水、食料等の備蓄の推進
災 害 時	1) 防災関係機関への協力 2) 被災情報等の防災関係機関への伝達（特に被災直後） 3) 出火防止及び初期消火 4) 自治会・町内会での避難の実施及び災害時要支援者の支援 5) 救出・救護の実施及び協力 6) 炊き出し及び救援物資の分配に対する協力

6 防災関連施設位置図



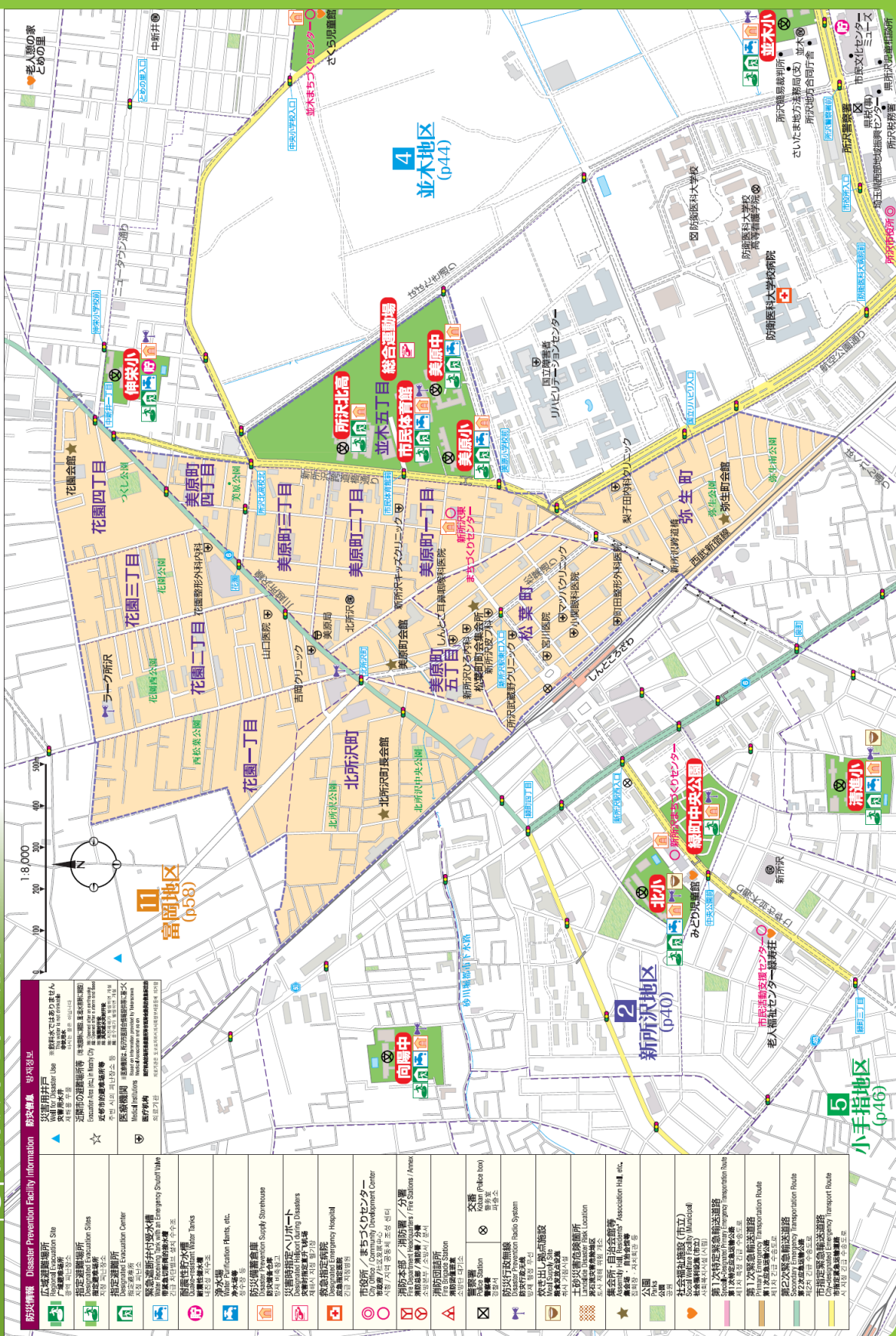
避難所マップ 索引図

位置図





### 3 新所沢東地区(避難所マップ)



	広域避難場所 Regional Evacuation Site
	指定避難場所 Designated Evacuation Sites
	指定避難所 Designated Evacuation Center
	緊急避難所(指定避難所) Emergency Shelter (Designated Evacuation Site)
	貯水タンク Water Tank
	公民館 Public Facility
	市役所 City Office
	消防本部 Fire Department
	警察署 Police Station
	公民館 Public Facility
	社会福祉施設(市立) Social Welfare Facility (Municipal)
	第1次緊急輸送道路 First Designated Emergency Transport Route
	第2次緊急輸送道路 Second Designated Emergency Transport Route
	指定緊急輸送道路 Designated Emergency Transport Route



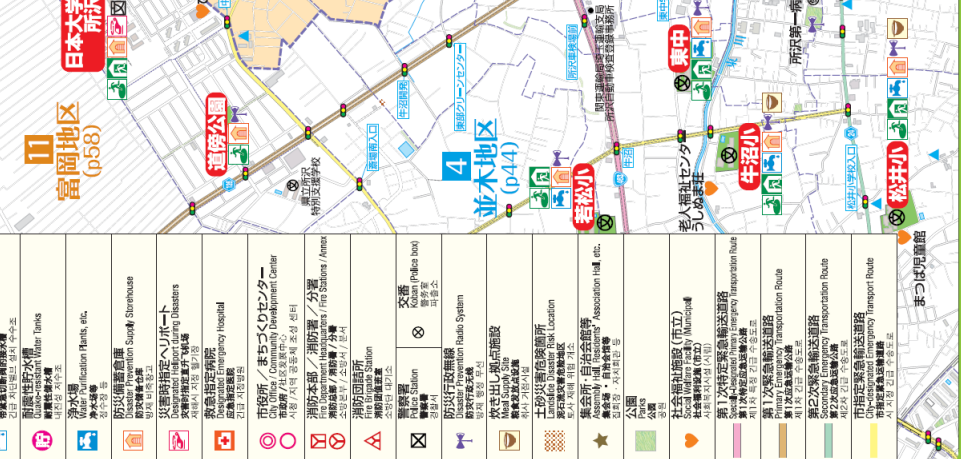






8 柳瀬地区(避難所マップ)

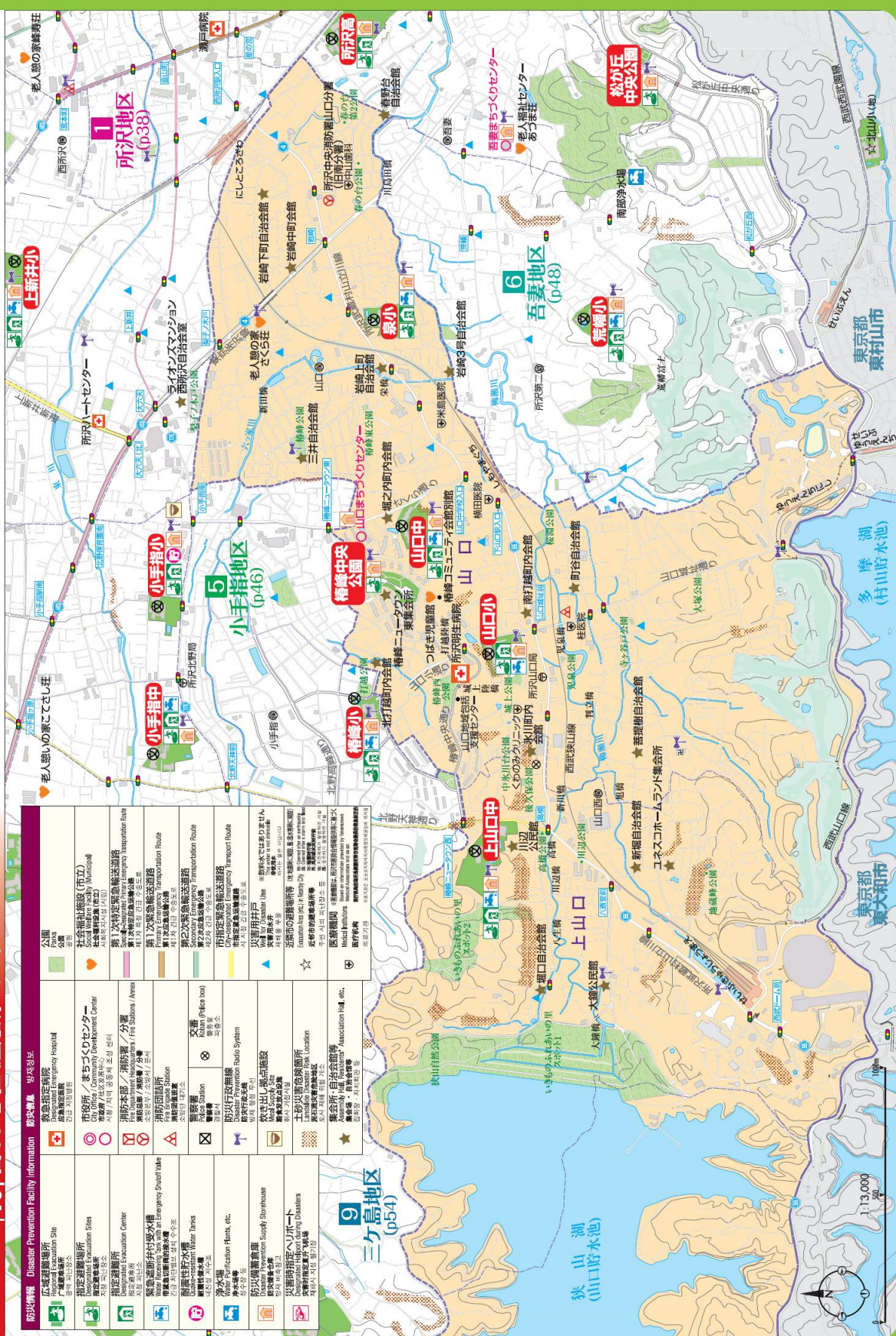
	防災情報 Disaster Prevention Facility Information
	広域避難場所 Regional Evacuation Site
	指定避難場所 Designated Evacuation Sites
	指定避難所 Designated Evacuation Center
	緊急避難所 Emergency Shelter
	浄水場 Water Purification Facility
	防災備蓄倉庫 Disaster Prevention Supply Warehouse
	災害時特定ヘルプライン Disaster Helpline
	救急指定病院 Designated Hospital
	市役所 / まちづくりセンター City Office / Community Development Center
	消防本部 / 消防署 / 分署 Fire Department / Headquarters / Fire Stations / Annex
	警察署 Police Station
	防災行政路線 Disaster Administration Route
	休む出し拠点施設 Evacuation Point Facility
	土砂災害危険箇所 Landslide Hazard Area
	社会福祉施設(市立) Social Welfare Facility (Municipal)
	第1次特定緊急輸送道路 1st Designated Emergency Transportation Route
	第2次緊急輸送道路 2nd Designated Emergency Transportation Route
	第3次緊急輸送道路 3rd Designated Emergency Transportation Route
	臨時避難所 Temporary Evacuation Site





10 山口市(避難所マップ)

広域災害センター Regional Disaster Center	救急災害センター Emergency Disaster Center	公園 Park	社会福祉施設(市立) Social Welfare Facility (Municipal)
指定避難場所 Designated Evacuation Sites	指定避難所 Designated Evacuation Center	市役所 City Office	第1次指定緊急避難施設 1st Designated Emergency Evacuation Facility
指定避難所 Designated Evacuation Sites	緊急避難所 Emergency Evacuation Site	消防本部 / 消防署 / 分署 Fire Department / Fire Station / Sub-station	第2次指定緊急避難施設 2nd Designated Emergency Evacuation Facility
緊急避難所 Emergency Evacuation Site	指定避難所 Designated Evacuation Sites	消防団本部 / 消防署 / 分署 Fire Volunteer Group / Fire Station / Sub-station	第3次指定緊急避難施設 3rd Designated Emergency Evacuation Facility
緊急避難所 Emergency Evacuation Site	指定避難所 Designated Evacuation Sites	警察署 Police Station	第4次指定緊急避難施設 4th Designated Emergency Evacuation Facility
緊急避難所 Emergency Evacuation Site	指定避難所 Designated Evacuation Sites	消防団本部 / 消防署 / 分署 Fire Volunteer Group / Fire Station / Sub-station	第5次指定緊急避難施設 5th Designated Emergency Evacuation Facility
緊急避難所 Emergency Evacuation Site	指定避難所 Designated Evacuation Sites	警察署 Police Station	第6次指定緊急避難施設 6th Designated Emergency Evacuation Facility
緊急避難所 Emergency Evacuation Site	指定避難所 Designated Evacuation Sites	消防団本部 / 消防署 / 分署 Fire Volunteer Group / Fire Station / Sub-station	第7次指定緊急避難施設 7th Designated Emergency Evacuation Facility
緊急避難所 Emergency Evacuation Site	指定避難所 Designated Evacuation Sites	警察署 Police Station	第8次指定緊急避難施設 8th Designated Emergency Evacuation Facility
緊急避難所 Emergency Evacuation Site	指定避難所 Designated Evacuation Sites	消防団本部 / 消防署 / 分署 Fire Volunteer Group / Fire Station / Sub-station	第9次指定緊急避難施設 9th Designated Emergency Evacuation Facility
緊急避難所 Emergency Evacuation Site	指定避難所 Designated Evacuation Sites	警察署 Police Station	第10次指定緊急避難施設 10th Designated Emergency Evacuation Facility
緊急避難所 Emergency Evacuation Site	指定避難所 Designated Evacuation Sites	消防団本部 / 消防署 / 分署 Fire Volunteer Group / Fire Station / Sub-station	第11次指定緊急避難施設 11th Designated Emergency Evacuation Facility
緊急避難所 Emergency Evacuation Site	指定避難所 Designated Evacuation Sites	警察署 Police Station	第12次指定緊急避難施設 12th Designated Emergency Evacuation Facility
緊急避難所 Emergency Evacuation Site	指定避難所 Designated Evacuation Sites	消防団本部 / 消防署 / 分署 Fire Volunteer Group / Fire Station / Sub-station	第13次指定緊急避難施設 13th Designated Emergency Evacuation Facility
緊急避難所 Emergency Evacuation Site	指定避難所 Designated Evacuation Sites	警察署 Police Station	第14次指定緊急避難施設 14th Designated Emergency Evacuation Facility
緊急避難所 Emergency Evacuation Site	指定避難所 Designated Evacuation Sites	消防団本部 / 消防署 / 分署 Fire Volunteer Group / Fire Station / Sub-station	第15次指定緊急避難施設 15th Designated Emergency Evacuation Facility
緊急避難所 Emergency Evacuation Site	指定避難所 Designated Evacuation Sites	警察署 Police Station	第16次指定緊急避難施設 16th Designated Emergency Evacuation Facility
緊急避難所 Emergency Evacuation Site	指定避難所 Designated Evacuation Sites	消防団本部 / 消防署 / 分署 Fire Volunteer Group / Fire Station / Sub-station	第17次指定緊急避難施設 17th Designated Emergency Evacuation Facility
緊急避難所 Emergency Evacuation Site	指定避難所 Designated Evacuation Sites	警察署 Police Station	第18次指定緊急避難施設 18th Designated Emergency Evacuation Facility
緊急避難所 Emergency Evacuation Site	指定避難所 Designated Evacuation Sites	消防団本部 / 消防署 / 分署 Fire Volunteer Group / Fire Station / Sub-station	第19次指定緊急避難施設 19th Designated Emergency Evacuation Facility
緊急避難所 Emergency Evacuation Site	指定避難所 Designated Evacuation Sites	警察署 Police Station	第20次指定緊急避難施設 20th Designated Emergency Evacuation Facility





## 第4 応援協力

### 1 災害時応援協定一覧

(令和8年4月1日現在)

No.	協定の名称	締結年月日	締結先	締結内容
1	東村山市 所沢市消防の相互の応援協定	昭和46年 4月1日	東村山市	火災発生時等の相互応援
2	所沢市 入間東部地区事務組合消防の相互の応援協定	昭和46年 12月15日	入間東部地区事務組合	火災発生時等の相互応援
3	所沢市 川越地区消防相互応援協定	昭和48年 12月20日	川越地区消防局	火災発生時等の相互応援
4	所沢市 清瀬市消防相互応援協定	昭和49年 3月30日	清瀬市	火災発生時等の相互応援
5	震災時における緊急設備支援に関する協定	平成8年 3月14日	(株)セレスポ	避難所開設に必要な設備の緊急支援
6	災害時相互応援に関する協定	平成8年 5月24日	千葉県市原市	大規模災害時の相互応援
7	災害時における五市相互応援に関する協定	平成8年 7月30日	東村山市、清瀬市、東久留米市、新座市	大規模災害時の相互応援
8	災害時における所沢市と所沢郵便局の協力に関する覚書	平成9年 3月6日	所沢郵便局	災害時の相互協力
9	埼玉県震度情報ネットワーク市町村局の管理運営に関する協定	平成9年 4月11日	埼玉県	埼玉県震度情報ネットワーク市町村局の管理運営
10	大規模災害時の相互応援に関する協定	平成9年 4月18日	群馬県太田市	大規模災害時の相互応援
11	災害時における応急米穀の供給に関する協定	平成10年 2月9日	埼玉県米穀小売商組合所沢支部	災害時の応急米穀の供給
12	災害時における飛行場外緊急離着陸場の確保に関する覚書	平成10年 3月9日	早稲田大学	緊急時ヘリポート確保
13	災害時における飛行場外緊急離着陸場の確保に関する覚書	平成10年 3月9日	日本大学芸術学部	緊急時ヘリポート確保
14	所沢市 新座市消防相互応援協定	平成10年 10月1日	新座市	火災発生時等の相互応援
15	災害時におけるLPガス応急燃料等の調達に関する協定	平成10年 10月22日	(一社)埼玉県LPガス協会所沢支部	災害時のLPガス等の調達
16	災害時における人員及び物資等の輸送に関する協定	平成11年 9月20日	(一社)埼玉県トラック協会所沢支部	災害応急対策活動
17	ごみ処理の協力体制に関する実施協定	平成12年 9月1日	埼玉県西部地域まちづくり協議会	ごみ処理相互応援
18	災害時における生活必需物資の供給に関する協定	平成14年 7月8日	(株)西友	生活必需物資の供給
19	災害時における生活必需物資の供給に関する協定	平成15年 6月18日	いるま野農業協同組合	生活必需物資の供給
20	災害時における飲料水等の供給に関する協定	平成17年 5月9日	コカ・コーラボトラーズジャパン(株)	①地域貢献型自動販売機(メッシーボード搭載型)の機内在庫品の無償提供 ②飲料水の優先的な安定供給
21	所沢市 狭山市及び入間市消防相互応援協定	平成18年 2月14日	狭山市、入間市	火災発生時等の相互応援
22	災害時における応急給水及び水道施設の管路復旧等に関する協定	平成18年 8月14日	所沢市管工事業協同組合	災害時の応急給水、水道施設の管路復旧
23	災害時における応急復旧業務に関する協定	平成18年 8月24日	所沢市建設業協会	都市施設の応急復旧対策

No.	協定の名称	締結年月日	締結先	締結内容
24	災害時における食料品等の優先供給に関する協定	平成19年 2月8日	山田食品産業(株)	災害時の食料品等の優先供給
25	災害時における資機材等の優先供給に関する協定	平成19年 2月8日	コーエイ(株)	災害時の資機材等の優先供給
26	災害時における障害物除去等 応急対策業務に関する協定	平成19年 3月26日	所沢市造園建設業 協会	災害時の障害物除去等 応急対策業務
27	災害時における埼玉県内市町 村間の相互応援に関する基本 協定	平成19年 5月1日	埼玉県内全市町村 (40市、22町、1 村)	大規模災害時の相互応援
28	災害時における民間賃貸住宅 の提供支援に関する協定	平成19年 8月7日	(社)埼玉県宅地建 物取引業協会所沢 支部	災害時の民間賃貸住宅の提供支援
29	災害時等における物資の供給 に関する協定	平成20年 5月27日	(株)レンタルのニ ッケンさいたま西 営業所、(株)サイ ニチ本社、西尾レ ントオール(株)関 越営業部、日野屋 (株)埼玉営業所	災害時の資機材等の優先供給
30	災害廃棄物等の処理に関する 相互支援協定	平成20年 7月15日	埼玉県清掃行政研 究協議会の会員	災害廃棄物処理に関する相互支援
31	災害時等における二次避難所 (福祉避難所)の利用に関する 協定	平成20年 7月28日	国立障害者リハビ リテーションセンタ ー	福祉避難所としての施設利用
32	災害時等における生活必需物 資の供給に関する協定	平成20年 10月1日	埼玉縣信用金庫所 沢東支店	災害時の食糧品等の供給
33	災害時等における物資の供給 に関する協定	平成21年 2月18日	(株)ヤオコー	災害時の生活必需品の供給
34	災害時等における物資の供給 に関する協定	平成21年 2月18日	埼玉県石油業協同 組合所沢支部	災害時の燃料の供給
35	災害時等における物資の供給 に関する協定	平成21年 3月24日	所沢小売酒販組合 所沢支部	災害時の食料品、飲料水等の供給
36	災害時における二次避難所(福 祉避難所)の利用に関する協定	平成21年 5月8日	国立障害者リハビ リテーションセン ター自立支援局 秩父学園	福祉避難所としての施設利用
37	災害時等における二次避難所 (福祉避難所)の利用に関する 協定	平成21年 5月8日	埼玉県立所沢特別 支援学校	福祉避難所としての施設利用
38	災害時における応急復旧業務 に関する協定	平成22年 1月26日	所沢市建設産業連 合会	災害応急復旧 (オペレーターの提供も含む)
39	災害時等における応急生活物 資供給等の協力に関する協定	平成22年 4月21日	生活協同組合コー プみらい	災害時の生活必需品の供給
40	災害廃棄物等の処理の協力に 関する協定	平成22年 8月6日	埼玉県一般廃棄物 連合会	災害廃棄物の撤去・収集・運搬、処 分
41	災害時等における救護活動に 関する協定	平成22年 10月13日	(公社)日本助産師 会埼玉県支部所沢 地区	傷病者に対する助産や保健指導
42	災害時における応急復旧業務 に関する協定	平成22年 10月28日	西武建設(株)	都市施設の応急復旧対策
43	災害時における家屋被害認定 調査に関する協定	平成23年 2月2日	埼玉土地家屋調査 士会	家屋被害認定調査、市民相談
44	災害時における電気設備等の 復旧に関する協定	平成23年 2月2日	埼玉県電気工事工 業組合	電気設備の復旧

No.	協定の名称	締結年月日	締結先	締結内容
45	災害時等の情報交換に関する協定	平成23年 5月30日	国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所	各種情報交換
46	大規模災害発生時における所沢市公共施設の一時使用に関する協定	平成23年 8月26日	埼玉県所沢警察署	所沢市公共施設の一時使用
47	災害時等における応急生活物資の供給等に関する協定	平成23年 11月15日	(株)マミーマート	災害時の生活必需品の供給
48	災害備蓄用物資(非常食)の無償提供に関する覚書	平成23年 11月15日	竹内電機(株) ドコモショップ所沢店	災害備蓄用物資(非常食)の無償提供
49	災害時における福祉避難所施設利用に関する協定	平成25年 3月21日	助産院もりあね	福祉避難所としての施設利用
50	災害時等におけるバス利用に関する協定	平成25年 5月31日	(一社)埼玉県バス協会西部地区部会	避難者の輸送、一時的な避難所としてのバス利用
51	災害時等における霊柩車の利用に関する協定	平成25年 5月31日	(一社)全国霊柩自動車協会	霊柩車による遺体搬送
52	災害時相互応援に関する協定	平成25年 7月26日	宮崎県日南市	大規模災害時の相互応援
53	災害時における放送等に関する協定	平成25年 11月1日	(株)ジェイコムさいたま	災害時の緊急放送
54	被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の招集に関する協定	平成25年 12月2日	(一社)埼玉建築士会入間第一支部、 所沢市建設産業連合会	被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の招集
55	災害時における福祉避難所施設利用に関する協定	平成26年 1月22日	(社福)若狭会 特別養護老人ホーム亀令園	福祉避難所としての施設利用
56	災害時における福祉避難所施設利用に関する協定	平成26年 1月22日	(社福)若狭会 地域密着型介護老人福祉施設平安の森	福祉避難所としての施設利用
57	災害時等における車両提供に関する協定	平成26年 2月18日	(NPO)全日本レッカー協会	災害時の車両提供
58	災害時等における飲料水等の供給に関する協定	平成26年 2月18日	(株)伊藤園	災害時の飲料水等の提供
59	災害時における福祉避難所施設利用に関する協定	平成26年 2月25日	(社福)聖久会 特別養護老人ホーム東所沢みどりの郷	福祉避難所としての施設利用
60	災害時における福祉避難所施設利用に関する協定	平成26年 3月19日	(社福)安心会 介護老人福祉施設所沢やすらぎの里	福祉避難所としての施設利用
61	災害時における福祉避難所施設利用に関する協定	平成26年 3月19日	(社福)安心会 介護老人福祉施設所沢かがやきの里	福祉避難所としての施設利用
62	災害時における福祉避難所施設利用に関する協定	平成26年 3月19日	(社福)健寿会 介護老人福祉施設健寿園	福祉避難所としての施設利用
63	災害時における福祉避難所施設利用に関する協定	平成26年 5月23日	(社福)博寿会 特別養護老人ホーム飛鳥野の里	福祉避難所としての施設利用
64	災害時における福祉避難所施設利用に関する協定	平成26年 5月23日	(社福)博寿会 地域密着型特別養護老人ホーム飛鳥野の森	福祉避難所としての施設利用

No.	協定の名称	締結年月日	締結先	締結内容
65	所沢市市有施設の屋根貸しによる太陽光発電事業協定	平成26年7月16日	(株)ウエストエネルギーソリューション	災害時等の停電時における発電設備による電力供給
66	災害時における福祉避難所施設利用に関する協定	平成27年3月19日	(社福)栄光会特別養護老人ホームロイヤルの園	福祉避難所としての施設利用
67	災害時における福祉避難所施設利用に関する協定	平成27年10月23日	(社福)藤の実会ところざわ学園	福祉避難所としての施設利用
68	災害時における福祉避難所施設利用に関する協定	平成27年10月23日	(社福)藤の実会障害福祉サービス事業所かがやき	福祉避難所としての施設利用
69	災害時等における畳の提供に関する協定	平成28年4月22日	5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会	畳の提供
70	大規模災害時における相互応援に関する協定	平成29年3月7日	飯能市、狭山市、入間市、日高市	大規模災害時の相互応援
71	災害時における専用水道の使用等に関する協定	平成29年3月22日	西武鉄道(株)	水の提供 施設や駐車場等の使用
72	災害時における情報収集等に関する協定	平成29年3月24日	電気興業(株)	無線交信機器の設置及び貸与 臨時災害FM放送装置の開局について助言ができる有資格者の派遣
73	災害廃棄物等の処理に関する協定	平成29年4月1日	所沢一般廃棄物処理事業協同組合	災害廃棄物の撤去・収集・運搬、処分
74	災害廃棄物等の処理に関する協定	平成29年4月1日	協同組合所沢清和会	災害廃棄物の撤去・収集・運搬、処分
75	災害時等におけるし尿処理に関する協定	平成29年4月1日	協同組合所沢清和会	し尿の収集・運搬、避難場所等への仮設トイレの手配
76	災害時等におけるし尿処理に関する協定	平成29年4月1日	所沢共栄商事(有)	し尿の収集・運搬、避難場所等への仮設トイレの手配
77	災害時等におけるし尿処理に関する協定	平成29年4月1日	本橋清掃	し尿の収集・運搬、避難場所等への仮設トイレの手配
78	災害時における一般廃棄物処理施設の復旧業務に関する協定	平成29年4月1日	水ing(株)	一般廃棄物処理施設におけるり災状況の調査、施設復旧
79	災害時における一般廃棄物処理施設の復旧業務に関する協定	平成29年4月1日	JFEエンジニアリング(株)	一般廃棄物処理施設におけるり災状況の調査、施設復旧
80	災害時における燃料の優先供給に関する協定	平成29年7月20日	(株)上田	燃料の優先供給
81	災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	平成29年9月20日	埼玉県、市町・組合、日本下水道管路管理業協会	下水道管路施設の復旧支援
82	災害時における被災者支援に関する協定	平成29年12月20日	埼玉県行政書士会	行政書士業務相談の実施
83	災害時における下水道施設の管路復旧等に関する協定	平成30年8月9日	所沢市下水道施設維持管理協力会	災害時における下水道施設の管路復旧
84	災害時における一時滞在場所の協力に関する協定	平成30年9月19日	所沢東町地区市街地再開発組合	災害時の帰宅困難者に対する避難場所及び情報等の提供
85	災害時における避難地及び防災施設の運営に関する協定	平成31年1月11日	埼玉県大宮公園事務所	災害発生時の避難地としての施設利用
86	災害に係る情報発信等に関する協定	平成31年1月31日	ヤフー(株)	災害時の情報提供
87	災害時における福祉避難所施設利用に関する協定	平成31年2月1日	(社福)桑の実会特別養護老人ホーム康寿園	福祉避難所としての施設利用

No.	協定の名称	締結年月日	締結先	締結内容
88	災害時における福祉避難所施設利用に関する協定	平成31年 2月1日	(社福)桑の実会 介護老人保健施設 ケアステーション 所沢	福祉避難所としての施設利用
89	災害時における福祉避難所施設利用に関する協定	平成31年 2月1日	(社福)桑の実会 特別養護老人ホーム 本郷希望の丘	福祉避難所としての施設利用
90	地域BWAシステムを活用した公共サービス等の推進に関する協定	平成31年 3月29日  ※令和6年 11月30日 解約	(株)BWAジャパン、(株)ジェイコムさいたま	地域BWAサービスを利用した無線通信サービスの提供
91	災害時における被災者等相談の実施に関する協定	令和元年 7月4日	埼玉司法書士会	司法書士業務相談の実施
92	災害時における情報収集等の協力に関する協定	令和元年 12月17日	所沢新聞販売協会	防災関連情報の収集伝達 避難所への新聞配達
93	災害時における所沢市指定金融機関の事務取扱に関する協定	令和2年 2月13日	(株)埼玉りそな銀行	市災害対策本部が設置された場合における必要な現金の手当等の協力
94	施行時特例市災害時相互応援に関する協定	令和2年 2月17日	つくば市、伊勢崎市、太田市、熊谷市、春日部市、草加市、平塚市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市、松本市、沼津市、富士市、春日井市、四日市市、岸和田市、茨木市、加古川市、宝塚市	災害発生時の相互応援
95	災害廃棄物等の処理等に関する協定	令和2年 4月1日	(株)藤和商事、 (株)エス・イーティ	災害廃棄物の処理・処分 災害廃棄物仮置場の提供、管理・運営
96	災害時における福祉避難所施設利用に関する協定	令和2年 8月1日	(医)入間川病院介護老人保健施設雪見野ケアセンター	福祉避難所としての施設利用
97	電気自動車に係る連携協定	令和2年 8月3日	日産自動車(株)、 埼玉日産自動車販売(株)、(株)日産サテリオ埼玉、日産プリンス埼玉販売(株)	災害時における電気自動車による避難所等への電力供給
98	災害時における停電復旧の連携等に関する協定	令和2年 10月30日	東京電力パワーグリッド(株)志木支社	大規模停電等における早期復旧及び事前対応の相互協力
99	災害時等における業務の応援に関する協定	令和2年 11月18日	第一環境(株)	災害時の応急給水、人的・物的支援
100	災害廃棄物等の処理に関する協定	令和3年 1月22日	埼玉県再生資源事業協同組合	災害廃棄物の撤去・収集・運搬、処分
101	災害廃棄物等の処理に関する協定	令和3年 1月22日	埼玉県解体業協会	災害廃棄物の撤去・収集・運搬、処分
102	災害時における物資の供給等に関する協定	令和3年 3月3日	(株)カマタ	災害時におけるダンボール製品の供給
103	災害時における物資の供給等に関する協定	令和3年 3月3日	(株)出羽紙器製作所	災害時におけるダンボール製品の供給
104	災害時における物資の供給等に関する協定	令和3年 3月3日	(株)有村紙工	災害時におけるダンボール製品の供給

No.	協定の名称	締結年月日	締結先	締結内容
105	帰宅困難者対策の連携協力に関する協定	令和3年 10月28日	西武鉄道(株)	災害時の帰宅困難者に対する一時滞在施設の提供等
106	災害時における避難施設に係る情報提供に関する協定	令和4年 1月25日	(株)バカン	避難所における混雑状況の発信
107	災害時における応急対策の協力に関する協定	令和4年 1月25日	埼玉土建一般労働組合所沢支部	避難所等の応急修理工機材の提供
108	帰宅困難者対策の連携協力に関する協定	令和4年 2月1日	西武バス(株)	災害時の帰宅困難者に対する一時滞在施設の提供等
109	災害時における無人航空機(ドローン)の活用に関する協定	令和4年 2月16日	(株)アクティブガジェット	ドローンを活用した情報収集 災害地図等の作成支援
110	帰宅困難者対策の連携協力に関する協定	令和4年 3月22日	(株)西武リアルティソリューションズ	災害時の帰宅困難者に対する一時滞在施設の提供等
111	防災に係る連携協力に関する協定	令和4年 6月6日	(株)KADOKAWA	災害発生時の相互応援
112	帰宅困難者対策の連携協力に関する協定	令和4年 6月14日	住商アーバン開発(株)グランエミオ所沢事業所	災害時の帰宅困難者に対する一時待機場所の提供等
113	災害時における福祉避難所施設利用に関する協定	令和5年 7月20日	社会福祉法人藤の実会ふらす	高齢者や障害者等の福祉避難所としての協力
114	帰宅困難者の連携協力に関する協定	令和5年 11月1日	有限会社アトム開発	災害時の帰宅困難者に対する一時滞在施設の提供等
115	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	令和6年 3月27日	佐川急便株式会社	災害時の支援物資の受入及び配送協力
116	帰宅困難者対策の連携協力に関する協定	令和6年 5月16日	株式会社遊楽	帰宅困難者に対する一時待機場所の提供等
117	災害時における応急生活物資の供給に関する協定	令和6年 7月25日	株式会社セキ薬品	災害時の生活物資の供給等
118	災害時における物資調達に関する協定	令和6年 11月26日	スギホールディングス株式会社	災害時の生活物資の供給等
119	災害時の医療救護活動に関する協定	令和7年 2月10日	所沢市医師会	災害時の医療の提供等
120	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	令和7年 2月10日	所沢市歯科医師会	傷病者に対する応急処置や必要な歯科医療の提供など
121	災害時の医療救護活動に関する協定	令和7年 2月10日	所沢市薬剤師会	傷病者に対する調剤、服薬指導など
122	災害時における指定福祉避難所設置運営に関する協定	令和7年 2月13日	社会福祉法人藤の実会	特定の要配慮者の指定福祉避難所の設置運営
123	災害時における指定福祉避難所設置運営に関する協定	令和7年 2月13日	社会福祉法人皆成会	特定の要配慮者の指定福祉避難所の設置運営
124	災害時における指定福祉避難所設置運営に関する協定	令和7年 2月13日	社会福祉法人所沢市社会福祉協議会	特定の要配慮者の指定福祉避難所の設置運営
125	帰宅困難者対策の連携協力に関する協定	令和7年 6月10日	住商アーバン開発株式会社	帰宅困難者に対する一時待機場所の提供等
126	災害時における物資供給に関する協定	令和7年 8月22日	ピジョン株式会社	哺乳びん等の物資の調達及び供給
127	災害時における車両等の貸与に関する協定	令和7年 8月22日	株式会社ホンダカーズ埼玉西	車両や発電機等の貸与、店舗やモータープールの一時利用
128	災害時における飲料水等の供給に関する協定	令和8年 2月4日	ガイドードリンコ株式会社	災害対応型自動販売機の機内在庫飲料水の無償提供等

No.	協定の名称	締結年月日	締結先	締結内容
129	災害時におけるキャンピングカーのレンタルに関する協定	令和8年 2月9日	VANTECH株式会社	避難所等における移動居室等に使用する車両のレンタル、救護や救援等に係る輸送に使用する車両のレンタル
130	災害時におけるレンタル機材及び衛生サービスの提供に関する協定	令和8年 2月12日	株式会社ユーコム	仮設トイレや発電機などのレンタル機材の提供、衛生サービス（避難所の巡回清掃等）の提供
131	災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施に関する協定	令和8年 2月12日	一般社団法人 日本キッチンカー協会	避難所等におけるキッチンカーによる炊き出し

## 2 災害派遣手当等の額に関する条例

平成8年10月1日条例第20号  
最終改正 令和6年3月21日条例第7号

災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第19条及び大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成25年政令第237号）第43条の規定により条例で定める災害派遣手当、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第38条（同令第52条において準用する場合を含む。）の規定により災害対策基本法施行令第19条の規定の例によることとされる条例で定める武力攻撃災害等派遣手当並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号）第4条の5の規定により災害対策基本法施行令第19条の規定の例によることとされる条例で定める特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の額は、次のとおりとする。

施設の利用区分	公用の施設又はこれに準ずる施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)
市内に滞在する期間		
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

<中略>

附 則（令和6年3月21日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 第5 交通・輸送・災害復旧

### 1 県及び市指定緊急輸送道路

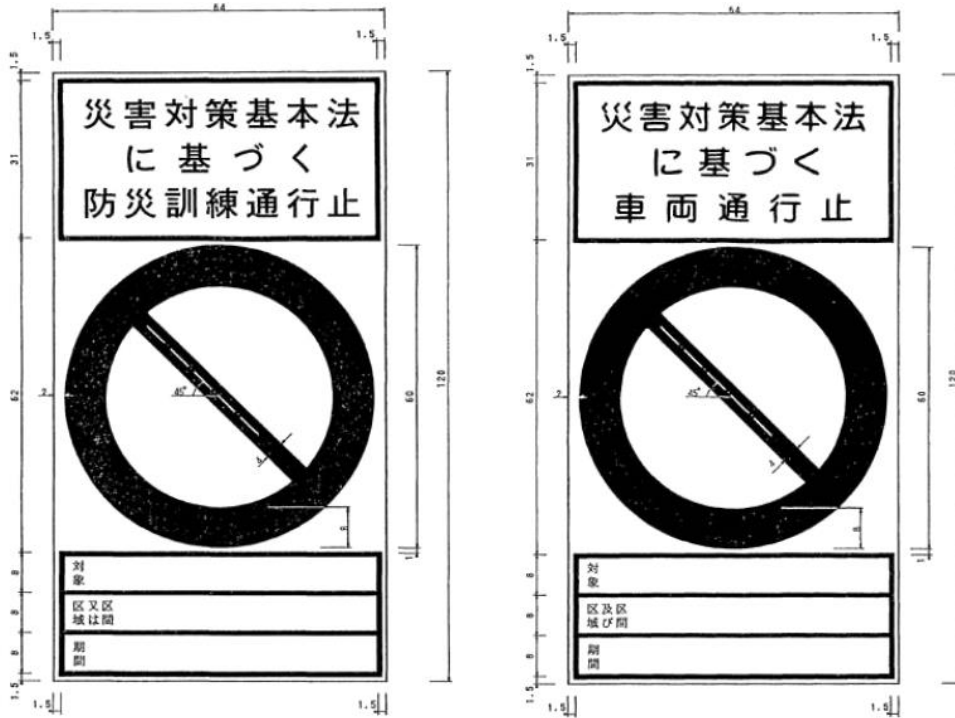
(令和7年7月現在)

指定区分	道路管理者	路線名	区 間
県指定第1次 特定	東日本高速 道路(株)	関越自動車道	新座市片山(都境)～上里町五明(群馬県境)
	県	国道463号	新座市中野(英IC) ～所沢市上新井(国道463号BPとの交差点)
		国道463号バイパス	所沢市上新井(国道463号との交差点) ～入間市小谷田(国道16号との交差点)
県指定第1次	県	東京所沢線	所沢市北秋津(都境) ～所沢市金山町(国道463号との交差点)
		所沢堀兼狭山線	所沢市松郷(国道463号との交差点) ～狭山市狭山(狭山環状道路起点)
		練馬所沢線	所沢市下安松(都境) ～所沢市松郷(国道463号との交差点)
県指定第2次	県	川越所沢線	川越市新宿町(国道16号との交差点) ～所沢市下安松(練馬所沢線との交差点)
		練馬所沢線	所沢市下安松(川越所沢線との交差点) ～所沢市東所沢和田(練馬所沢線との交差点)
	市	市道2-3号線 (オリンピック道路)	所沢市亀ヶ谷9番地2～所沢市南永井436番地1
		市道3-851号線 (航空公園通り)	所沢市並木一丁目13番地～所沢市並木三丁目3番地
		市道3-983号線 (かめがね新道)	所沢市下富585番地～所沢市下富414番地
		市道4-10号	所沢市和ヶ原二丁目(国道463号BPとの交差点) ～所沢市林小学校前
		市道4-8号	所沢市林小学校前～所沢市林二丁目(所沢商業高等学校)
		市道3-853号 (並木通り)	所沢市航空公園駅前(市道3-851号線との交差点) ～所沢市所沢警察署前
		市道3-852号	所沢市所沢警察署前～所沢市並木一丁目(所沢地方庁舎)
		市道3-966号	所沢市市役所入口～所沢市並木一丁目(所沢市役所)
		市指定	市
市道2-1号線 市道2-5号線の一部 (学園通り)	航空管制部前交差点～中富南交差点		
市道3-853号線の一部 (並木通り)	航空公園駅前交差点～航空管制部前交差点		
市道3-858号線	並木通り団地前交差点～中央小学校入口交差点		
市道3-143号線 市道3-857号線の一部	中央小学校入口交差点～所沢北高北交差点		

指定区分	道路管理者	路線名	区 間
市指定	市	市道3-490号線の一部 (新所沢跨道橋通り)	弥生町歩道橋交差点～所沢北高北交差点
		市道3-851号線 (航空公園通り)	西新井町交差点～弥生町歩道橋交差点
		市道1-1号線 市道2-1098号線 (所沢陸橋通り)	東新井町交差点～市境
		市道3-12号線	榎町交差点～緑町四丁目交差点
		市道3-976号線の一部	岩岡町交差点～小手指陸橋北交差点
		市道4-197号線 (小手指陸橋通り)	小手指陸橋北交差点～小手指ヶ原交差点
		市道4-2号線 市道5-3号線 (北野天神通り)	小手指ヶ原交差点～上山口高橋交差点
		市道3-2号線 市道3-4号線 (富岡中央通り)	中富松下交差点～北岩岡交差点
		市道2-5号線の一部 (南永井通り)	南永井交差点～中富南交差点
		市道2-869号線 (東所沢駅前通り)	東所沢駅入口交差点～東所沢駅北入口交差点
		市道2-1103号線 (牛沼小通り)	上安松東交差点～牛沼交差点
		市道2-1099号線 (カルチャーパーク通り)	牛沼交差点～下新井交差点
		市道3-490号線の一部 (新所沢跨道橋通り)	中新井1-10-1先たつみビル西側交差点 ～所沢北高北交差点
		市道1-830号線 (所沢駅西口通り)	所沢駅西口入口交差点～駒形交差点
		市道1-616号線 (元町通り)	元町交差点～一本木交差点
		市道3-11号線 (けやき並木通り)	新所沢駅西入口交差点～緑町三丁目交差点
		市道4-1162号線 (上新井新道)	緑町三丁目交差点～大六天北交差点
		市道4-10号線の一部 市道4-7号線 市道4-8号線 (三ヶ島文教通り)	和ヶ原二丁目交差点～林小学校前交差点 林小学校前交差点～大日堂交差点

## 2 災害対策基本法施行規則 別記様式第1～第3

### (1) 別記様式第1・様式第2



- 備考 1 色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

### (2) 別記様式第3



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

### 3 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

援助項目（激甚法※の該当条項）	国の援助内容
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（3, 4条）	公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を高める。
農地等の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置（5条）	農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を高める。
農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（6条）	農業協同組合、漁業協同組合等が所有する倉庫、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、通常の国庫補助率を高める。
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（8条）	市町村又は都道府県が金融機関（農協、銀行等）に対して、利子補給又は利子補給補助を行う場合、貸付限度額の引上げ、貸付期間の延長を行い、国が都道府県に対し利子補給補助を実施する。
森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（9条）	森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、中小企業等協同組合及び都道府県、市町村が維持管理している貯木場及び木材流送路に土砂が堆積した場合、これを維持管理するものを行う堆積土砂排除事業のうち一定の要件に該当するものに対して国が補助を行う。
森林災害復旧事業に対する補助（11条の2）	森林被害額、要復旧面積が一定以上の市町村の区域について、被害木等の整理、跡地造林等の補助を行う。
中小企業信用保険法による災害関連保証の特例（12条）	事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの特例措置を講じる。
事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（14条）	事業協同組合等の倉庫、生産施設等の共同施設の災害復旧事業に対し補助を行う。
公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（16条）	公立社会教育施設災害復旧事業に対し補助を行う。
私立学校施設災害復旧事業に対する補助（17条）	私立学校施設災害復旧事業に対し補助を行う。
市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（19条）	市町村の行う感染症予防事業（消毒等）の支弁について、都道府県、国が全額負担する。
母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例（20条）	都道府県が被災者に対する福祉資金貸付金の財源について、国の貸付金の割合を引き上げる。
水防資材費の補助の特例（21条）	水防管理団体が使用した水防資材費に対し補助を行う。
罹災者公営住宅建設等事業の対する補助の特例（22条）	激甚災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため公営住宅の建設等をするときは、当該公営住宅の建設費等に要する費用の補助の特例を行う。
小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（24条）	国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入する。
雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例（25条）	災害を受け事業を休業した事業所の労働者に対し、当該労働者を離職したものとみなし、基本手当の支給をすることができる。

※「激甚法」は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の略である。

## 第6 情報伝達

### 1 防災関係機関等無線施設

(令和5年3月現在)

設 置	市 役 所	埼玉西部消防組合	東京電力 パワーグリッド	武州ガス
種別	行政無線	消防無線 救急無線	東電無線	ガ ス 事業無線

※所沢市内には固定系防災行政無線の子局（放送塔）が111基設置されている。

## 2 被害報告の項目と定義

(消防庁「災害報告取扱要領」より)

	項目	定義
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものの又は死体を確認することはできないが、死亡したことが確実な者とする。
	災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき災害が原因で死亡したものと認められた者（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住宅であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したものの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば市役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみとする。
その他	田（畑）の流失、埋没	耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったものとする。畑については、田の例に準じて取り扱うものとする。
	田（畑）の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。畑については、田の例に準じて取り扱うものとする。

	項目	定義
	学校	学校教育法第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	砂防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
	火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみとする。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防施設、道路とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設災害市町村	公共施設の被害を受けた市町村名
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

### 3 相談カード

#### 相 談 カ ー ド

被災者	住所			
	氏名		被災人員	男 女 計
	電話	自 宅	勤務先	
被災状況	宅地	地割れ、崩壊		
	家屋	倒壊 (全、半、一部)	火災 (全、半、一部)	
	人身			
要望事項				

## 第7 医療救護

### 1 市内後方医療機関

医療機関名	所在地	電話	診療科目	病床数			二次救急医療 三次救急医療
				総数	救急病床 うち( )は専用		
独立行政法人 国立病院機構 西埼玉中央病院	若狭2-1671	2948-1111	内、代謝・内分泌内科、呼 内、消内、循内、小、外、 整、脳、皮、泌、産婦、眼、 耳、歯、放、麻、神内、精、 リハ、病理診断科	325	2	(2)	二次救急医療 (県指定：災害 時連携病院)
医療法人慈桜会 瀬戸病院	金山町8-6	2922-0221	内、小、産婦、乳腺外科、 小外、呼内、腎臓内科、代 謝内科、麻、消内	78	3	(2)	二次救急医療
医療法人社団和風会 所沢中央病院	くすのき台 3-18-1	2994-1265	内、消外、循内、呼外、外、 整、脳、眼、リハ、放、乳腺 外科、麻、救、形、呼内、 泌	160	6	(3)	二次救急医療
社会医療法人至仁会 圏央所沢病院	東狭山ヶ丘 4-2692-1	2920-0500	内、呼内、消内、循内、外、 整、皮、形、美、脳、泌、リ ハ、麻、眼、透析外科、腎 内	197	18	(16)	二次救急医療
埼玉西協同病院	中富 1865-1	2942-0323	内、外、眼、整、皮、歯	99	2	(2)	二次救急医療
医療法人社団秀栄会 所沢第一病院	下安松 1559-1	2944-5800	内、整、外、皮、婦、乳腺外 科、精、リハ、形、麻	199	8	(2)	二次救急医療
医療法人社団桜友会 所沢ハートセンター	上新井2-61-11	2940-8611	循内、放	30	2	(3)	二次救急医療
所沢市 市民医療センター	上安松 1224-1	2992-1151	内、放、小、循内、内視鏡 内科、糖尿病・代謝内科	49	0	(0)	二次救急医療
防衛医科大学校病院	並木3-2	2995-1511	内、精、小、外、整、脳、皮、 泌、産婦、眼、耳、放、麻、 歯外、形、心血、神内、循 内、腎臓内科、内分泌・代 謝内科、消内、感染症・呼 吸器内科、血液内科、消 化器外科、呼外、乳腺・内 分泌外科、小外、がん・薬 物療法・腫瘍内科	665	36	(4)	三次救急医療

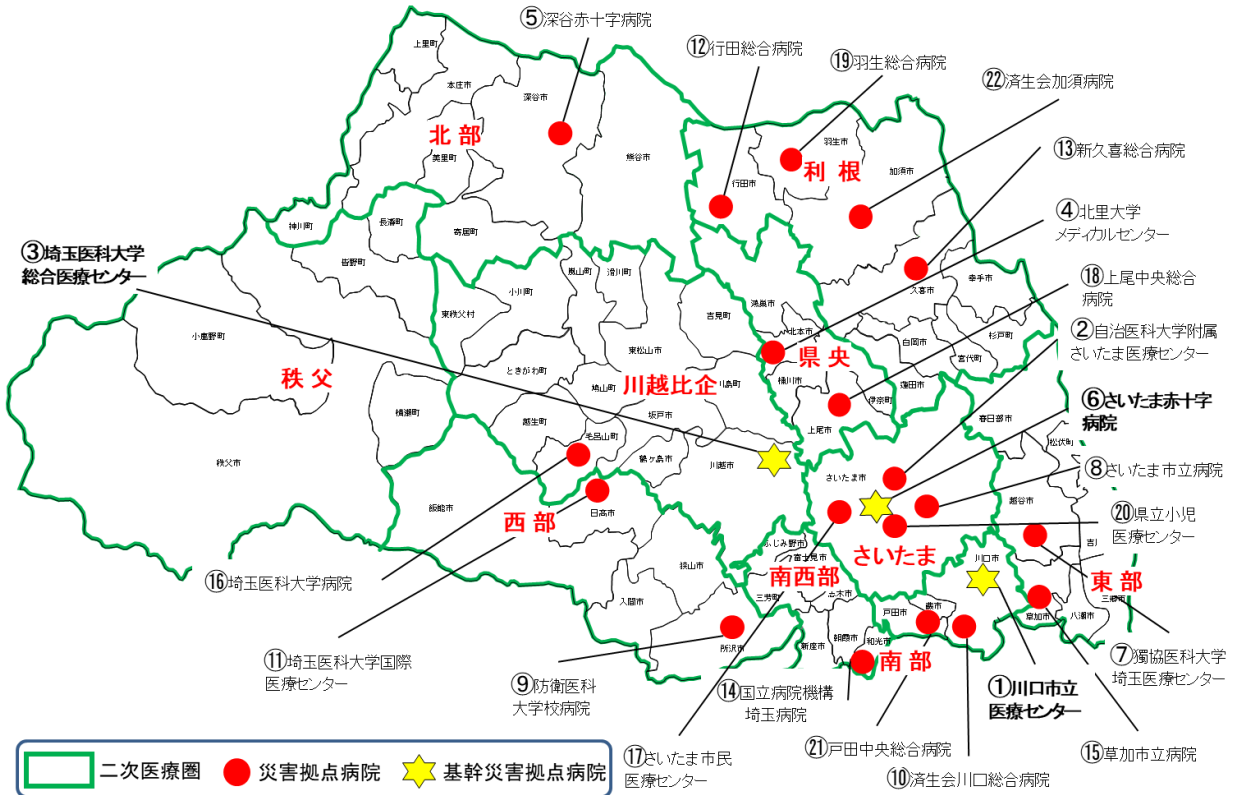
※二次救急医療：軽度の救急患者に対応する初期救急医療では対処しきれない入院治療や手術を必要とする重症患者に対応する救急医療をさす。県内の16の救急医療圏において、地域ごとに病院群輪番制による体制がとられている。

※三次救急医療：二次救急医療の後方病院として、生命の危機が切迫している重篤な患者に対応する救急医療をさす。県全域を対象として、高度な医療を総合的に提供する救命救急センターにより体制がとられている。

## 2 県指定の災害拠点病院・災害時連携病院

### ●災害拠点病院

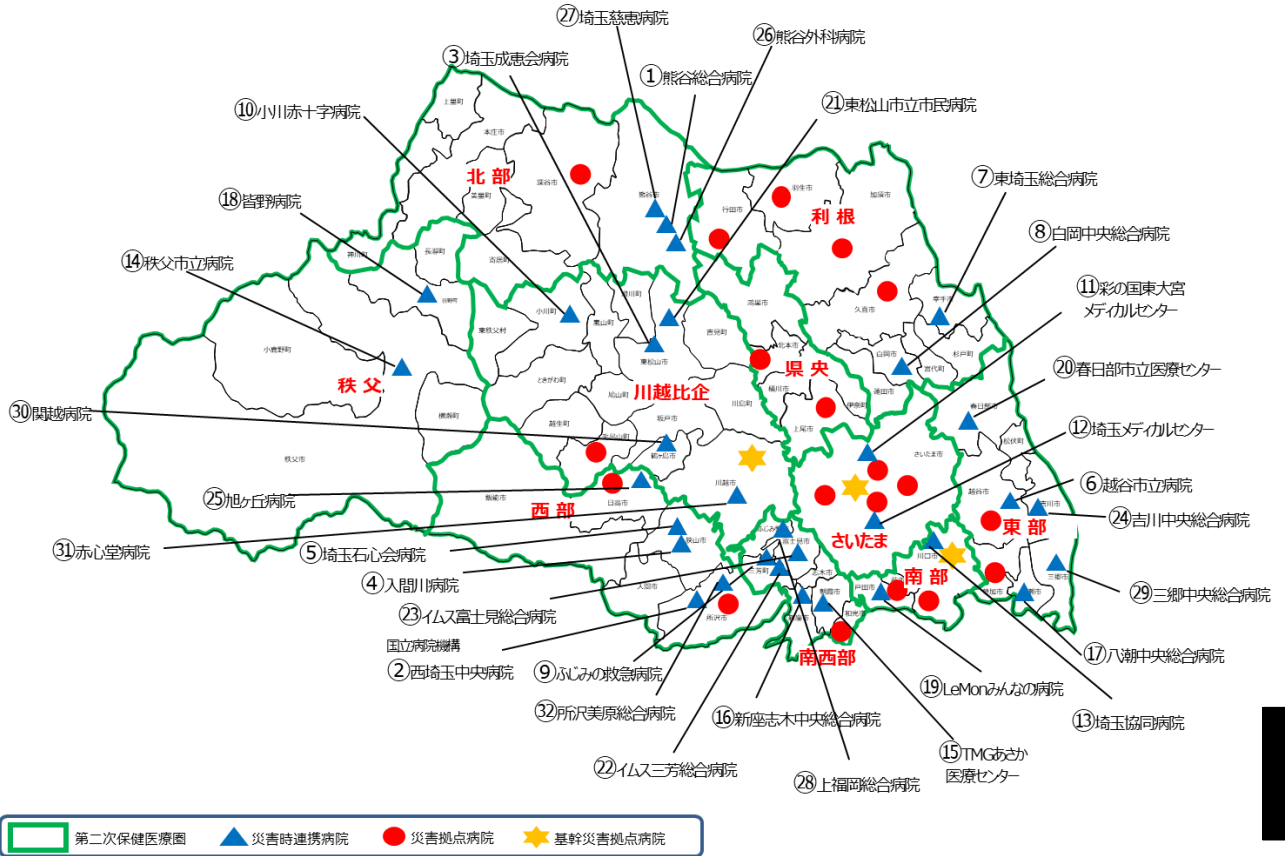
(令和8年4月1日現在)



①	川口市立医療センター	⑫	行田総合病院
②	自治医科大学附属さいたま医療センター	⑬	新久喜総合病院
③	埼玉医科大学総合医療センター	⑭	国立病院機構埼玉病院
④	北里大学メディカルセンター	⑮	草加市立病院
⑤	深谷赤十字病院	⑯	羽生総合病院
⑥	さいたま赤十字病院	⑰	さいたま市民医療センター
⑦	獨協医科大学埼玉医療センター	⑱	上尾中央総合病院
⑧	さいたま市立病院	⑲	羽生総合病院
⑨	防衛医科大学校病院	⑳	埼玉県立病院機構 埼玉県立小児医療センター
⑩	埼玉県済生会川口総合病院	㉑	戸田中央総合病院
⑪	埼玉医科大学国際医療センター	㉒	埼玉県済生会加須病院

◆災害時連携病院

(令和8年4月1日現在)



第7

① 熊谷総合病院	①⑦ 八潮中央総合病院
② 国立病院機構西埼玉中央病院	①⑧ 皆野病院
③ 埼玉成恵会病院	①⑨ LeMon みんなの病院
④ 入間川病院	②⑩ 春日部市立医療センター
⑤ 埼玉石心会病院	②⑪ 東松山市立市民病院
⑥ 越谷市立病院	②⑫ イムス富士見総合病院
⑦ 東埼玉総合病院	②⑬ イムス三芳総合病院
⑧ 白岡中央総合病院	②⑭ 吉川中央総合病院
⑨ ふじみの救急病院	②⑮ 旭ヶ丘病院
⑩ 小川赤十字病院	②⑯ 熊谷外科病院
⑪ 彩の国東大宮メディカルセンター	②⑰ 埼玉慈恵病院
⑫ 地域医療機能推進機構 埼玉メディカルセンター	②⑱ 上福岡総合病院
⑬ 埼玉協同病院	②⑲ 三郷中央総合病院
⑭ 秩父市立病院	③⑰ 関越病院
⑮ TMG あさか医療センター	③⑱ 赤心堂病院
⑯ 新座志木中央総合病院	③⑳ 所沢美原総合病院

### 3 国立病院機構災害医療センター

病 院 名	所 在 地	病床数	災害時病床数
国立病院機構災害医療センター	東京都立川市緑町 3256 電話 042-526-5511 FAX 042-526-5535	455	910

## 第8 避難場所等

### 1 指定緊急避難場所・指定避難所一覧

(令和8年3月31日現在)

地区	施設名	指定緊急避難場所				指定避難所		所在地	電話番号 (市外局番04)	グラウンド等		体育館等		炊出し
		大 火	地 震	洪 水	土 砂	一 般	福 祉			面積 (㎡)	収容 人数	床面積 (㎡)	収容 人数	
所沢	所沢まちづくりセンター							元町 27-5	2926-9355	-	-	-	-	
	所沢小学校		●			●		元町 7-37	2922-0281	9,142	4,571	670	191	○
	明峰小学校		●	●		●		北有楽町 26-20	2922-7591	12,826	6,413	731	209	○
	峰寿荘 (老人憩の家)						●	宮本町 2-22-13	2926-1901	-	-	-	-	
	ところ荘 (老人憩の家)						●	宮本町 1-2-35	2922-0681	-	-	-	-	
新所沢	新所沢まちづくりセンター							緑町 1-8-3	2924-2955	-	-	-	-	
	北小学校		●			●		緑町 1-10-33	2922-3404	9,711	4,855	625	179	○
	清進小学校		●			●		けやき台 1-38-1	2924-0637	11,945	5,972	578	165	○
	所沢中学校		●			●		けやき台 2-44-1	2922-4138	17,937	8,968	1,001	286	
	向陽中学校		●			●		向陽町 2124	2923-7201	12,244	6,122	796	227	
	緑町中央公園		●					緑町 1-7	-	21,612	10,806	-	-	
	緑寿荘 (老人福祉センター)						●	緑町 3-16-7	2928-8415	-	-	-	-	
新所沢東	新所沢東まちづくりセンター							美原町 1-2922-16	2943-0909	-	-	-	-	
	美原小学校		●			●		並木 5-1	2995-5123	8,800	4,400	577	165	
	美原中学校		●			●		並木 5-2	2995-5111	13,240	6,620	866	247	
	所沢北高等学校		●			●		並木 5-4	2995-5115	34,085	17,042	1,731	495	
	所沢市民体育館		●			●		並木 5-3	2991-1181	13,350	6,675	5,161	1,475	
並木	並木まちづくりセンター							並木 8-3	2998-5911	-	-	-	-	
	伸栄小学校		●			●		中新井 1-93-1	2942-7202	8,556	4,278	578	165	
	中央小学校		●			●		並木 8-4	2995-5631	9,722	4,861	607	173	○
	並木小学校		●			●		並木 6-2	2995-2983	9,130	4,565	607	173	
	生涯学習推進センター		●			●		並木 6-4-1	2991-0303	9,522	4,761	607	173	
	若松小学校		●			●		下新井 1231-2	2992-3322	10,322	5,161	578	165	
	中央中学校		●			●		並木 6-3	2995-2795	16,247	8,123	810	231	

地区	施設名	指定緊急避難場所				指定避難所		所在地	電話番号 (市外局番04)	グラウンド等		体育館等		炊出し
		大 火	地 震	洪 水	土 砂	一 般	福 祉			面積 (㎡)	収容 人数	床面積 (㎡)	収容 人数	
並木	所沢中央高等学校		●			●		並木8-2	2995-6088	21,751	10,875	2,705	773	
	富士見公園		●					中新井3-23	-	6,813	3,406	-	-	
	所沢航空記念公園	●	●					並木1-13	2998-4388	317,000	158,500	-	-	
	とめの里(老人憩の家)						●	中新井547	2943-2492	-	-	-	-	
	はばたき(障害者通所施設)						●	北原町924-3	2935-4799	-	-	-	-	
	きぼうの園(障害者通所施設)						●	北原町937-1	2995-2851	-	-	-	-	
	国立障害者リハビリテーションセンター						△	並木4-1	2995-3100	-	-	-	-	
	国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局秩父学園						△	北原町860	2992-2839	-	-	-	-	
	(社福)藤の美会ところざわ学園						△	北原町932-1	2992-5096	-	-	-	-	
	(社福)藤の美会障害福祉サービス事業所かがやき						△	北原町935-1	2941-4105	-	-	-	-	
	(社福)安心会介護老人福祉施設所沢かがやきの里						△	下新井1249-2	2991-7300	-	-	-	-	
小手指	小手指まちづくりセンター 本館				●			北野南1-5-2	2948-1295	-	-	1,331	380	
	小手指まちづくりセンター 分館							小手指町4-22-2	2948-8780	-	-	-	-	
	小手指小学校		●			●		小手指元町2-29-2	2948-2215	6,057	3,028	578	165	○
	上新井小学校		●			●		上新井5-36-7	2923-3397	11,240	5,620	607	173	
	椿峰小学校		●			●		小手指南5-20-1	2948-6601	8,697	4,348	607	173	
	北野小学校		●			●		北野2-4-1	2948-6012	11,402	5,701	607	173	
	小手指中学校		●	●		●		小手指元町3-28-11	2948-2224	11,872	5,936	1,150	329	
	北野中学校		●	●		●		北野2-4-10	2948-6004	14,253	7,126	810	231	
	所沢西高等学校		●			●		北野新町2-5-11	2949-2411	28,247	14,123	4,540	1,297	
	北野公園		●					小手指町4-3	-	15,688	7,844	-	-	
	小手指第8区集会所				●			小手指元町1-30-11	-	-	-	-	-	
	こてさし荘(老人憩の家)						●	北野1-2-12	2947-3232	-	-	-	-	
	(社福)栄光会特別養護老人ホームロイヤルの園						△	北野3-1-18	2947-1600	-	-	-	-	
吾妻	吾妻まちづくりセンター							久米2229-1	2924-0117	-	-	-	-	
	南小学校		●	●		●		南住吉18-29	2922-3039	11,452	5,726	591	169	○
	北秋津小学校		●			●		北秋津623	2993-2393	10,205	5,102	577	165	
	荒幡小学校		●	●	●	●		荒幡615	2924-5002	10,213	5,106	607	173	

地区	施設名	指定緊急避難場所				指定避難所		所在地	電話番号 (市外局番04)	グラウンド等		体育館等		炊出し
		大 火	地 震	洪 水	土 砂	一 般	福 祉			面積 (㎡)	収容 人数	床面積 (㎡)	収容 人数	
吾妻	南陵中学校		●	●		●		久米 1470	2922-3038	12,036	6,018	838	239	
	所沢高等学校		●			●		久米 1234	2922-2185	18,900	9,450	2,304	658	
	松が丘中央公園		●					松が丘 1-23-9	-	1,959	979	-	-	
	あづま荘 (老人福祉センター)						●	久米 2263-1	2928-1466	-	-	-	-	
松井	松井まちづくりセンター							上安松 1286-1	2994-1222	-	-	-	-	
	松井小学校		●	●		●		上安松 895	2992-2782	6,907	3,453	672	192	○
	牛沼小学校		●			●		牛沼 21	2995-3151	9,479	4,739	607	173	○
	安松小学校		●	●		●		下安松 755-1	2944-5210	8,225	4,112	607	173	
	和田小学校		●	●		●		東所沢和田 1-39	2945-6605	9,497	4,748	702	201	○
	東中学校		●			●		牛沼 605-1	2992-3115	14,411	7,205	808	231	
	安松中学校		●			●		東所沢和田 2-19	2944-7100	11,967	5,983	810	231	
	慈光幼稚園		●					下安松 464-21	2937-3603	1,679	839	-	-	
	安松保育園		●					上安松 582	2995-0316	840	420	-	-	
	上安松西集会所					●		上安松 257-33	-	-	-	-	-	
	東所沢和田南会館					●		東所沢和田 1-17-6	-	-	-	-	-	
うしぬま荘 (老人福祉センター)						●	牛沼 54	2998-4741	-	-	-	-		
柳瀬	柳瀬まちづくりセンター							城 964-8	2944-2113	-	-	-	-	
	柳瀬小学校		●			●		坂之下 964	2944-0742	6,484	3,242	694	198	○
	東所沢小学校		●	●	●	●		東所沢 2-26-1	2945-5431	10,174	5,087	693	198	○
	柳瀬中学校		●			●		坂之下 960	2944-2395	15,871	7,935	830	237	
	県立所沢おおぞら特別支援学校		●			●		南永井 619-7	2951-1102	22,500	11,250	1,750	500	
	城公民館					●		城 860-1	-	-	-	-	-	
	東所沢 5 丁目自治会館					●		東所沢 5-20-3	-	-	-	-	-	
	本郷生活改善センター					●		本郷 671	-	-	-	-	-	
	やなせ荘 (老人憩の家)						●	南永井 625-6	2944-6773	-	-	-	-	
	プロペラ (障害者通所施設)						●	坂之下 673-1	2945-7777	-	-	-	-	
	(社福)聖久会特別養護老人ホーム東所沢みどりの郷						△	坂之下 941-3	2951-3000	-	-	-	-	
(社福)桑の美会特別養護老人ホーム本郷希望の丘						△	本郷 266	2946-8899	-	-	-	-		

地区	施設名	指定緊急避難場所				指定避難所		所在地	電話番号 (市外局番04)	グラウンド等		体育館等		炊出し
		大 火	地 震	洪 水	土 砂	一 般	福 祉			面積 (㎡)	収容 人数	床面積 (㎡)	収容 人数	
三ヶ島	三ヶ島まちづくりセンター							三ヶ島5-1639-1	2948-1204	-	-	-	-	
	三ヶ島小学校		●			●		三ヶ島5-791-4	2948-2729	8,993	4,496	578	165	○
	若狭小学校		●			●		若狭1-2946	2948-3148	11,818	5,909	589	168	
	林小学校		●	●		●		和ヶ原3-95-8	2948-9741	8,760	4,380	607	173	
	宮前小学校		●			●		東狭山ヶ丘6-2777-1	2926-8667	8,790	4,395	607	173	
	三ヶ島中学校		●			●		三ヶ島3-1407-1	2948-0668	13,983	6,991	829	237	
	狭山ヶ丘中学校		●			●		東狭山ヶ丘5-893	2924-8167	12,519	6,259	810	231	
	所沢商業高等学校		●			●		林2-88	2948-0888	24,175	12,087	2,962	846	
	芸術総合高等学校		●		●	●		三ヶ島2-695-1	2949-4052	27,661	13,830	2,705	773	
	早稲田大学所沢キャンパス		●			●		三ヶ島2-579-15	2947-6848	34,000	17,000	2,900	829	
	三ヶ島第1区コミュニティセンター					●		三ヶ島1-212	-	-	-	-	-	
	三ヶ島第4区自治会集会所					●		堀之内579-4	-	-	-	-	-	
	さやまがおか荘(老人福祉センター)						●	若狭4-2478-4	2949-1192	-	-	-	-	
	みかじま荘(老人憩の家)						●	三ヶ島3-1440-1	2947-2213	-	-	-	-	
	こあふる(障害者通所施設)						●	三ヶ島5-828-6	2938-1500	-	-	-	-	
	(社福)若狭会特別養護老人ホーム亀令園						△	狭山ヶ丘4-2695-1	2926-8088	-	-	-	-	
	(社福)若狭会地域密着型介護老人福祉施設平安の森						△	狭山ヶ丘4-2678-1	2925-5230	-	-	-	-	
	(社福)安心会介護老人福祉施設所沢やすらぎの里						△	東狭山ヶ丘5-928-1	2921-5522	-	-	-	-	
	(社福)桑の実会特別養護老人ホーム康寿園						△	東狭山ヶ丘6-2835-2	2926-7711	-	-	-	-	
	(社福)桑の実会介護老人保健施設ケアステーション所沢						△	東狭山ヶ丘6-2823-13	2921-1165	-	-	-	-	
山口	山口まちづくりセンター							山口5004	2924-1224	-	-	-	-	
	山口小学校		●	●	●	●		山口1550	2922-3234	8,466	4,233	591	169	
	泉小学校		●			●		山口657	2924-7653	11,190	5,595	577	165	
	山口中学校		●			●		山口1345	2922-3238	10,440	5,220	1,169	334	
	上山口中学校		●	●		●		上山口72	2928-0300	11,828	5,914	829	237	
	椿峰中央公園		●					山口5050	-	12,993	6,496	-	-	
	堀之内町内会館					●		山口1328-12	-	-	-	-	-	
	川辺公民館					●		上山口226-1	-	-	-	-	-	
	堀口自治会館					●		上山口410-1	-	-	-	-	-	

地区	施設名	指定緊急避難場所				指定避難所		所在地	電話番号 (市外局番04)	グラウンド等		体育館等		炊出し
		大 火	地 震	洪 水	土 砂	一 般	福 祉			面積 (㎡)	収容 人数	床面積 (㎡)	収容 人数	
山口	大鐘公民館				●			上山口 1570	-	-	-	-	-	
	新堀自治会館				●			上山口 1839-1	-	-	-	-	-	
	ユネスコホームランド自治会館				●			上山口 1865-12	-	-	-	-	-	
	所沢南パークホームズ自治会集会所				●			上山口 2190-7	-	-	-	-	-	-
	金乗院(法要殿)				●			上山口 2203	2922-4258	-	-	-	-	
	掬水亭				●			山口 2942	2925-7111	-	-	-	-	
	さくら荘 (老人憩の家)						●	山口 356	2922-0710	-	-	-	-	
富岡	富岡まちづくりセンター							北岩岡 117-1	2942-3110	-	-	-	-	
	富岡小学校		●			●		下富 647-5	2942-0304	6,839	3,419	607	173	○
	中富小学校		●			●		中富 1004-1	2942-0008	8,325	4,162	591	169	○
	西富小学校		●			●		岩岡町 676-1	2922-3316	9,258	4,629	591	169	
	北中小学校		●			●		北中 1-250	2923-5804	7,190	3,595	607	173	
	富岡中学校		●			●		神米金 404	2942-0312	12,151	6,075	1,178	337	
	日本大学芸術学部所沢校舎		●					中富南 4-21	2993-2211	13,780	6,890	-	-	
	道傍公園		●					中富南 2-20	-	4,790	2,395	-	-	
	とみおか荘 (老人憩の家)						●	北岩岡 118-4	2943-8651	-	-	-	-	
	キャンパス (障害者通所施設)						●	下富 653-5	2943-6110	-	-	-	-	
	埼玉県立所沢特別支援学校						△	中富南 1-1802-7	2994-8733	-	-	-	-	
	助産院もりあね						△	下富 612-10	2943-3139	-	-	-	-	
	(社福)健寿会介護老人福祉施設健寿園						△	北中 2-301-1	2921-7733	-	-	-	-	
	(社福)博寿会特別養護老人ホーム飛鳥野の里						△	神米金 505-1	2990-2580	-	-	-	-	
	(社福)博寿会地域密着型特別養護老人ホーム飛鳥野の森						△	神米金 505-1	2990-2580	-	-	-	-	
(社福)入間川病院介護老人保健施設雪見野ケアセンター						△	下富 1150-1	2990-5300	-	-	-	-		

(注1) 「△」は災害協定による福祉避難所で、市有施設が不足する場合等に予備的に開設する施設

(注2) グラウンド等の収容人数 … 面積/2㎡・人、体育館等の収容人数 … 床面積/3.5㎡・人

## 2 所沢市学校施設に係る避難場所等の管理及び運用に関する要綱

平成14年4月30日要綱

所沢市学校施設に係る避難場所等の管理及び運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校施設に係る避難場所等に関し、所沢市地域防災計画において定めるもののほか、その円滑な管理運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一時避難場所 市内各小学校、中学校及び高等学校のグラウンドをいう。
- (2) 避難所 市内各小学校、中学校及び高等学校の屋内運動場をいう。
- (3) 避難場所等 一時避難場所及び避難所をいう。
- (4) 防災備蓄庫 コンテナ型の防災用備蓄庫
- (5) 校長 避難場所等の所在する学校の長をいう。
- (6) 鍵 防災備蓄庫及び屋内運動場などの避難場所等を開設するために必要な合鍵をいう。
- (7) 校舎用鍵 校舎の合鍵をいう。

(避難場所等開設に係る事前通告の原則)

第3条 市長は、現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危険区域の住民を保護し、又は収容するために避難場所等を開設しようとするときは、原則として、事前に、教育委員会又は校長に電話等により通知するものとする。ただし、夜間又は休日等で、事態が急迫し、その時間的余裕がないときは、この限りでない。

2 校長は、前項の状況下における避難場所等開設時に支障が生じることのないよう、校舎用鍵の管理について、あらかじめ、必要な対策を講じておくものとする。

(指定緊急避難場所参集職員の避難場所等への派遣)

第4条 市長は、避難場所等を開設しようとするときは、その運営に当たらせるため、あらかじめ選任してある市指定緊急避難場所連絡員及び市指定緊急避難場所担当員（以下「指定緊急避難場所参集職員」という。）を派遣するものとする。

2 指定緊急避難場所参集職員は、災害対策本部及び災害対策支部の指示の下、校長と協力して、避難場所等の運営に当たるものとする。

3 校長は、避難場所等の運営に関し、学校管理上必要な意見の申出をすることができるものとする。この場合において、申出方法は、原則として、学校における避難場所等の管理及び運用に関する意見申出書（様式第1号）によるものとする。

4 市長は、避難場所等の運用に関し、校長から前項の申出があった場合において、必要と認めるときは、教育委員会又は校長と協議の上、その調整を図るものとする。

(避難場所等の開設期間等)

第5条 避難場所等の開設期間は、原則として、災害発生の日から7日以内とする。

2 市長は、災害の状況により、前項の期間内に避難場所等を閉鎖することが困難と認めるときは、教育委員会又は校長と協議の上、これを延長するものとする。

(避難場所等の開設場所)

第6条 一時避難場所は、原則としてグラウンドに開設するものとする。ただし、降雨又は寒気等のためグラウンドでは適当でないときは、屋内運動場に開設するものとする。

2 避難所は、原則として、屋内運動場に開設するものとする。ただし、屋内運動場のみでは十分でないときは、教育委員会又は校長と協議の上、教室等にも開設するものとする。

(鍵の管理)

第7条 鍵は、危機管理室及び各学校において管理するほか、緊急の事態に対応できるよう、避難場所等の所在する地域のまちづくりセンター長にこれを管理させることができるものとする。

2 市長は、必要と認めるときは、当該地域の自主防災会若しくは自治団体（自治会・町内会等の団体をいう。）の役員、校長の推薦する者又は指定緊急避難場所参集職員に、鍵の管理を委嘱することができるも

のとする。

- 3 市長は、前項の規定に基づいて鍵の管理を委嘱するときは、委嘱状（様式第2号）により行うものとする。

（鍵の管理者の通知）

第8条 市長は、前条第2項の規定により鍵の管理者を定めたときは、鍵の管理者選任（変更）通知書（様式第3号）により、教育委員会又は校長に通知するものとする。その一部に変更があったときも、同様とする。

（鍵の管理委嘱の有効期間）

第9条 鍵の管理を委嘱した場合の有効期間は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 第7条第1項の職員に対する委嘱 当該職員がその任を解かれるまでの間
- (2) 第7条第2項に掲げる者に対する委嘱 その任を解かれるまでとする。

（鍵の管理者の注意義務等）

第10条 鍵の管理者は、常に善良な管理者の注意義務をもってこれを管理しなければならない。

- 2 鍵の管理者は、平常時において、市長から指示があった場合を除くほか、鍵を自ら使用し、若しくは第三者に使用させ又は、その管理を再委嘱（同居の親族に対する一時的なものを除く。）してはならない。
- 3 鍵の管理者は、管理している鍵を複製してはならない。

（鍵の紛失等の届出）

第11条 鍵の管理者は、鍵を紛失し、又は盗難に遭ったときは、直ちに校長及び危機管理室に連絡するとともに、学校における避難場所等に係る鍵の紛失（盗難）届（様式第4号）により、できるだけ早く市長に届け出なければならない。

（学校施設内立入りの際の事前通告義務）

第12条 鍵の管理者は、防災訓練その他の必要から学校の敷地内に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、市長に申出の上校長の承諾を得ておかななければならない。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

- 2 前項のただし書の場合においては、鍵の管理者は、事後できるだけ早く市長にこの旨を報告しなければならない。

（鍵の返還義務）

第13条 鍵の管理者は、鍵を管理すべき期間が終了したときは、これを速やかに市長に返還しなければならない。

（避難場所等の開設に伴う費用の負担）

第14条 避難場所等の開設に伴い必要となる費用は、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合を除くほか、予算の範囲において、市が負担するものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成14年5月1日から施行する。  
（所沢市学校施設に係る指定避難場所の管理及び運用に関する要綱の廃止）
- 2 所沢市学校施設に係る指定避難場所の管理及び運用に関する要綱（平成9年11月28日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成14年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の所沢市学校施設に係る避難場所等の管理及び運用に関する要綱の規定により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを補正することによって使用することができる。

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号

第 号  
年 月 日

(宛先) 所沢市長

学校長

学校における避難場所等の管理及び運用に関する意見申出書

このことについて、学校管理上必要がありますので、所沢市学校施設に係る避難場所等の管理及び運用に関する要綱第4条第3項の規定により、下記のとおり意見を申し出ます。

記

意見の内容

様式第2号

委 嘱 状

様

あなたに下記の避難場所等の鍵の管理を委嘱いたします  
つきましては非常時に市民の安全確保等のために御協力をお願いいたします

年 月 日

所沢市長

印

記

避難場所等の名称  
(別紙注意事項)

様

所沢市長



## 学校における避難場所等に係る鍵の管理者選任(変更)通知書

このことについて、下記のとおり選任しましたので、所沢市学校施設に係る避難場所等の管理及び運用に関する要綱第8条の規定により通知します。

## 記

## 1 鍵の管理者の選任(変更)状況

地区	避難場所	管理者			前任者	新規・継続の 区分
		氏名	住 所	電 話		
						新規・継続
						新規・継続
						新規・継続
						新規・継続

2 選任(変更)年月日 年 月 日

年 月 日

(宛先)所沢市長

住 所  
氏 名  
電 話

学校における避難場所等に係る鍵の紛失(盗難)届

このことについて、下記のとおり避難場所等の鍵を紛失し(盗難に遭い)ましたので、所沢市学校施設に係る避難場所等の管理及び運用に関する要綱第11条の規定によりお届けします。

記

- 1 鍵を紛失し又は盗難に遭ったときの状況
- 2 前記の事実が発生し、又はその発生を知った日時

年 月 日 時 分 頃

- 3 関係機関等への通報の状況

## 第9 水・食料・物資等

### 1 応急給水用資機材の内訳

(令和5年3月31日現在)

種 類		場 所						
		第一 浄水場	西部加压 ポンプ場	南部 浄水場	東部 浄水場	上下水道 局庁舎	泉町 倉庫	合計
給水車		2	-	-	-	2		4台
給水車 (加压式)	3.8m <sup>3</sup>	1	-	-	-	-		1台
	3.4m <sup>3</sup>	1	-	-	-	-		1台
	2.0m <sup>3</sup>	2	-	-	-	-		2台
非常用ポリ袋 (6リットル用)		-	-	-	-	500	7,200	7,700袋
非常用ポリ容器 (10リットル用)		46,500	4,500	-	4,400	100	4,800	60,300個
非常用臨時給水栓 (6栓用)		-	-	-	-	-	65	65組
非常用飲料タンク (ポリタンク) (1.0m <sup>3</sup> )		8	8	-	-	-	55	71個
水道事業配管図 1/2,500		1	1	1	1	-		4冊

### 2 浄水場一覧

(令和5年3月31日現在)

施設名 (所在地)		取水井	自家発電設備	配水池
第一浄水場 (宮本町2-7-7)		深井戸 11本 揚水量 10,840 m <sup>3</sup> /日	625kVA 1台	貯水量 15,000 m <sup>3</sup> 5,000 m <sup>3</sup> 2池 浄水池 2,500 m <sup>3</sup> 2槽
西部 浄水 場	西部浄水場 (北野南3-19-3)	深井戸 11本 揚水量 9,050 m <sup>3</sup> /日	500kVA 1台	15,000 m <sup>3</sup> 1池
	西部加压ポンプ場1号池 (北野南1-16-2)		200kVA 1台	4,500 m <sup>3</sup> 1池
	西部加压ポンプ場2号池 (北野南1-19)		270kVA 1台 375kVA 1台	3,000 m <sup>3</sup> 1池
南部浄水場 (大字荒幡480-1)		井戸 5本 揚水量 5,920 m <sup>3</sup> /日	100kVA 1台 85kVA 2台	貯水量 4,500 m <sup>3</sup> 3,000 m <sup>3</sup> 1池 1,500 m <sup>3</sup> 1池
東部浄水場 (並木7-2)		深井戸 8本 揚水量 7,730 m <sup>3</sup> /日	1,500kVA 1台	貯水量 40,000 m <sup>3</sup> 10,000 m <sup>3</sup> 4池

## 3 緊急遮断弁付受水槽設置場所

No.	学校名	全量 (m <sup>3</sup> )	No.	学校名	全量 (m <sup>3</sup> )
1	北小学校	33	26	小手指中学校	22
2	所沢小学校	60	27	安松中学校	17
3	北秋津小学校	24	28	伸栄小学校	24
4	荒幡小学校	50	29	泉小学校	50
5	美原小学校	27	30	中央中学校	26
6	柳瀬小学校	24	31	松井小学校	22
7	富岡小学校	36	32	牛沼小学校	22
8	向陽中学校	60	33	椿峰小学校	50
9	東中学校	50	34	中央小学校	18
10	北野中学校	24	35	和田小学校	22
11	上山口中学校	60	36	柳瀬中学校	30
12	三ヶ島中学校	60	37	富岡中学校	25
13	若狭小学校	42	38	狭山ヶ丘中学校	35
14	安松小学校	30	39	三ヶ島小学校	40
15	中富小学校	30	40	若松小学校	20
16	上新井小学校	37	41	山口中学校	22
17	林小学校	27	42	北野小学校	21
18	南陵中学校	30	43	美原中学校	31
19	北中小学校	25	44	清進小学校	30
20	所沢中学校	36	45	東所沢小学校	41
21	並木小学校	17	46	小手指小学校	40
22	南小学校	48	47	生涯学習センター	40
23	西富小学校	24	※受水槽の全量はタンクの容量を示しており、全量分の飲料水が貯留されているわけではない。		
24	山口小学校	70			
25	宮前小学校	36			

## 4 耐震性貯水槽設置場所

No.	所在地	容量	設置年月
1	市民文化センター内	100 m <sup>3</sup>	平成4年10月
2	東所沢小学校	100 m <sup>3</sup>	平成8年10月
3	小手指小学校	100 m <sup>3</sup>	平成10年2月
4	伸栄小学校	100 m <sup>3</sup>	平成26年10月
5	南小学校	100 m <sup>3</sup>	平成27年9月

※その他、埼玉県により、「所沢航空記念公園 (300 m<sup>3</sup>)」「所沢商業高等学校 (40 m<sup>3</sup>)」が設置されている。

## 5 補水施設

No.	所在地	容量	備考
1	上赤坂中継ポンプ所	104,000 m <sup>3</sup>	

※所沢市で浄水が確保できない場合、県に要請することで、ポンプ場にて給水車へ補水することができる(覚書締結済み)。

上赤坂中継ポンプ所の水は、所沢市を含む6市1町が共同で使用する。

## 6 防災備蓄倉庫の収容物

(令和5年3月31日現在)

<p>全ての倉庫 に備蓄</p>	<p>アルファ米 (500食) 毛布 (100枚) 簡易トイレ (100個) トイレ用凝固剤 (100回分) カセットコンロ カセットボンベ なべ・ひしゃく トイレトーパー 非常用ローソク コードリール ハンディライト 救急箱 (50人用) ガソリン携行缶 車イス (1台)</p>	<p>折りたたみ式リヤカー 二つ折り担架 油圧ジャッキ 組立テント・テント用金具 災害対策用工具 シート (2×3間) シート (10m×10m) 自動ラップ式トイレ ラクアーム 発電機 (カセットガス式) ホワイトボード・筆談ボード 聴覚障害者災害時援助用バンダナ 筆記用具一式 非常用持出袋</p>
<p>一部の倉庫 に備蓄</p>	<p>マンホール用仮設トイレ 仮設トイレ (和式) 仮設トイレ (洋式) 仮設トイレ (障害者用)</p>	

## 7 炊出し実施場所

学校給食施設	機器名	数量	能力	熱源	電話番号
第1学校給食センター	回転釜	10	400食×10	重油ボイラー(蒸気)	2949-3740
第2学校給食センター	回転釜	14	400食×14	ガスボイラー(蒸気)	2942-0665
	回転釜	2	50食×2	プロパン	
所沢小学校	回転釜	5	150食×5	プロパン	2922-0281
	炊飯器	12	50食×12		
南小学校	回転釜	6	250食×6	プロパン	2922-3039
	炊飯器	15	50食×15		
小手指小学校	回転釜	4	150食×4	都市ガス	2948-2215
	炊飯器	6	50食×6		
三ヶ島小学校	炊飯器	9	50食×9	電気	2948-2729
東所沢小学校	回転釜	4	150食×4	プロパン	2945-5431
	炊飯器	9	50食×9		
清進小学校	回転釜	4	150食×4	都市ガス	2924-0637
	炊飯器	6	50食×6		
和田小学校	回転釜	5	250食×5	プロパン	2945-6605
	炊飯器	12	50食×12		
北小学校	回転釜	5	150食×5	都市ガス	2922-3404
	炊飯器	9	50食×9		
明峰小学校	回転釜	5	150食×5	都市ガス	2922-7591
	炊飯器	9	50食×9		
中央小学校	炊飯器	6	50食×6	電気	2995-5631
松井小学校	炊飯器	9	50食×9	電気	2992-2782
牛沼小学校	炊飯器	6	50食×6	電気	2995-3151
富岡小学校	炊飯器	6	50食×6	電気	2942-0304
中富小学校	炊飯器	6	50食×6	電気	2942-0008
柳瀬小学校	回転釜	4	250食×4	都市ガス	2944-0742
	炊飯器	4	50食×12		

(1人分米100gとして)

## 第10 廃棄物・防疫

### 1 ごみ処理施設

(令和3年4月1日現在)

施設名	所在地	電話	処理能力			
			燃やせるごみ	破碎ごみ類	びん・かん スプレー缶	容器包装 プラスチック
東部クリーン センター	日比田 895-1	2998-5300	230 t / 24 h	43 t / 5 h	30 t / 5 h	15 t / 5 h
西部クリーン センター	林 1-320-1	2948-3141	147 t / 24 h	-	-	20 t / 5 h

### 2 市有清掃機材

(令和3年4月1日現在)

清掃車の区分	車 種	車 両 数				計
		東部 クリーンセンター	西部 クリーンセンター	収集管理 事務所	リサイクル ふれあい館 (粗大ごみ 受付センター)	
塵芥収集車	機械式・圧縮式(2~4t)	0	0	41	5	46
塵芥運搬車	3t バッカー車	2	3	0	0	5
	2t リフト付深ダンプ	3	0	0	0	3
	2t アームローラー	1	1	0	0	2
	3t アームローラー	1	0	0	0	1
	4t アームローラー	1	2	0	0	3
	軽ダンプ	3	1	0	0	4
	軽トラック	0	1	0	0	1
重機	ショベルローダー	2	0	0	0	2
	フォークリフト	3	2	0	0	5
	ホイールローダー	1	1	0	0	2
	油圧ショベル	2	0	0	0	2
その他車両	連絡車	4	3	2	3	12
	計	23	14	43	8	88

### 3 市内のし尿汲取、浄化槽清掃業者

(令和4年4月1日現在)

業者名	所在地	電話	車両数
(株)タカヤマ	南永井 37-9	2992-2944	1
加藤商事(株)	けやき台 2-31-2	2926-7777	2
本橋清掃	林 1-46	2948-0135	2
所沢共栄商事(有)	上安松 278	2995-0545	2
澤田商事	北秋津 236-7	2993-0954	1
(有)伊藤清掃	小手指町 4-8-7	2949-2878	2
市川清掃	山口 1060	2922-6935	1
(協)所沢清和会	下新井 1447-1	2998-0077	5

### 4 仮設トイレ及び簡易トイレの備蓄状況等

(令和5年1月31日現在)

種類	備蓄数量	設置及び配布の基準(場所)
マンホール型仮設トイレ	64 台	開設避難所等に順次設置
仮設トイレ	112 台	開設避難所に設置
和式	44 台	
洋式	45 台	
身障者用	23 台	
簡易トイレ	5,340 個	開設避難所等で利用

## 第11 生活支援等

### 1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

最終改正：令和7年6月24日号外内閣府告示第101号

災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第三条第一項及び第五条の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準を次のとおり定め、平成二十五年十月一日から適用する。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第一章 救助の程度、方法及び期間

（救助の程度、方法及び期間）

第一条 災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号。以下「令」という。）第三条第一項の規定による救助の程度、方法及び期間の基準は、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）第四条第一項各号及び第二項に掲げる救助の種類ごとに、本章の定めるところによる。

（避難所及び応急仮設住宅の供与）

第二条 法第四条第一項第一号及び第二項の避難所並びに同条第一項第一号の応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

#### 一 避難所

イ 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に移動可能な施設、車両等を設置し、又はその他の適切な方法により実施すること。

ハ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）として、一人一日当たり三百六十円以内とすること。

ニ 法第二条第二項に基づき、福祉避難所（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させるものであって、災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第二十条の六第一号から第五号までに定める基準に適合する避難所をいう。）を設置した場合は、ハの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ホ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができること。

ヘ 法第四条第一項第一号の避難所を開設できる期間は、災害発生の日から七日以内とし、同条第二項の避難所を開設できる期間は、法第二条第二項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間とすること。

#### 二 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものであること。

##### イ 建設型応急住宅

（1）建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であること。

（2）一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、七百八万九千円以内とすること。

- (3) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。
- (4) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できること。
- (5) 建設型応急住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置しなければならないこと。
- (6) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとすること。
- (7) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とすること。

□ 賃貸型応急住宅

- (1) 賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ(2)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。
- (2) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならないこと。
- (3) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、イ(6)と同様の期間とすること。

(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)

第三条 法第四条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に定める救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

- イ 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものであること。
- ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
- ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千三百九十円以内とすること。

二 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とすること。

二 飲料水の供給

- イ 災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。
- ロ 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。
- ハ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第四条 法第四条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。
- 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

- イ 被服、寝具及び身の回り品
- ロ 日用品
- ハ 炊事用具及び食器
- ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の以内とすること。この場合においては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもって決定すること。

イ 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	二万三百円	二万六千五百円	三万八千七百円	四万六千二百円	五万八千五百円	八千五百円
冬季	三万三千七百円	四万三千五百円	六万六千六百円	七万九千九百円	八万九千三百円	一万二千三百円

ロ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	六千七百円	八千九百円	一万三千四百円	一万六千三百円	二万五百円	二千九百円
冬季	一万七千七百円	一万四千元	一万九千九百円	二万三千六百円	二万九千八百円	三千九百円

四 生活必需品の給与等は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

（医療及び助産）

第五条 法第四条第一項第四号の医療及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療

イ 災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

ニ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とすること。

ホ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から十四日以内とすること。

二 助産

イ 災害発生の日以前又は以後の七日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

二 助産を実施できる期間は、分べんした日から七日以内とすること。

(被災者の救出)

第六条 法第四条第一項第五号の被災者の救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

二 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

三 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から三日以内とすること。

(福祉サービスの提供)

第七条 法第四条第一項第六号の福祉サービスの提供は、次の各号の定めるところにより行うこととする。

一 災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者(以下「災害時要配慮者」という。)に対して、応急的に処置するものであること。

二 都道府県知事等(法第三条に規定する「都道府県知事等」をいう。第十五条第一号イにおいて同じ。)又は災害発生市町村等(法第十一条に規定する「災害発生市町村等」をいう。)の長からの要請を受けて行うものであること。

三 次の範囲内において行うこと。

イ 災害時要配慮者に関する情報の把握

ロ 災害時要配慮者からの相談対応

ハ 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援

ニ 災害時要配慮者の避難所への誘導

ホ 福祉避難所の設置(法第二条第二項に基づき設置する場合を除く。)

四 福祉サービスの提供のため支出できる費用は、前号イからニまでの場合は消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費として当該地域における通常の実費とし、同号ホの場合は消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費とすること。

五 福祉サービスの提供を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とすること。

(被災した住宅の応急修理)

第八条 法第四条第一項第七号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

イ 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものであること。

ロ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五万三千九百円以内とすること。

ハ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から十日以内に完了すること。

二 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

イ 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。

ロ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

(1) (2)に掲げる世帯以外の世帯 七十三万九千円

(2) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十五万八千円

ハ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から三月以内(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部

が設置された災害にあっては、六月以内)に完了すること。

(生業に必要な資金の貸与)

第九条 法第四条第一項第八号の生業に必要な資金の貸与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものであること。
- 二 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものであること。
- 三 生業に必要な資金として貸与できる額は、次の額以内とすること。

- イ 生業費 一件当たり 三万円
- ロ 就職支度費 一件当たり 一万五千元

四 生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付すものであること。

- イ 貸与期間 二年以内
- ロ 利子 無利子

五 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から一月以内に完了しなければならないこと。

(学用品の給与)

第十条 法第四条第一項第九号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

- イ 教科書
- ロ 文房具
- ハ 通学用品

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とすること。

イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第三百三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

- (1) 小学校児童 一人当たり 五千五百円
- (2) 中学校生徒 一人当たり 五千八百円
- (3) 高等学校等生徒 一人当たり 六千三百円

四 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内に完了しなければならないこと。

(埋葬)

第十一条 法第四条第一項第十号の埋葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

- イ 棺(附属品を含む。)
- ロ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)

ハ 骨つぼ及び骨箱

三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十三万二千二百円以内、小人十八万五千七百円以内とすること。

四 埋葬は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

(死体の搜索及び処理)

第十二条 法第四条第一項第十一号の規定に基づく令第二条第一号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の搜索

イ 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

ハ 死体の搜索は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

二 死体の処理

イ 災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 死体の一時保存

(3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

二 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千七百円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千九百円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

ホ 死体の処理は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

(災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十三条 法第四条第一項第十一号の規定に基づく令第二条第二号の災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均が十四万三千九百円以内とすること。

三 障害物の除去は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

(救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第十四条 法第四条第一項各号及び第二項の救助を実施するに当たり必要な場合は、救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ 被災者（法第四条第二項の救助にあつては避難者）の避難に係る支援

ロ 医療及び助産

ハ 被災者の救出

ニ 福祉サービスの提供

ホ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ヘ 死体の搜索

ト 死体の処理

チ 救済用物資の整理配分

二 救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

三 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とすること。

## 第二章 実費弁償

(実費弁償)

第十五条 法第七条第五項の実費弁償は、次の各号に掲げる者ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 令第四条第一号から第五号までに規定する者

イ 日当

法第七条第一項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等の統括する都道府県等（法第十七条第一号に規定する都道府県等をいう。八において同じ。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定めること。

ロ 時間外勤務手当

職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とすること。

ハ 旅費

職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、各都道府県等の職員に対する旅費の支給に関する条例において定める額以内とすること。

二 令第四条第六号から第十一号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額以内とすること。

三 法第八条第四項の実費弁償は、救助の種類ごとに、第二条から第十四条までに定めるところにより行うこととする。

## 第三章 災害救助事務

(救助事務費)

第十六条 法第十八条第一項の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）は、次の各号に定めるところによる。

一 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とすること。

イ 時間外勤務手当

ロ 賃金職員等雇上費

ハ 旅費

ニ 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）

ホ 使用料及び賃借料

ヘ 通信運搬費

ト 委託費

二 各年度において、前号の救助事務費に支出できる費用は、法第二十一条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る前号イからトまでに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百四十三条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。

イ 三千万円以下の部分の金額については百分の十

ロ 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九

ハ 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八

ニ 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七

ホ 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六

ハ 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五

ト 五億円を超える部分の金額については百分の四

三 前号の「救助事務費以外の費用の額」とは、第二条から第十四条までに規定する救助の実施のために支出した費用及び前条に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第九条第二項に規定する損失補償に要した費用の額、令第八条第二項に定めるところにより算定した法第十二条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第十九条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第二十条第一項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く）の合計額をいう。

前文〔抄〕〔平成二六年三月三十一日内閣府告示第一九号〕

平成二十六年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成二七年三月三十一日内閣府告示第四四号〕

平成二十七年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成二八年三月三十一日内閣府告示第一一二号〕

平成二十八年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成二九年三月三十一日内閣府告示第五三五号〕

平成二十九年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成三〇年三月三〇日内閣府告示第五一号〕

平成三十年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔令和元年九月三〇日内閣府告示第八九号〕

令和元年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔令和元年一〇月二三日内閣府告示第三七八号〕

公布の日から施行し、改正後の規定は令和元年八月二十八日から適用する。

前文〔抄〕〔令和三年五月二〇日内閣府告示第七一号〕

災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十号）の施行の日（令和三年五月二十日）から適用する。

前文〔抄〕〔令和三年六月一八日内閣府告示第七六号〕

公布の日から適用する。

前文〔抄〕〔令和四年三月三十一日内閣府告示第三七号〕

令和四年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔令和五年三月三十一日内閣府告示第三六号〕

令和五年四月一日から適用する。

附則〔令和五年六月一六日内閣府告示第九一号〕

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は令和五年四月一日から適用する。

附則〔令和六年八月一日内閣府告示第一〇二号〕

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和六年七月九日から適用する。

附則〔令和七年三月三十一日内閣府告示第四二号〕

この告示は、令和七年四月一日から適用する。

附則〔令和七年六月二四日内閣府告示第一〇一号〕

この告示は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和七年法律第五十一号）の施行の日（令和七年七月一日）から施行する。

## 2 応急仮設住宅の設置場所

所在地	所有者	設置可能面積 (㎡)	現 状	建設可能戸数
大字牛沼 54	所沢市 (高齢者支援課)	コート 2面	ゲートボール場 (うしぬま荘)	11戸
大字山口 356		コート 2面	ゲートボール場 (さくら荘)	10戸
三ヶ島 3-1440-1		コート 2面	ゲートボール場 (みかじま荘)	10戸
北野 1-2-12		コート 2面	ゲートボール場 (こてさし荘)	9戸
大字下富 1256-97	所沢市 (公園課)	686	公園 (柳野公園)	7戸
大字下富 1190-10		806	公園 (西公園)	8戸
中新井 3-23		988	公園 (富士見公園)	10戸
小手指町 1-19		834	公園 (中山公園)	9戸
小手指町 3-29		903	公園 (宇治公園)	10戸
けやき台 2-18-1		1,130	公園 (上新井東公園)	12戸
小手指南 3-42-2		1,103	公園 (小谷公園)	12戸
東所沢和田 2-13		819	公園 (和田北公園)	9戸
東所沢 3-16		831	公園 (明改原公園)	9戸
東所沢 1-33		901	公園 (原中公園)	10戸
緑町 1-7		1,156	公園 (緑町中央公園)	12戸
小手指町 4-3		1,198	公園 (北野公園)	13戸
大字山口 5050		1,318	公園 (椿峰中央公園)	14戸
東所沢和田 3-9		2,298	公園 (東所沢公園)	25戸
東所沢 3-31		3,569	公園 (亀ヶ谷公園)	39戸
大字城 23-1		13,299	公園 (滝の城址公園)	189戸
小手指町 3-11-12		937	公園 (緑野北公園)	10戸
中富南 2-20		928	公園 (道傍公園)	10戸
中富南 3-4		967	公園 (武野原公園)	10戸
中富南 4-24		3,808	公園 (中富南公園)	42戸
花園 2-2405-7		812	公園 (花園西公園)	9戸
大字松郷 92-1		1,190	公園 (松郷南公園)	13戸
東狭山ヶ丘 1-25		1,220	公園 (東狭山ヶ丘中央公園)	13戸
北中 3-101-1		1,218	公園 (北中公園)	13戸
和ヶ原 1-159-1	1,071	公園 (和ヶ原公園)	11戸	
並木 5-3	所沢市 (スポーツ振興課)	15,544	総合運動場 (野球場)	172戸
合 計				731戸



#### 4 罹災証明書

(整理番号)

## 罹災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家 <sup>※</sup> の 所在地	
住家 <sup>※</sup> の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

〇〇市町村長

5 被災届出証明書交付申請書

被災届出書証明書交付申請書

年 月 日

(宛先) 所沢市長

申請者 住所  
氏名  
電話 ( )

被災年月日	年 月 日 時 分
被災場所	所沢市
被災の原因	
被災状況	
備考	

添付書類： 被害内容が分かる写真、修理等に係る見積書等（写真が添付できないときに限る。）

(下欄には記入しないでください。)

被災届出証明書

上記のとおり、届出があったことを証明します。

年 月 日

所沢市長



※この証明書は、被災の事実ではなく届出があったことを証明するものであり、住家の被害の程度（全壊、半壊など）を証明するものではありません。

## 6 所沢市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 6 月 25 日条例第 30 号  
最終改正 令和元年 9 月 27 日条例第 19 号

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

一部改正〔平成 31 年条例 10 号〕

#### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

### 第 2 章 災害弔慰金

#### (災害弔慰金の支給)

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

#### (災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げる順序とする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
  - ア 配偶者
  - イ 子
  - ウ 父母
  - エ 孫
  - オ 祖父母
- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難いときは、前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項第 1 号の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前 3 項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

一部改正〔平成 23 年条例 33 号〕

#### (災害弔慰金の額)

第 5 条 災害により死亡した者 1 人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては 500

万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

一部改正〔平成3年条例35号〕

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

一部改正〔平成31年条例10号〕

(支給の制限)

第7条 甲慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害甲慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害甲慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

一部改正〔平成31年条例10号〕

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては、125万円とする。

一部改正〔平成3年条例35号〕

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

### 第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件を該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
  - ア 家財についての損害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円
  - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
  - ウ 住居が半壊した場合 270万円
  - エ 住居が全壊した場合 350万円

- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
  - イ 住居が半壊した場合 170万円
  - ウ 住居が全壊した場合（工の場合を除く。） 250万円
  - エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円
- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。
- 2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

一部改正〔昭和62年条例11号・平成3年35号〕

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

- 2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内であつて規則で定める率とする。
- 3 前2項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

一部改正〔平成31年条例10号〕

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

一部改正〔平成31年条例10号・令和元年19号〕

## 第5章 雑則

追加〔平成31年条例10号〕

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成31年条例10号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年6月1日から適用する。

附 則（昭和50年7月1日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年4月1日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年9月7日から適用する。

附 則（昭和53年7月1日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年1月14日から適用する。

附 則（昭和56年10月1日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年12月14日から適用する。

附 則（昭和57年12月28日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日から適用する。

附 則（昭和62年4月1日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成3年12月24日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成23年9月30日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項及び第3項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（平成31年4月1日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月27日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 7 所沢市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年7月1日規則第31号  
最終改正 令和3年9月30日規則第38号

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規則は、所沢市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 災害弔慰金の支給

#### (支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

#### (必要書類の提出)

第3条 市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

#### (支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

#### (必要書類の提出)

第5条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた市民に対し、負傷し、又は疾病にかつた地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものとする。

### 第4章 災害援護資金の貸付け

#### (利率)

第6条 条例第14条第2項の規則で定める率は、1パーセントとする。

#### (借入れの申込)

第7条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第2号。以下「借入申込書」という。）を、市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法

- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画
  - (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
  - (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
  - (3) その他市長が必要と認めた書類
- 3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第8条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第9条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第3号。次条において「貸付金決定通知書」という。）を、借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第4号）を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第10条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに災害援護資金借用書（様式第5号。以下「借用書」という。）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、保証人を立てるときは、保証人の連署した借用書に、借受人及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第11条 市長は、借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第12条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第13条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第14条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（様式第8号）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第9号）を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第15条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第11号）を当該借受人に交付するものとする

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第12号）を当該借受人に交付するものとする

(償還免除)

第16条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第13号)を、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第14号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第15号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第17条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第18条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかにその旨を記載した氏名等変更届(様式第16号)を市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

## 第5章 雑則

(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

(書類の様式)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年6月1日から適用する。

<中略>

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この規則は、平成14年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の各規則の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則(平成16年1月30日規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の各規則に規定する様式により交付されている受給者証その他の書類は、この規則による改正後の各規則に規定する様式により交付されたものとみなす。

3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則(平成31年4月1日規則第26号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の所沢市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の

規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを補正することによって使用することができる。

附 則（令和元年9月27日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年9月30日規則第38号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にあるこの規則（第1条の規定を除く。）による改正前の各規則の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

様式<略>

## 8 所沢市り災見舞金等支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害により被害を受けた市民又はその遺族に対し、見舞金又は弔慰金（以下「見舞金等」という。）を支給することにより福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 市の区域内に発生した火災若しくは爆発又は暴風雨、洪水、地震その他異常な自然現象をいう。
- (2) 市民 災害発生の当時、市の区域内に住所を有した者をいう。
- (3) 遺族 災害により死亡した市民の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。以下同じ。）をいう。
- (4) 住家 現実に自ら居住のために使用している建物をいう。
- (5) 全焼、全壊又は流失 住家の焼失、損壊又は流失した部分の床面積が延床面積の70%以上に達したとき、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した被害の程度をいう。
- (6) 半焼又は半壊 住家の焼失、損壊部分が延床面積の20%以上70%未満又はその住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満であり、補修すれば元どおりに再使用できる被害の程度をいう。
- (7) 部分焼 住家の焼失が延床面積の5%以上20%未満の被害の程度をいう。
- (8) 水損 火災に伴う消火活動により住家が浸水した状態をいう。
- (9) 床上浸水等 住家が床上浸水又は土砂等のたい積により、一時的に居住することができない状態となった被害の程度をいう。
- (10) 死亡 災害による死亡をいう。
- (11) 重傷 災害による負傷で1か月以上の治療を要するものをいう。

(見舞金等の支給)

第3条 市民が災害により、住家の被害を受けたとき、又は死亡し、若しくは重傷となったときは、当該市民の属する世帯の世帯主又は遺族に対し、見舞金等を支給する。

2 前条第5号、第6号又は第7号に係る見舞金が生給されるときは、同条第8号又は第9号に係る見舞金は、重ねて支給しない。

(見舞金等を支給する遺族)

第4条 見舞金等を支給する遺族の順位は、次に掲げる順序とする。

- (1) 死亡した者の死亡当時その者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
  - (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
    - ア 配偶者
    - イ 子
    - ウ 父母
    - エ 孫
    - オ 祖父母
  - (3) 死亡した者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹に対して、見舞金等を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項第1号の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、見舞金等の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に

対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(見舞金等の額等)

第5条 見舞金等の額は、次の表の左欄に掲げる被害区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

被害区分	見舞金等の額		
全焼、全壊又は流失	3人以上の世帯	1世帯	100,000円
	2人の世帯	1世帯	70,000円
	単身世帯	1世帯	50,000円
半焼又は半壊	2人以上の世帯	1世帯	50,000円
	単身世帯	1世帯	40,000円
部分焼		1世帯	30,000円
住家の床上浸水		1世帯	30,000円
死亡		1人	70,000円
重傷		1人	50,000円

2 市長は、前項の表に掲げる被害区分について、埼玉西部消防組合消防長その他関係行政機関が発行するり災証明書等を参考とし、認定する。

3 市長は、第1項の表の左欄に掲げる被害区分に該当する被害のほか、必要と認めるときは、見舞金等を支給することができる。

(支給の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するとき、見舞金等の全部又は一部を支給しないことができる。

- (1) 災害による被害が被災者の故意又は重大な過失によるものであるとき
- (2) 災害救助法(昭和22年法律第118号)による援護が適用されるとき
- (3) その他市長が支給を不相当と認めるとき

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は昭和55年4月1日より実施する。

<中略>

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、改正後の所沢市り災見舞金等支給要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に生じた災害に係る見舞金又は弔慰金の支給について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、改正後の所沢市り災見舞金等支給要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に生じた災害に係る見舞金又は弔慰金の支給について適用する。

## 9 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

貸付の相手方	被害農林漁業者（組合を含む）－当該市町村長の被害認定を受けたもの
貸付対象事業 資金用途	種苗、肥料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る）、稚魚、稚貝、漁業用燃油等の購入資金、炭がまの構築資金、その他農業漁業経営に必要な資金
融資機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
担 保	保証人

## 10 株式会社日本政策金融公庫法

貸付の相手方	(農地復旧) (施設復旧－共同利用施設) (施設復旧－主務大臣指定施設) (施設復旧) (林道復旧)	土地改良区、農協、農業を営む者等 土地改良区、農協、農業共済組合等 農林漁業を営む者、農協、森組等 森組、森連、樹苗養成の事業を営む者等 森組、森連、林業を営む者等
貸付対象	(農地復旧)  (施設復旧－共同利用施設) (施設復旧－主務大臣指定施設)  (施設復旧) (林道復旧)	農地、牧野又はその保全利用上必要な施設の復旧 共同利用施設の復旧 果樹の新植又は改植並びに農林水産業施設の復旧 樹苗養成施設の復旧・普及造林 林道及びその付帯施設の復旧
担 保	保証人もしくは担保	
申込み先	日本政策金融公庫支店、農林中金、信農連、信漁連に直接もしくは農・漁協組合、森林組合を経由	

## 11 埼玉県農業災害対策特別措置条例

貸付の相手方	被害農林漁業者（組合を含む）－当該市町村長の被害認定を受けたもの
貸付対象事業 資金用途	種苗、肥料、飼料、薬剤、家畜、蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな、蚕室、畜舎、畜産物の調整施設、きのこ栽培施設、養魚施設、農産物倉庫及び農産用生産資材倉庫、農産用資材製造施設、作業所の復旧に必要な資金等
融資機関	農業協同組合等
担 保	保証人

## 12 農業災害補償

支払の相手方	当該保険加入の被災農家
農業共済事業 対 象 物	農作物（水稻：20a以上当然加入、陸稲：10a以上当然加入、麦 10a以上当然加入）、果樹（ぶどう、なし）、蚕繭（春蚕繭、初秋蚕繭、晩秋蚕繭）：1箱（10g）以上当然加入、園芸作物（施設園芸用施設、付帯施設、施設内農作物）、畑作物（ばれいしょ、大豆、茶）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、任意（建物、農機具）
支払機関	農業共済組合

## 第12 風水害

### 1 注意報・警報の種類及び発表基準

(令和4年5月26日現在)

#### (1) 気象に関する警報・注意報発表基準一覧

所沢市	府県予報区		埼玉県		
	一次細分区域		南部		
	市町村等をまとめた地域		南中部		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数 <sup>※1</sup> 基準	15	
		(土砂災害)	土壌雨量指数 <sup>※2</sup> 基準	119	
	洪水		流域雨量指数 <sup>※3</sup> 基準	柳瀬川流域=14.2, 東川流域=8.2, 砂川掘流域=10.4	
			複合基準 <sup>※4</sup>	柳瀬川流域=(8, 14.2)、東川流域=(12, 7.3)	
			指定河川洪水予報による基準	-	
	暴風		平均風速	20m/s	
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm	
	波浪		有義波高	-	
	高潮		潮位	-	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	8	
			土壌雨量指数基準	82	
	洪水		流域雨量指数基準	柳瀬川流域=8.4, 東川流域=6.5, 砂川掘流域=8.3	
			複合基準	柳瀬川流域=(5, 8.4), 東川流域=(5, 4.3), 砂川掘流域=(5, 8.3)	
			指定河川洪水予報による基準	-	
	強風		平均風速	11m/s	
	風雪		平均風速	11m/s 雪を伴う	
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm	
	波浪		有義波高	-	
	高潮		潮位	-	
	雷		落雷等により被害が予想される場合		
	融雪		-		
	濃霧		視程	100m	
	乾燥		最小湿度 25%で実効湿度 55%		
	なだれ		-		
	低温		夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温-6℃以下 <sup>※5</sup>		
	霜		早霜・晩霜期に最低気温 4℃以下		
着氷・着雪		著しい着氷(雪)で被害が予想される場合			
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	100mm	

※1 表面雨量指数は、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを示す数値。

※2 土壌雨量指数は、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを示す数値。

※3 流域雨量指数は、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す数値。

※4 複合基準は、表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値。

※5 冬期の気温は熊谷地方気象台の値。

(注) 過去の災害を網羅的に調査した上で、重大な災害の発生するおそれのある値を警報の基準に、災害の発生するおそれのある値を注意報の基準に設定し、基準に到達する現象が予想されるときに発表する。

## (2) 気象に関する特別警報発表基準一覧

現象の種類		発表基準
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表を判断する。

## (3) 地震（地震動）に関する警報・特別警報発表基準一覧

情報発表の名称	区分	発表基準
緊急地震速報（警報） 又は 緊急地震速報	地震動 特別警報	震度6弱以上または長周期地震動階級4 <sup>※1</sup> の揺れが予想されたときに <sup>※2</sup> 、強い揺れが予想される地域 <sup>※3</sup> に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表。
	地震動 警報	最大震度5弱もしくは5強または最大長周期地震動階級3の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表。
緊急地震速報（予報）	地震動 予報	最大震度3以上または長周期地震動階級1以上、マグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表。

※1 高層ビル内における地震時の人の行動の困難さの程度や、家具や什器の移動・転倒などの被害の程度から4つの段階に区分した揺れの大きさの指標。

※2 2箇所以上の地震観測点のデータに基づく予想。

※3 所沢市は埼玉県南部。

## 2 浸水想定区域・土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設一覧

### 福祉部担当施設

施設名	所在地	浸水	土砂
障害者福祉施設 グループホーム			
北秋津ホーム	北秋津810-9		
小手指ホーム	上新井3-15-15	●	
はなみずき	上山口90-1		
あおぞらホームつじ	小手指元町2-27-9		
あおぞらホームあおき	荒幡881-17	●	
あおぞらホームはだ	久米267-10		
あおぞらホームねがみ	山口2737-8	●	
あおぞらホームはらだ	中富南3-2-11		
TMホーム(ほほえみ)	中新井1-874-4		
TMホーム(えくぼ)	西所沢2-8-5		
TMホーム(かがやき)	中新井2-714 C棟		
TMホーム(きらめき)	中新井2-714-3 B棟		
はんど	中新井2-479-8-102		
しもとみ大樹	下富1028-7		
さやまがおか大樹	東狭山ヶ丘1-75-8		
おからホーム	山口1034-52		
おからホーム2	荒幡259-7	●	
おからホーム3	上山口1934-1		
おからホーム4	和原1-51-26		
おからホーム5	山口1934-13	●	
さくら草 かすみ草	松郷265-10		
れんげ草	下富285-2		
つきみ草	下富285-5		
ふくじゅ草	下富285-6		
県営けやき108	緑町4-26 県営新所沢けやき通り住宅108号		
いずみ	松葉町14-11		
すだち	亀ヶ谷270-6		
バルーン所沢	林2-108-3		
アイコン1	美原町1-2912-2-305		
アイコン2	美原町1-2912-2-106		
アイコン3	美原町1-2912-2-108		
アイコン4	美原町1-2912-2-406		
アイコン5	美原町1-2912-2-408		
P・Aファーム	小手指南3-11-8		
はつ穂	若狭3-2562-14		
うらら	東狭山ヶ丘2-2914-12		
コウ1	中新井1-137 アクス102号室		
コウ2	美原町3-2950-7 トイルミラ102号室		
コウ3	北有楽町5-9 アーガスビル28101号室		
コウ5	北所沢町2224-4 バルフィールドコートB101号室		
爽	中富南1-5-21		
ひだまり加元町	元町15-10		
加なごみ山口	山口406		
ひだまり加金山町	金山町4-12		
加なごみ荒幡	荒幡816-13		
ほしぞら1号棟	小手指南3-54-3		
ほしぞら2号棟	小手指南3-35-11		
ほしぞら3号棟	小手指南3-54-11		
にじいろ下安松	下安松397-23	●	
にじいろ上安松	上安松1160-2		

施設名	所在地	浸水	土砂
ピオール1F	南永井 591-4		
ダイブホーム	東狭山ヶ丘 1-72-7		
ゆきわり草	北原町 924-2		
障害者福祉施設 グループホーム・短期入所			
すだちⅡ	亀ヶ谷 270-3		
新町の家	所沢新町 504-17		
ソールインホーム所沢三ヶ島Ⅰ・Ⅱ	三ヶ島 1-795-4		
三ヶ島ホーム	三ヶ島 1-795-1		
障害者福祉施設 就労移行支援			
イ初所沢	東所沢和田 2-23-5-102		
スイッチ・新所沢	松葉町 17-15 ニューアバン第一ビル 4階		
ラジ	小手指町 1-43-3 ジョイパレス小手指 102		
Cocorport 所沢第20office	くすのき台 1-2-1 エアビル 2階		
ディキャリア所沢オフィス	くすのき台 3-18-10 新明ビル 南館		
障害者福祉施設 就労継続支援A型			
エブラ所沢	松葉町 12-3 アガスタ 58 2F		
トコ陽だまり	中富 1564-1		
ルミ	東所沢和田 2-10-1 アイソ和田 1階		
障害者福祉施設 就労継続支援B型			
所沢どんぐりの家	若松町 839-19		
コミュニティサロンどんぐり	並木 1-1-1 所沢市役所 1階		
颯埜扉カミヤ	榎町 11-5 コポラス榎町 1F		
ワークみどり	けやき台 2-41-1		
十四軒大樹作業所	下富 1028-1		
ステップ	喜多町 5-13 パークサイドビル 1階		
森のとうふ屋さんの手づくり菓子工房	上新井 1-4-4		
所沢みらい図	東所沢和田 2-23-5 103		
アグレ	北原町 866-17		
れんげの郷とこざわ	東所沢 3-38-11	○	
Pinton	並木 8-1-6-117		
きぼうの園	北原町 937-1		
障害者福祉施設 生活介護			
光の園	東狭山ヶ丘 6-2833-2		
所沢 しあわせの里	東狭山ヶ丘 5-916-3		
しもとみ大樹	下富 1028-2		
そらのいろ	くすのき台 2-21-3		
にじのいろ	山口 5294 リバージュビル 1FA 号室		
きらめき	下富 626-1		
ちゃのき	所沢新町 2531-26		
みつば	小手指元町 1-3-24	●	
I&I 事業所	東狭山ヶ丘 1-10-1		
キャバス	下富 653-5		
こあふる	三ヶ島 5-828-6		
プロパ	坂之下 673-1		
障害者福祉施設 生活介護 (共生型)			
デックス所沢	上新井 1-23-1k プラザ 101		
障害者福祉施設 多機能型 (就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型)			
きぼう工房	神米金 490-3		
障害者福祉施設 多機能型 (就労移行支援・就労継続支援B型)			
すだち作業所	南永井 867-1		
アハ	星の宮 2-3-35		
aloha 所沢エスト	小手指町 1-42-17 GCコート 203		
aloha 新所沢	緑町 2-7-16 三上ビル 2階		
障害者福祉施設 多機能型 (就労移行支援・就労定着支援)			
LITALICO ワーク所沢	宮本町 2-11-11MOA5ビル 1階		

施設名	所在地	浸水	土砂
ウェルビー航空公園駅前センター	喜多町 17-11 マキルビル1階		
ウェルビー所沢プロペラ通りセンター	日吉町 8-2 プロペラ通りビル2F		
シャロム所沢	くすのき台 3-18-4 所沢K・Sビル4階		
Cocorport 所沢Office	くすのき台 3-4-4 シルビル3階		
障害者福祉施設 多機能型 (就労移行支援・就労定着支援・自立訓練・施設入所支援)			
国立障害リハビリテーションセンター	並木 4-1		
障害者福祉施設 多機能型 (就労継続支援A型・就労継続支援B型)			
ワークステーション風	中新井 1-134-15		
障害者福祉施設 多機能型 (就労継続支援B型・自立訓練 (生活訓練))			
飛行船	松葉町 6-22		
障害者福祉施設 多機能型 (生活介護・就労継続支援B型)			
はあもにい	北野 2-22-8		
かがやき	北原町 935-1		
すだち亀ヶ谷作業所	亀ヶ谷 270-1		
つばさか	三ヶ島 5-541-43		
はばたき	北原町 924-3		
障害者福祉施設 多機能型 (施設入所支援・短期入所)			
ところざわ学園	北原町 932-1		
大樹の郷	牛沼 773-2		
大樹の丘	神米金 500-1		
障害者福祉施設 地域活動支援センター (I型)			
所沢こぼしの家	北秋津 790-2		
障害者福祉施設 地域活動支援センター (II型)			
颯埜扉(しのひ)	榎町 11-4		
あるこ	喜多町 10-13 山路ビル3階		
飛行船2号	緑町 4-6-6		
障害者福祉施設 地域活動支援センター (III型)			
トリプルけいみんなの家	狭山ヶ丘 2-82		
所沢とも会の会	北岩岡 315-3		
ドゥール	緑町 3-16-13		
障害者福祉施設 短期入所			
さんとめ	中富 1617		
障害者福祉施設 自立訓練 (生活訓練)			
ニューワーク所沢センター	喜多町 16-7		
高齢者福祉施設 養護老人ホーム			
亀鶴園	大字松郷 267-1		
高齢者福祉施設 ケアハウス			
所沢やすらぎの里	東狭山ヶ丘 5-928-1		
ピアラ小手指	小手指町 1-40-1		
所沢けやき	三ヶ島 5-551		
ロイヤルの園	北野 3-1-22		
大光園	東狭山ヶ丘 6-750-1		
狭山ヶ丘	東狭山ヶ丘 5-2753		
飛鳥野の森	神米金 505-1		
高齢者福祉施設 有料老人ホーム			
プラシエル所沢(西館)(東館)	御幸町 5-8, 5-15	●	
高齢者共同住宅福祉の森	山口 1850-8		
バスタミアス	小手指南 4-13-4		
バスタフ所沢	上山口 138-1	●	
バスタフ所沢くすのき台	くすのき台 1-8-4		
所沢幸楽園	松葉町 7-24		
長寿苑	若狭 1-2932-1		
ゆうらく東所沢	東所沢 5-14-5		
西ところざわ翔裕館	東狭山ヶ丘 4-2680-3		
グループリビングアリスの家椿峰館	小手指南 6-3-9		

施設名	所在地	浸水	土砂
所澤ハウス	東所沢 2-28-14		
ライハウス新所沢	緑町 4-45-7		
憩	東狭山ヶ丘 4-2683-2		
グループリビング アリスの家ローズ館	上新井 5-15-13		
こけいセンター所沢上安松	上安松 907-1		
SOMPO ケアヴィール東所沢	東所沢 2-10-4		
ロイヤルレジデンス東所沢	下安松 942-1		
ところざわ翔裕館 I 号館	下富 720-1		
桂の樹	宮本町 2-23-34		
なかとみ悠生苑	中富 508-1		
リゼ 所沢西	東狭山ヶ丘 1-57-1		
花りぼん所沢	下富 1133-3		
武蔵野の郷	下安松 1566-1		
リアルーフ新所沢	緑町 2-12-17		
高齢者福祉施設 サービス付き高齢者向け住宅			
所沢グループリビング そよ風	上新井 5-7-12		
所沢悠生苑 くすのき台	くすのき台 3-12-1		
もみの木	中新井 2-286-1		
なごやかレジデンス東所沢	下安松 200-1	●	
レジデンス小手指 Sakura	小手指町 4-18-1		
所沢ライフステーション華	下安松 1521-1		
エクラ所沢	小手指元町 3-26-13		
老人福祉センター			
うしぬま荘	大字牛沼 54	○	
あづま荘	大字久米 2263-1		
さやまがおか荘	若狭 4-2478-4		
緑寿荘	緑町 3-16-7		
老人憩の家			
さくら荘	大字山口 356		
とめの里	大字中新井 547		
やなせ荘	大字南永井 625-6		
峰寿荘	宮本町 2-22-13		
みかじま荘	三ヶ島 3-1440-1		
こてさし荘	北野 1-2-12		
とみおか荘	大字北岩岡 118-4		
ところ荘	宮本町 1-2-35		
高齢者施設 介護老人福祉施設			
亀令園	東狭山ヶ丘 4-2695-1		
康寿園	東狭山ヶ丘 6-2835-2		
ロイヤルの園	北野 3-1-18		
所沢やすらぎの里	東狭山ヶ丘 5-928-1		
健寿園	北中 2-301-1		
東所沢みどりの郷	坂之下 941-3	●	
千寿里	坂之下 1153-1		
飛鳥野の里	神米金 505-1		
ところの苑	久米 1538-2		
所沢かがやきの里	下新井 1249-2		
アミコ	中富 1639-3		
真和の森	下富 1206-1		
ケアルッグ	三ヶ島 5-1445-6		
本郷希望の丘	本郷 266		
パティ館	下富 1011-1		
飛鳥野の森	神米金 505-1		
平安の森	東狭山ヶ丘 4-2678-1		
すみれ野	東狭山ヶ丘 4-2658-1		

施設名	所在地	浸水	土砂
なみき町の園	北原町 1375-2		
高齢者施設 地域密着型通所介護			
GENKINEXT 航空公園	喜多町 8-6 森脇ビル 1-B		
Happy Family 所沢事業所	北有楽町 7-6 ツインレゾ 1F		
加チャ倶楽部所沢元町	元町 28-9 フォーヌタワー所沢 102	●	
デイサービス琴平	元町 28 番 18 号	●	
パワーエッジ 所沢	星の宮 2-1-37		
ケアサービス	星の宮 2-3-29		
ところ荘老人デイサービスセンター	宮本町 1-2-35		
リハビリデイサービスヒバ	西所沢 2-8 番 18 号		
アリスリハビリトレーニングセンター	東所沢和田 1-24 番 3 号 2		
アリスロソ	東所沢和田 1-46-19		
かがやきデイサービスセンター東所沢	下安松 200-1	●	
デイサービス本舗 所沢	下安松 259-5		
ケア・リク	下安松 565-1		
ちろりん村	下安松 858-3		
アリス・ストリート	下安松 888-1 新倉ビル		
一笑苑	下安松 1482-21		
所沢第一病院	下安松 1559-1		
きたえる-む所沢松郷	松郷 78	○	
ビバソ所沢	上安松 893-9		
寿	東新井町 108-4	●	
東所沢みどりの郷	坂之下 941-3	●	
千寿里	坂之下 1153-1		
所澤デイサービスセンター (休止中)	東所沢 2-28 番 14		
デイセンター ゆうらく東所沢	東所沢 5-14-5		
アオイ	下富 1202-1-2F		
アアメイト所沢	下富 1271 番 39		
俊英館イケア	下富 946-2		
ところざわ翔裕館Ⅱ号館	下富 724-3		
アミコ	中富字松下 1639 番 1		
おうえん	中富 750-8		
フィット川陽 中富	中富 735-7		
ツキ 所沢中富	中富 1579-5		
なかとみ町の園	中富南 2-27-10		
飛鳥野の里	神米金 505-1		
カサ・あさがお	北岩岡 455-14		
健寿園	北中 2-301-1		
まあち(休止中)	向陽町 2001-3		
レッツ倶楽部所沢	緑町 4-8-17 ヴィラ大沼 102 号		
新所沢けやき通り老人デイサービスセンター	緑町 4-28 番 35-1 号		
なぎさ新所沢	泉町 1797 番 51		
彩り	けやき台 1-14-12 エコハウスけやき台 1F		
ま-のぼっけ	けやき台 1-19 番 11 号		
ま-のぼっけの2階	けやき台 1-19-11 号 2階		
しあわせ花園	花園 2-2405-1		
木もれび	和ヶ原 1-3027-13		
あこあこあ	和ヶ原 3-262MKS ハイツ 1-A		
nagomi 所沢店	西狭山ヶ丘 1-2473-13		
鈴木さん家	三ヶ島 3-1113-5		
所沢西アセンターそよ風	三ヶ島 4-2138-1		
所沢けやき	三ヶ島 5-1229-1		
わいわい	三ヶ島 1-786-1		
ケアレッジ	三ヶ島 5-1445-6		
加チャ倶楽部 狭山ヶ丘	東狭山ヶ丘 1-10-1		

施設名	所在地	浸水	土砂
第2木もれび	東狭山ヶ丘 1-27-20		
本舗 狭山ヶ丘	東狭山ヶ丘 1-31-47		
ジョイ川狭山ヶ丘	東狭山ヶ丘 1-7-27		
フィット川陽 狭山ヶ丘	東狭山ヶ丘 1-59-13		
亀令園 (休止)	東狭山ヶ丘 4-2695-1		
西ところざわ翔裕館	東狭山ヶ丘 4-2680 番3		
所沢やすらぎの里	東狭山ヶ丘 5-928-1		
つじ栗	東狭山ヶ丘 4-2696-1		
わかさ	若狭 1-2932-1		
早稲田イライ狭山ヶ丘	狭山ヶ丘 1-3003-12		
ティラス所沢	上新井 1-23-1K プラザ 101		
ほっと	上新井 2-43 番2号		
在屋	上新井 4-41-22		
所沢センターそよ風	上新井 5-7-12		
フィット川陽 PLUS	小手指南 2-3-4		
アリスの夢	小手指南 4-13-6		
桜式番館	小手指南 6-12-8 椿峰ビル 101		
アリスの広場	小手指元町 2-29-72		
エクス所沢	小手指元町 3-26-13		
ロイヤルの園	北野 3-1-18		
だんらんの家 小手指	小手指町 1-12-22		
小手指	小手指町 1-13-23		
シルバネットビル	小手指町 1-13-28		
ハッピーホーム	小手指町 1-34-3		
リハ-	小手指町 1-43-2 小手指ビル 1階		
みらい	小手指町 2-13-8		
とことこ	小手指町 3-11-10 マン小手指番館		
街の詩 小手指駅南口店	小手指町 3-17 小手指ハイウェイ西武ジョビングプラザ N棟		
安樹 (休止中)	小手指町 4-4-26		
ゆらり	小手指町 4-9 番19号鈴木ビル1F		
お元気倶楽部	小手指町 4-10-10 ビュー小手指3号		
さくら通所介護事業所	小手指町 4-18-1		
風ステーション小手指	小手指町 4-18-8 グリーンビル小手指1階		
赤とんぼ	山口 2009-2		
あいほっと。青空館	山口 445-7	●	
桜	山口 681-2		
桜参番館	山口 5294-リハ-ビル 1階B号室		
あいほっと。	上山口 1843-2		
若竹	上山口 2071-1		
くすのき台	くすのき台 3-12-1		
あごら	北秋津稲荷木 650 番9		
所沢ロイヤルの郷	北秋津 789-3 プレミアス 21		
こあはと	久米 1297-3	●	
ところの苑	久米 1538-2		
千恵の輪	久米 2017-5	●	
アグリ	荒幡 106-6		
健やか	荒幡 131-5		
ニクアテナ-所沢	荒幡 195-1		
あいほっと。式番館	中新井 1-864-1		
もみの木	中新井 2-296-2		
ひまわり	中新井 438		
第2ひまわり<リハスタジオひまわり>	中新井 564		
アースポート所沢	並木 3-1-6-107		
並木機能訓練センター	並木 8-1 所沢パークの並木通り団地第6-120号室		
高齢者施設 通所リハビリテーション			

施設名	所在地	浸水	土砂
所沢診療所 結	宮本町 2-23-34		
緑	松郷 144 番 1	●	
東所沢通所リハビリテーション	東所沢 1-18-5		
くわのみ本郷クリニック	本郷 268-1		
雪見野センター	下富 1150-1		
スポール所沢	下富 1310-15		
とるて	中富 1016		
さんとめ	中富 1617		
埼玉西協同病院	中富 1865-1		
みかじま	三ヶ島 5-1636		
遊	東狭山ヶ丘 4-2666-1		
ケアステーション所沢	東狭山ヶ丘 6-2823-13		
よしかわ 通所リハビリテーション道	若狭 3-2570-2 号		
上新井くろかわクリニック	上新井 1-25-10		
所沢ロイヤル病院	北野 3-1-11		
所沢ロイヤルの丘	北野 3-1-16		
くわのみクリニック	山口 1850-8		
<b>高齢者施設 短期入所生活介護</b>			
アリス・ストリート	下安松 888-1 新倉ビル		
千寿里	坂之下 1153-1		
東所沢みどりの郷	坂之下 941-3	●	
本郷希望の丘	本郷 266		
パティ館	下富 1011 番 1		
真和の森	下富 1202 番 1		
ところざわ翔裕館Ⅱ号館	下富 724-3		
アミコ	中富字松下 1639 番 3		
飛鳥野の里	神米金 505-1		
健寿園	北中 2-301-1		
しあわせ花園	花園 2-2405-1		
所沢西ヶ丘センターそよ風	三ヶ島 4-2138-1		
ケアルッグ	三ヶ島 5-1445-6		
すみれ野	東狭山ヶ丘 4-2658-1		
亀令園	東狭山ヶ丘 4-2695-1		
平安の森	東狭山ヶ丘 4-2678-1		
西ところざわ翔裕館	東狭山ヶ丘 4-2680 番 3		
所沢やすらぎの里	東狭山ヶ丘 5-928-1		
康寿園	東狭山ヶ丘 6-2835-2		
所沢センター そよ風	上新井 5-7-12		
小手指ヨートステイ そよ風	北野 1-2 番 60 号		
所沢ロイヤルの丘	北野 3-1-16		
ロイヤルの園	北野 3-1-18		
ヨートステイクすのき台	くすのき台 3-12-1		
ところの苑	久米 1538-2		
なみきロイヤルの園	北原町 1375-2		
所沢かがやきの里	下新井字下流 1249-2		
<b>高齢者施設 短期入所療養介護</b>			
雪見野センター	下富 1150-1		
スポール所沢	下富 1310-15		
さんとめ	中富 1617		
新所沢清和病院	神米金 141-3		
みかじま	三ヶ島 5-1636		
遊	東狭山ヶ丘 4-2666-1		
ケアステーション所沢	東狭山ヶ丘 6-2823-13		
所沢ロイヤル病院	北野 3-1-11		
所沢ロイヤルの丘	北野 3-1-16		

施設名	所在地	浸水	土砂
<b>高齢者施設 認知症対応型通所介護</b>			
ケア・リカ	中富南3-16-1		
花みずきの家	上新井5-78-5		
アリスの夢	小手指南4-13-6		
愛の家グループ所沢小手指	小手指元町3-6-3	●	
りらいふ	山口5257-3		
<b>高齢者施設 小規模多機能型居宅介護</b>			
ぼぷら	下富1070-1		
さんとめ	中富1617		
飛鳥野の森	神米金505-1		
むさし野の森	三ヶ島5-1445-7		
ニチクアセンター東狭山ヶ丘	東狭山ヶ丘3-682-6		
多機能ホーム ゆう	小手指元町1-9-2		
ケアセンターとこしえこぶし町	こぶし町30-31		
ひまわり	中新井438		
つどい東所沢	東所沢2-16-7	○	
<b>高齢者施設 認知症対応型共同生活介護</b>			
あおぞら南永井	南永井2-7		
みんなの家・東所沢	東所沢3-36-18		
さんとめ	中富1617		
ひばりの空	三ヶ島5-1445-7		
ニチクアセンター東狭山ヶ丘	東狭山ヶ丘3-682-6		
康寿園グループホーム輝	東狭山ヶ丘6-2796-1		
暖家所沢	若狭2-1677-7		
所沢グループホームそよ風	小手指南5-16-3		
愛の家グループホーム所沢小手指	小手指元町3-6-3	●	
こころ	小手指元町1-9-2		
あおぞら山口	山口2584		
上新井苑	山口338-2		
トルケアGH えがお	山口522		
所沢ほほえみ	下新井1249-5		
アジウム所沢	こぶし町30-31		
つどい「東所沢家」	東所沢2-16-7	○	
<b>高齢者施設 特定施設入居者生活介護</b>			
プランジェール所沢	御幸町5-15	●	
桂の樹	宮本町2-23番34		
ロイヤルレジデンス東所沢	下安松942-1		
武蔵野の郷	下安松1566-1		
ニチクアセンター所沢上安松	上安松字山荒久907-1		
SOMPO ケア ラヴィール東所沢	東所沢2-10-4		
ところざわ翔裕館Ⅰ号館	下富720-1		
花りぼん所沢	下富1133番3		
なかとみ悠生苑	中富508-1		
リアルユー 所沢	緑町2-12-17		
リゼ 所沢西	東狭山ヶ丘1-57番1		
ケアハウス 狭山ヶ丘	東狭山ヶ丘5-2753		
<b>高齢者施設 地域密着型特定施設入居者生活介護</b>			
飛鳥野の森	神米金505-1		
<b>高齢者施設 介護老人保健施設</b>			
雪見野ケアセンター	下富1150-1		
エスポワール所沢	下富1310-15		
さんとめ	中富1617		
みかじま	三ヶ島5-1636		
遊	東狭山ヶ丘4-2666-1		
ケアステーション所沢	東狭山ヶ丘6-2823-13		

施設名	所在地	浸水	土砂
所沢ロイヤルの丘	北野 3-1-16		
高齢者施設 介護医療院			
緑ヶ丘介護医療院	狭山ヶ丘 1-3009		

### こども未来部担当施設

施設名	所在地	浸水	土砂
認可保育施設 保育所			
吾妻保育園	久米 2217	●	
北秋津保育園	北秋津 733-10		
北所沢保育園	美原町 2-2938-3		
小手指保育園	小手指南 4-15-1		
さやまが丘保育園	若狭 1-2959-6		
新所沢保育園	緑町 3-4-6		
所沢保育園	元町 7-32		
富岡保育園	下富 654-2		
中新井保育園	中新井 3-18-8		
並木保育園	並木 6-1-2		
西新井保育園	西新井町 6-9		
西所沢保育園	上新井 5-5-3		
松井保育園	下新井 1247-2		
松郷保育園	松郷 92-1		
三ヶ島保育園	三ヶ島 5-1974-4		
安松保育園	上安松 582		
柳瀬保育園	本郷 297-1		
山口保育園	山口 710		
山口西保育園	上山口 115	●	
あかね保育園	三ヶ島 5-2037		
あかねの風保育園	北野 2-7-1		
あかねの虹保育園	北野 3-24-35		
あきつやまゆり保育園	北秋津 355-12		
アトリア保育園	北所沢町 2066-7		
泉町保育園	泉町 1830		
北野保育園	小手指町 5-16-5	●	
きたの第2 保育園	小手指町 5-13-35		
くすのき台保育園	くすのき台 1-9-3		
桑の実本郷保育園	本郷 269-1		
桑の実西所沢保育園	山口 289-1		
向陽保育園	向陽町 2119-1		
小手指向陽保育園	小手指町 1-38-10		
第二所沢おひさま保育園	くすのき台 2-2-6		
第二所沢元氣保育園	山口 1447-5	●	
太陽園	下安松 206-16	●	
所沢おひさま保育園	くすのき台 2-1-3		
所沢元氣保育園	北岩岡 213		
所沢すこやか保育園	宮本町 1-1-10	●	
所沢文化保育園	元町 4-3		
ところっこ保育園	くすのき台 3-5-5		
Nicot 小手指	小手指町 1-16-23		
Nicot 新所沢	緑町 1-21-10		
Nicot 所沢	くすのき台 1-14-5		
東所沢たんぽぽ駅前保育園	東所沢和田 2-6-2		
東所沢保育園	東所沢和田 3-19-2		
ひまわり保育園	中新井 435		
みどり保育園	狭山ヶ丘 1-3003-52		

施設名	所在地	浸水	土砂
やまゆり保育園	北野1-2-69		
優々保育園	東狭山ヶ丘4-2686-4		
優々の森保育園	東狭山ヶ丘4-2659-3		
陽明保育園	中富1652-1		
わかたけ保育園	元町8-24		
わかたけ鳥峯保育園	久米2280		
わかたけ元町保育園	元町6-13		
わかば保育園	小手指町2-12-10		
認可保育施設 認定こども園			
桑の美こども園	東狭山ヶ丘6-2823-12		
第二なかよしこども園	若狭4-2479-21		
東所沢たんぽぽこども園	亀ヶ谷172-1	●	
なかよしこども園	三ヶ島3-1476-1		
双実こども園	北岩岡480-3		
所沢第六文化幼稚園	北野1-1-22		
所沢中央文化幼稚園	宮本町2-22-15		
れんげこども園	松郷278-3	●	
認可保育施設 地域型保育事業			
あおぞら陽明保育園	東所沢和田2-18-12 関根ハム1F		
かめさん保育園	星の宮1-2-8 ビュー21		
さくらんぼ保育室	南住吉1-14 アルト 所沢1F		
じよんのひ保育園	北所沢町2245-21		
ちびっ子の森保育園	小手指町1-18-4 パークサイド 小手指B館202		
チャイルドセンターこぐま	小手指町1-39-2		
所沢ひまわりルーム	寿町11-11 ザトモ1F		
どんぐりまいくしつ	山口2808-16		
なでしこ保育室	上新井3-28-9		
にじのいる保育園	緑町2-3-11 ハイクリネ103		
バルオオサリス 保育室	東所沢1-13-13 ザーベスタ101		
ぶんぶん保育室	上新井3-64-9		
ハビランド 保育園	小手指南3-37-4		
保育室エンジェルキッズ	北有楽町22-13 航空公園アトビル1F		
保育ルーム スマイルキッズ	上安松1262-1		
保育ルーム・ピカポー	緑町4-3-15 レジエ1F		
まみい保育室	上新井1-5-9 サンライズ 中村102		
よつば陽明保育園	御幸町13-4 シンカドビル102	●	
LONLON 保育園	寿町27-7 エセルワ 所沢1F	●	
るりあん保育園	美原町1-2923-2 パークサイドハム1F		
れおん保育室	小手指町4-19-8 キングスヴィレッジ 107		
れんげましのこ保育室	東所沢和田1-3-5 村エパリス1F		
ヤルトキッズランド 中富	中富1142-1		
アオクア かせとたいようの家	東新井町5-15		
ママ スマイル所沢	くすのき台3-15-3		
所沢第一病院ひまわり保育所	下安松1523-29		
ひまわりルーム	寿町10-8		
えっぐはうす	松葉町15-3-101		
スターチャイルドガーデン	緑町4-38-2 イリス緑町1F		
くれよん保育園所沢防衛医大	並木3-2		
ヤルトキッズランド 所沢西	山口511-1 カリア1F		
スマイル サン キッズ 保育園	若狭2-1677-7		
ぐらんぴーす園	北秋津735-4 KSビル1階		
キッズくらぶ所沢	中新井1-43-1		
所沢ロイヤル病院いちご保育室	北野3-20-1		
瀬戸病院院内保育室	金山町8-6		
並木病院うさぎ保育室	東狭山ヶ丘5-2753		

施設名	所在地	浸水	土砂
新所沢清和病院保育室	神米金 141-3		
かたのひみつきち	城 435-1		
西埼玉中央病院こぼと保育園	若狭 2-1671		
所沢中央病院保育室 <sup>プ</sup> ース	くすのき台 3-15-2 平沼ビル1階		
わかさクリニック <sup>ジ</sup> 保育園	若狭 4-2468-3-101		
なのはな保育室	中富 1865-1		
<b>認可外保育施設等</b>			
ポニーリング 所沢事業所事業所内託児室	松郷 151-30	●	
早稲田大学 学生・教職員用託児室	三ヶ島 2-579-15 100号館		
チャイルドパーク	東狭山ヶ丘 4-2666-6		
チャイルドパークみどり	松郷 144-1	●	
こすくす <sup>ツ</sup> ところざわ	寿町 24-2		
明雄会保育所	下富 1306-3		
ルン <sup>ツ</sup> 保育園	西狭山ヶ丘 1-2475-1 中ビル102号		
えみきっず	くすのき台 1-11-1 西武鉄道ビル1F		
なないろ保育園	狭山ヶ丘 1-3003-138 1階		
たんぽぽらんど保育園	小手指南 3-34-12		
コピ <sup>ア</sup> インターナショナルスクール	松郷 153	●	
<b>幼稚園</b>			
けやき幼稚園	牛沼 324-1		
小手指幼稚園	小手指町 2-12-1		
こでまり幼稚園	狭山ヶ丘 1-3015		
慈光幼稚園	下安松 487		
新所沢こひつじ幼稚園	緑町 2-19-4		
新所沢富士幼稚園	緑町 4-15-32		
新所沢幼稚園	美原町 2-2929		
すずらん幼稚園	北原町 966-2		
所沢文化幼稚園	星の宮 1-2-25		
所沢第二文化幼稚園	上安松 1255-5		
所沢第三文化幼稚園	山口 5350		
所沢第五文化幼稚園	荒幡 442-1		
所沢ひまわり幼稚園	三ヶ島 4-2282		
所沢富士幼稚園	元町 10-16		
所沢若草幼稚園	緑町 3-22-15		
マル幼稚園	中新井 4-15-7		
ミル幼稚園	下富 1100-2		
三ヶ島幼稚園	三ヶ島 3-1410		
美原幼稚園	美原町 3-2958-3		
<b>児童福祉施設 病児・病後児保育施設</b>			
瀬戸病院病児保育「もりもり保育室」	金山町 8-6 瀬戸病院保育棟		
<b>障害児福祉施設 通所施設</b>			
松原学園	中富 1535-1		
かしの木学園	中富 1535-3		
所沢市こども支援センター(発達支援)	泉町 1861-1		
あすみるくらぶ	美原町 3-2971-4, 1F		
あすみるくらぶ くすのき台	くすのき台 3-15-8 第10 SANKOビル1F		
木子里(きっこり)	小手指町 4-9-19-202		
木子里 <sup>ラス</sup>	山口 5277-2		
木子里 <sup>レスト</sup>	星の宮 1-1-10, 1F		
ひまわり	山口 5294, 2F		
キッズルームらぼ <sup>る</sup> 所沢 中富 <sup>ルーム</sup>	中富 1739-32		
キッズルームらぼ <sup>る</sup> 所沢 星の宮 <sup>ルーム</sup>	星の宮 2-3-27		
つばさ学童クラブ	南永井 619-7 所沢おおぞら特別支援学校内		
マイ <sup>ス</sup> 児童 <sup>イ</sup> サ <sup>ビス</sup>	北秋津 778-43, 1F		
マイ <sup>ス</sup> 児童 <sup>イ</sup> サ <sup>ビス</sup> 新所沢	緑町 1-1-10 パストラリアム 102		

施設名	所在地	浸水	土砂
ｽﾌﾟｰﾄﾗｲﾌ	並木 3-1-10-102		
LITALICOｼﾞｪｱ所沢教室	くすのき台 3-18-10, 6F		
LITALICOｼﾞｪｱ新所沢教室	松葉町 11-1, 3F		
ねっこぼっこの家	東狭山ヶ丘 1-66-10-103		
あおいくじら	くすのき台 3-16-12, 半B1F		
しろいくじら	くすのき台 3-16-12, 1F		
たち	北秋津 708-84, 1F		
たちえる	北秋津 511-21		
桑の実すまいる STATION	東狭山ヶ丘 6-2823-12		
きなこ	東所沢 3-6-17		
Lino(リノ)	東所沢 1-17-20 プルミール 1F		
すまいる東所沢	城 527-1, 1F		
Moi!東所沢駅前教室	東所沢 5-4-2-101		
noin	金山町 14-12, 2F	●	
楽っ子ｸﾗﾌﾞ	榎町 11-5		
ほめてこ狭山ヶ丘教室	東狭山ヶ丘 1-27-9 ソレE 狭山ヶ丘 1F		
ﾊﾙ-所沢教室	御幸町 6-2, 2F		
「きらり」所沢校	北有楽町 22-12, 1F		
こどもの木	西所沢 1-14-4-105		
ﾊｯﾋﾟｰﾃﾞｽﾞ新所沢教室	松葉町 4-25, 1F		
ﾊｯﾋﾟｰﾃﾞｽﾞ東所沢教室	東所沢和田 1-18-5-105		
ｺｰﾙﾌﾟﾗｽ所沢教室	くすのき台 3-4-2, 3F		
かもみ-るところざわ	中富 1592-1		
てとて	緑町 2-7-11 ア-ガｽﾋﾞｽﾞ 50 4階		
ｽﾀｼﾞｱﾎｰﾄMJ 所沢	和ヶ原 1-37-3 大成ﾍﾞﾙ 201		
ﾄｰﾏｽ･ｼﾞｪｱ所沢教室	北有楽町 24-10, 1F		
ｶﾙﾋﾟ-新所沢	けやき台 2-30-12		
ひなたぼっこハウス	上新井 1-13-1 ラ-ﾙ-ナ 1F	●	
ｳｲｽﾞ・1-下山口	山口 5168		
放課後等ﾃﾞｰｲ-ﾋﾞｽﾄﾗｽﾄ LEO	星の宮 2-2-6 1階		
児童館			
ひばり	北有楽町 26-21		
こぼと	小手指町 1-28-3		
つばめ	久米 783-1		
つばき	山口 5057		
すみれ	若狭 1-2966-5		
さくら	並木 8-3		
わかば	和ヶ原 3-266-2		
まつば	上安松 952-2		
みどり	緑町 1-8-3		
みどり(別館)	緑町 3-16-7		
やなぎ	東所沢 4-16-4		
ひかり	中富南 4-4-1		
児童クラブ			
若松	下新井 1231-2		
三ヶ島	三ヶ島 3-1416-9		
若狭	若狭 4-2496-5		
伸栄	中新井 1-784-1		
明峰	北有楽町 26-20		
林	和ヶ原 3-99-5		
宮前	東狭山ヶ丘 6-2792		
美原	並木 5-1		
上新井	上新井 5-60-1		
牛沼	牛沼 21		
富岡	下富 647-5		

施設名	所在地	浸水	土砂
泉	山口 657	●	
中富小	中富 1004-1		
椿峰	小手指南 5-20-1		
安松	下安松 839-2		
荒幡	荒幡 514-1		
松井	上安松 407-2		
東所沢柳瀬	東所沢 2-29-5		
所沢	元町 7-37		
中央	並木 8-1-6-112		
並木	並木 6-2		
山口	山口 1981-1	●	
北野	北野 2-4-1		
和田	東所沢和田 1-39		
西富	岩岡町 715-2		
北秋津	北秋津 623		
小手指	小手指元町 2-28-8		
第二所沢柳瀬	東所沢 2-33-9		
第二所沢	星の宮 1-6-12		
第二美原	並木 5-1		
第二上新井	上新井 5-36-13		
KIRACCO	東所沢 2-16-11BSビル 1F	○	
KIRACCO 小手指	小手指元町 3-16-10	●	
YMCA キッズクラブ	小手指町 1-39-2		
北秋津コロヤ	くすのき台 2-20-6		
わくわく	美原町 3-2971-5		
KIRACCO 所沢	星の宮 1-1-10		
KIRACCO Ami	小手指町 4-4-5 出浦第五ビル 101		
カラオケ	東所沢和田 3-31-3	●	
ひだまりみなみ	南住吉 10-20		
ひまわり	寿町 10-8		

#### 健康推進部担当施設

施設名	所在地	浸水	土砂
病院			
西埼玉中央病院	若狭 2-1671		
国立障害者リハビリテーションセンター病院	並木 4-1		
防衛医科大学校病院	並木 3-2		
市民医療センター	上安松 1224-1		
瀬戸病院	金山町 8-6		
東所沢病院	城 435-1		
所沢中央病院	くすのき台 3-18-1		
三ヶ島病院	三ヶ島 5-1970		
所沢緑ヶ丘病院	狭山ヶ丘 1-3009		
所沢肛門病院	小手指町 1-3-3		
圏央所沢病院	東狭山ヶ丘 4-2692-1		
所沢ロイヤル病院	北野 3-1-11		
新所沢青和病院	神米金 141-3		
所沢リハビリテーションセンター病院	中富 1016		
埼玉西協同病院	中富 1865-1		
並木病院	東狭山ヶ丘 5-2753		
所沢第一病院	下安松 1559-1		
佐々木記念病院	西所沢 1-7-25		
北所沢病院	下富 1270-9		
所沢美原総合病院	美原町 2-2934-3		

施設名	所在地	浸水	土砂
日ヶ所ころの里病院	北野 3-20-1		
所沢慈光病院	北中 1-228		
明生リハビリテーション病院	東狭山ヶ丘 4-2681-2		
所沢ハートセンター	上新井 2-61-11		

#### 教育委員会担当施設

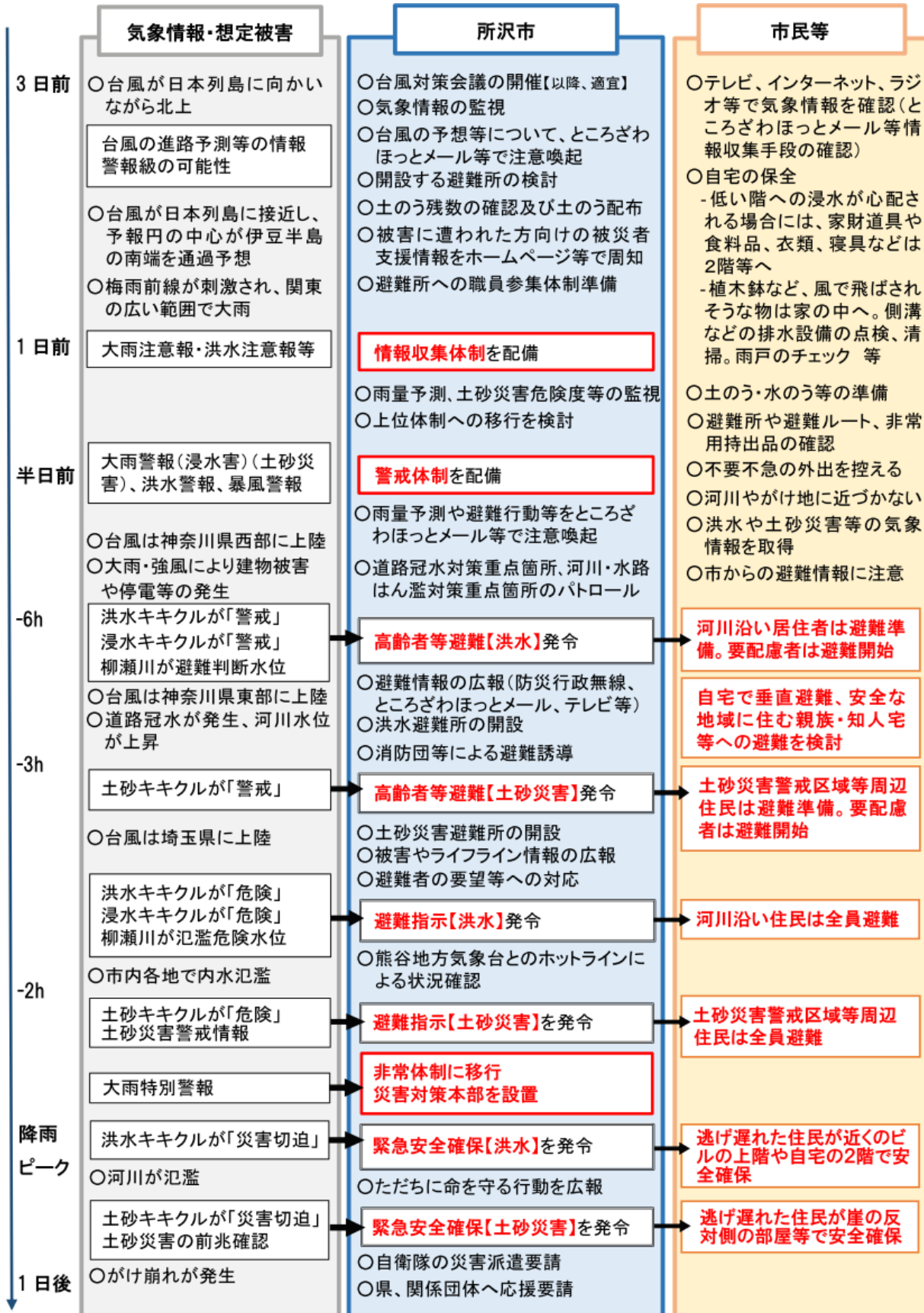
施設名	所在地	浸水	土砂
<b>小学校</b>			
所沢小学校	元町 7-37		
南小学校	南住吉 18-29		
北秋津小学校	北秋津 623		
荒幡小学校	荒幡 615		
北小学校	緑町 1-10-33		
清進小学校	けやき台 1-38-1		
明峰小学校	北有楽町 26-20		
伸栄小学校	中新井 1-93-1		
美原小学校	並木 5-1		
並木小学校	並木 6-2		
中央小学校	並木 8-4		
松井小学校	上安松 895		
若松小学校	下新井 1231-2		
安松小学校	下安松 755-1		
和田小学校	東所沢和田 1-39		
牛沼小学校	牛沼 21		
柳瀬小学校	坂之下 964	●	
東所沢小学校	東所沢 2-26-1		
富岡小学校	下富 647-5		
西富小学校	岩岡町 676-1		
中富小学校	中富 1004-4		
小手指小学校	小手指元町 2-29-2		
上新井小学校	上新井 5-36-7		
北野小学校	北野 2-4-1		
北中小学校	北中 1-250		
山口小学校	山口 1550		●
泉小学校	山口 657	●	
椿峰小学校	小手指南 5-20-1		
三ヶ島小学校	三ヶ島 5-791-4		
若狭小学校	若狭 1-2946		
林小学校	和ヶ原 3-95-8		
宮前小学校	東狭山ヶ丘 6-2777-1		
<b>中学校</b>			
所沢中学校	けやき台 2-44-1		
向陽中学校	向陽町 2124		
美原中学校	並木 5-2		
中央中学校	並木 6-3		
南陵中学校	久米 1470		
東中学校	牛沼 605-1	●	
安松中学校	東所沢和田 2-19		
柳瀬中学校	坂/下 960	●	
富岡中学校	神米金 404		
小手指中学校	小手指元町 3-28-11		
北野中学校	北野 2-4-10		
山口中学校	山口 1345		●
上山口中学校	上山口 72		

施設名	所在地	浸水	土砂
三ヶ島中学校	三ヶ島3-1407-1		
狭山ヶ丘中学校	東狭山ヶ丘5-893		
特別支援学校			
所沢特別支援学校	中富南1-1802-7		
所沢おおぞら特別支援学校	南永井619-7		

(注1)「浸水」の●は洪水浸水想定区域(浸水リスク情報図を含む。)にかかる施設、○は家屋倒壊危険想定区域(河岸浸食)にのみかかる施設である。

(注2)「土砂」の●は土砂災害警戒区域にかかる施設である。

### 3 風水害対応タイムライン【台風襲来を想定した行動計画】



## 第13 危険物等

### 1 危険物取扱施設の現況

(令和4年3月31日現在)

種 類	施設数
製 造 所	0
貯 蔵 所	176
屋内貯蔵所	31
屋外貯蔵所	0
屋内タンク貯蔵所	6
屋外タンク貯蔵所	6
地下タンク貯蔵所	77
簡易タンク貯蔵所	0
移動タンク貯蔵所	56
取 扱 所	115
一般取扱所	50
販売取扱所	1
給油取扱所	64
計	291

## 2 危険物製造・貯蔵・取扱施設

(令和4年4月1日現在)

地 区	合 計	製 造 所	貯 蔵 所								取 扱 所			
			小 計	屋 内 貯 蔵 所	屋 外 タ ン ク	屋 内 タ ン ク	地 下 タ ン ク	簡 易 タ ン ク	移 動 タ ン ク	屋 外 貯 蔵 所	小 計	給 油 取 扱 所	販 売 取 扱 所	一 般 取 扱 所
所 沢	26		13			1	10		2		13	3		10
新 所 沢	3										3	3		
新 所 沢 東	2		1				1				1	1		
並 木	33		23		1	2	20				10	1		9
小 手 指	37		24	4	1		12		7		13	6		7
吾 妻	19		11	3	1		5		2		8	2	1	5
松 井	19		9	3		1	5				10	7		3
柳 瀬	64		42	6	1	1	5		29		22	21		1
三 ヶ 島	49		34	10	1		11		12		15	4		11
山 口	12		8	1			5		2		4	2		2
富 岡	27		11	4	1	1	3		2		16	14		2
合 計	291	0	176	31	6	6	77	0	56	0	115	64	1	50

## 3 毒物・劇物製造施設

(令和4年4月1日現在)

地 区	施 設 名	所 在 地	電 話
吾 妻	株式会社東京製品開発研究所	久米 337-7	2923-0086
松 井	株式会社武蔵野香料化学研究所	下安松 967	2944-7541

## 4 放射性同位元素等取扱施設

(令和4年4月1日現在)

施設所在地	放射性同位元素等取扱施設数
所沢市	10

# 用語集



**【あ行】****アウトティング**

性的少数者本人の了解なしに、性的少数者であることを他人に暴露してしまうことをいう。

**液状化**

ゆるく堆積した沖積層の砂質地盤に地震動が加わると、間隙水圧の上昇により砂の粒子と粒子の噛み合わせがはずれ、一時的に液状になり支持力を失う現象をいう。

**応急復旧**

被災した公共施設等に応急措置を施し、喪失又は低下した機能を早期に一定程度回復させることをいう。本格復旧に長い期間を要する場合、二次災害の防止、災害対応の円滑化、被災者の生活確保等のために行われる。

**【か行】****仮設救護所**

災害時に被災者等の医療救護を行う臨時の場所である。災害初期に負傷者のトリアージや軽症者の治療などを行う医療救護所と避難者の健康相談等を行う避難所救護所に区分される。

**キキクル**

気象庁のホームページで公開されている大雨・洪水警報の危険度分布で、大雨による土砂災害の危険度分布を「土砂キキクル」、短時間の強雨による浸水害の危険度分布を「浸水キキクル」、河川の洪水災害の危険度分布を「洪水キキクル」という。

**帰宅困難者**

通勤、通学、買い物等の外出者のうち、災害が発生して交通機関が停止した場合、徒歩での帰宅が困難な方をいう。

**帰宅困難者一時滞在施設**

帰宅が可能となるまで待機する場所がない帰宅困難者（駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者など）を一時的に受け入れるための施設をいう。

**帰宅困難者対策協議会**

駅利用者数が多い主要駅において、駅や駅周辺事業者、市町村などを構成員として組織され、平時から各構成団体の役割分担や地域の行動ルールの策定、訓練によるルールの検証等を実施している。市内では、所沢駅において、所沢駅周辺帰宅困難者対策協議会が設置されている。

**帰宅支援道路**

都内から徒歩帰宅する帰宅困難者に、沿道の事業者が飲料水、情報、トイレなどの提供を支援する体制を推進するために埼玉県が設定する道路をいう。

**緊急安全確保**

警戒レベル5の避難情報で、住民の生命に被害が発生する災害が切迫又は現に起こったことを覚知した場合、住民に対して直ちに自らの命を守る最善の行動をとることを知らせる情報として、市町村長から必要な地域の居住者等に対して発令する。

### 緊急交通路

災害対策基本法の規定により、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する道路の区間をいう。

主に高速自動車道国道及び自動車専用道路、市内では関越自動車道、近隣では国道 254 号が予定されている。なお、その他の道路も必要に応じて、緊急交通路に指定される。

### 緊急通行車両

災害対策基本法に定める車両で、道路交通法に基づく緊急自動車、災害応急対策に必要な緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための標章が掲示されている車両をいう。

### 緊急輸送道路

高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定する拠点（指定拠点）とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路をいう。

### 警戒区域

災害対策基本法第 63 条に基づき市長等が設定する区域で、災害現場での危険防止等のため関係者以外の出入りを禁止、制限し、違反すると罰則がある。

### 警戒レベル

災害発生の危険度ととるべき避難行動を、住民が直感的に理解するための情報である。避難情報や防災気象情報等を 5 段階のレベルで提供している。

### クールダウンスペース

障害者等が気持ちを落ち着かせることが出来る空間をいう。

### 検視・検案

検視とは、検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うことをいう。検案とは、監察医や医師が死亡原因を調べることをいう。

### 激甚災害

大規模な地震や台風など著しい被害を及ぼした災害で、被災自治体への財政援助や被災者への助成が特に必要となる大災害。中央防災会議があらかじめ定めている基準により政令で指定される。

指定されると災害復旧事業等への国庫補助の上積み等がなされ、被災地の早期復旧を支援する。

### 洪水浸水想定区域

想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域で、水防法に基づいて、国土交通大臣又は知事が指定する。

### 高齢者等避難

警戒レベル 3 の避難情報で、高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する高齢者及び障害のある方並びにその方の支援をする方）が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要な地域の居住者等に対して発令する。

### 個別避難計画

避難行動要支援者ごとに作成する避難支援の実施計画をいう。

## 【さ行】

### 災害危険箇所

法令に基づいて指定される災害の危険区域（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）、防災関係機関の調査により把握、公表されている災害の危険箇所（水害リスク情報図、大規模盛土造成地等）の総称である。

### 災害救助法

一定の規模を超えた災害は国の責任で救助を行うことを趣旨とした法律で、災害救助法が適用された災害では、被災者への食品、避難所、応急住宅の提供等にかかる費用が国庫負担となる。

### 災害拠点病院

災害時に多発する重症傷病者に対する救急医療体制を確保するための病院である。高度な診療機能・被災地からの重症傷病者の受け入れ機能・広域搬送の対応機能・災害派遣医療チーム「埼玉 DMAT」の派遣機能等を備えた「地域災害拠点病院」と、これらの機能を強化して災害医療に関する研修機能を備えた「基幹災害拠点病院」の2種類がある。

### 災害時連携病院

災害時に重症患者を受け入れる災害拠点病院と連携を図りながら、中等症患者や容態の安定した重症患者を受け入れる病院である。災害派遣医療チーム「埼玉地域 DMAT」を保有し、災害現場での活動など速やかな医療救護活動を実施する。

### 災害時帰宅支援ステーション

災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、可能な範囲で水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報などを提供する施設のこと。

### 災害対策基本法

災害から国土と国民の生命、財産を守るために、国、自治体、公共機関によって必要な体制を整備し、責任の所在を明らかにするとともに、計画の策定、災害予防、災害応急対策、災害復旧などの措置などを定めた法律である。

### 災害対策本部

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に災害対策を推進するために設置する臨時の機関のこと。市の災害対策本部は、災害対策基本法に基づき市長が設置する。

### 査定前着工制度

災害査定を待たずに復旧工事に着手できる制度で、生活に直結した施設を早急に復旧する必要がある場合に活用される。

### 事業継続計画・業務継続計画（BCP）

大規模災害などが起きた場合に事業の継続、早期復旧を図るために平時に行う活動や災害時の対応方法などを事前に取り決めておく計画のこと（BCP：Business Continuity Plan の略）。

### 市内後方医療機関

所沢市内において、災害時に重症、中等症患者を受け入れる病院である。

## 指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、災害対策基本法に基づいて内閣総理大臣が指定する機関のこと。

## 指定地方行政機関

指定行政機関（災害対策基本法に基づいて内閣総理大臣が指定する国の行政機関）の地方支分局、国の地方行政機関で、災害対策基本法に基づいて内閣総理大臣が指定する機関。

## 指定地方公共機関

地方独立行政法人、土地改良区その他の公共的施設の管理者、都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定する機関。

## 受援計画

大規模災害の発生時に被災した自治体がほかの公共団体や民間団体から人的・物的支援を受け入れるための手順や体制を定めた計画のこと。

## 震度

ある場所における地震の揺れの強弱の程度を表す指標である。震度計によって測定された揺れの強さを数値化したものを計測震度といい、計測震度を 10 段階（震度 0 から震度 1、2、3、4、5 弱、5 強、6 弱、6 強、7）に区切って表す指標を震度階級という。

## 水防管理者

水防管理団体である市町村の長、水防事務組合の管理者、水害予防組合の管理者をいう。

## 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合若しくは水害予防組合をいう。

## 【た行】

### 大規模事故災害

消防や警察だけで対応する通常の事故より大規模で、自治体が対策本部を設置して避難や被災者支援等の総合的な対策を実施する規模の事故をいう。

### D I G (Disaster Imagination Game)

大きな地図を参加者で囲み、災害をイメージして自宅近くの危険物や障害物を把握し、具体的な避難路や要配慮者の避難などを確認する実践的な訓練。

### D M A T

医師、看護師、業務調整員で構成され、大規模災害や多数の傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）から活動できる機動性を持った専門的な訓練を受けた医療チームをいう。

## 道路啓開

災害時に道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、それらの障害物を除去、簡易な応急復旧の作業をし、災害対策のための初期の緊急輸送機能の回復を図ることをいう。

### 土砂災害警戒区域・特別警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律により指定される区域で、土砂災害警戒区域では警戒避難体制の整備等が行われ、土砂災害特別警戒区域では開発行為の制限や建築構造の規制等が行われる。

### 土砂災害警戒情報

大雨警報発表中に土砂災害の危険性が高まった場合に气象台と都道府県が共同で発表する防災情報である。

### 特定大規模災害

著しく異常かつ激甚な非常災害で、災害対策基本法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置されたものをいう。なお、「特定大規模災害等」は、特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害として大規模災害からの復興に関する法律に基づき政令で指定する災害をいう。

### トリアージ

災害発生時等に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること。

## 【な行】

### 南海トラフ地震

駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域としておおむね 100～150 年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震で、前回の南海トラフ地震（1944 年の昭和東南海地震及び 1946 年の昭和南海地震）が発生してから 70 年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生 of 切迫性が高まってきている。また、南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等は「南海トラフ地震に関連する情報」の発表を行っている。

## 【は行】

### ハザードマップ

自然災害からの避難や防災対策に使用することを目的に、災害危険区域、避難場所などを表示した地図をいう。

### HUG (Hinanzyo Unei Game)

避難所の開設・運営責任者となったことを想定し、避難所で起きる様々な事態への対応を短時間で決定することを学ぶ訓練。

### 被災建築物応急危険度判定

地震で被害を受けた建築物について、その後の余震等による倒壊等の危険度を応急危険度判定士が判定し、その結果を表示することをいう。

### 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援するものである。

## 被災宅地危険度判定

地震や大雨等によって宅地が被災した場合、宅地の二次災害を防止するため、被災宅地危険度判定士が宅地の被害度を判定し、その結果を表示することをいう。

## 被災度区分判定

地震により被災した建築物を対象に、建築構造技術者がその建築物の内部に立ち入り、当該建築物の沈下、傾斜及び構造躯体等の損傷状況を調査することにより、その被災の程度を軽微、小破、中破、大破などと区分するとともに、地震動の強さなどを考慮し、復旧の可否とその程度を判定して「震災復旧」につなげることをいう。

## 避難確保計画

水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画。

## 避難行動要支援者

要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難で、円滑な避難のために特に支援を要する人をいう。

## 避難支援等関係者

避難行動要支援者名簿を活用し、避難行動要支援者の避難支援、安否確認等に携わる関係者をいう。

## 避難指示

警戒レベル4の避難情報で、災害が発生するおそれが高く、災害危険区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長が必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。

## 避難所（指定避難所）

災害で住居を失った方などが一時滞在する施設で、災害対策基本法によって指定する施設を「指定避難所」という。

## 避難場所（指定緊急避難場所）

災害の危険から身の安全を確保する場所で、災害対策基本法によって災害の種類ごとに指定する施設を「指定緊急避難場所」という。

## 福祉避難所（指定福祉避難所）

高齢者、障害者その他の特別な配慮を必要とする要配慮者を受け入れるための設備、人材等を備えた避難所をいう。

## 復旧本部

災害対策本部の閉鎖時に応急対策業務や復旧業務が残存する場合に、残存業務を引き継ぐ本部組織である。復興計画を作成する場合は復興本部が設置され、復興本部に残存業務も引き継がれる。

## 保健医療活動チーム

災害派遣医療チーム（DMAT）、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、全日本医療支援班（AMAT）、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、薬剤師チーム、看護師チーム（被災都道府県以外の都道府県、市町村、日本看護協会等の関係団体や医療機関から派遣された看護職員を含む。）、保健師チーム、管理栄養士チーム、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、

日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム（被災都道府県以外の都道府県から派遣されたチームを含む。）をいう。

## 【ま行】

### マイ・タイムライン

水害や土砂災害などから命を守る避難行動がとれるよう、あらかじめ自分自身がとるべき行動を時間に沿って整理した個人や家族の防災行動計画のこと。

### マグニチュード

地震が発するエネルギーの大きさを対数で表した指標である。マグニチュードが1つ増えると地震のエネルギーは約32倍となり、2つ増えると1024倍（ $32 \times 32$ ）となる。

## 【や行】

### 要配慮者

災害から身を守るための適切な防災行動をとることが特に困難な人で、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、難病患者等、日本語を十分理解できない外国人などをいう。

### 要配慮者利用施設

防災上の配慮を要する者（高齢者、障害者、乳幼児など）が利用する施設で、高齢者施設や障害者施設などの社会福祉施設、幼稚園や小学校などの学校、病院や診療所などの医療施設などが対象となる。

## 【ら行】

### ライフライン

電気、ガス、水道、通信、道路など日常生活を維持する上で重要なネットワークインフラ施設をいう。

